

第八十回国会 社会労働委員会 議 録 第十三号

昭和五十二年四月二十日(水曜日)

午前十時六分開議

出席委員

委員長 橋本龍太郎君

理事 齊藤滋与史君

理事 中山 正昭君

理事 枝村 要作君

理事 大橋 敏雄君

理事 相沢 英之君

大坪健一郎君

川田 正則君

戸沢 政方君

湯川 宏君

大原 亨君

川本 敏美君

田口 一男君

森井 忠良君

平石磨作太郎君

工藤 晃君

出席國務大臣

厚生 大臣 渡辺美智雄君

出席政府委員

大蔵省主計局次 松下 康雄君

厚生省公衆衛生 佐分利輝彦君

局長 松浦十四郎君

厚生省環境衛生 石丸 隆治君

局長 上村 一君

厚生省業務局長 曾根田郁夫君

局長 石野 清治君

厚生省児童家庭 八木 哲夫君

局長 木暮 保成君

厚生省年金局長 大和田 潔君

社会保険庁年金 大和田 潔君

保険部長

委員外の出席者

運輸省鉄道監督 杉浦 喬也君

局固有鉄道部長

警察庁刑事局捜 加藤 晶君

査第二課長

大蔵省主計局共 山崎 登君

済課長

建設省住宅局住 国吉 忠君

宅建設課長

自治省行政局公 桑名 靖典君

務員部福利課長

社会労働委員会 河村 次郎君

調査室長

本日の会議に付した案件

国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提

出第三七号)

厚生関係の基本施策に関する件

○橋本委員長 これより会議を開きます。

国民年金法等の一部を改正する法律案を議題と

し、質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。加藤一君。

○加藤(一)委員 年金の審議に入りまして時間を

いただき、年金全般について少し御議論させてい

ただきたい、こう思います。きょうは、厚生大臣

もまだいらっしゃいますので、最初の三十分、

前半を事実関係の確認に使いたいと思います。

私がきょう御質問申し上げるのは、国民年金そ

れから厚生年金、そのものとの関連で特に共済年

金というものを聞ききたい、こう思います。い

ま世間で、いわゆる老後の問題について、公務員

と民間と余りにも差があるのではないか、こういう

意識が非常に強いように思います。それで、いま

年金に対する関心というのは実に強いものがあり

まして、社会保険庁の業務課には毎日二万件から

三千件の電話の質問が来ているということであり

ます。また最近、週刊誌で年金特集をやります

と、それがかなり売れるというような状況になっ

てきております。また、低経済成長の時代になっ

て、いわゆる横並びの関心というのが、あの人は

どうも持っているのだらう、われわれの場合はど

うだらうという関心が非常に強いと思うのです

が、まず最初に、その意味で老後について、いわ

ゆる親方日の丸に近い公務員及び公企体の職員の

老後とそれから一般民間、厚生年金グループ、国

年グループとの間にかなり差があるのではないか

という意識を持っておりまされども、年金局

長、その事実関係についてどんな感触をお持ち

か、お聞きいたします。

○事務政府委員 わが国の年金制度は、八つの制

度に分かれておるわけでございます。創設の時期

その他につきましても違っておりますし、また沿

革あるいは個々の保険制度に入っております人々

の実態も違わけてございまして、年金の額あ

るいは開始年齢等も区々にわたっておるわけで

ございますが、そういう点で各制度間の格差もある

というふうにも見られるわけでございますけれど

も、ただいま申し上げましたように、沿革等も違

いますので、一概には議論ができない、こういう

ふうに思っております。

○加藤(二)委員 一概に議論できないということ

でございますが、それではお伺いしますが、厚生

省は国民年金、厚生年金、船員保険の担当です

ね。それで、一概に言えないと言っても、比較を

する際に、ほかの年金まで十分なる目を向けてお

りますか。

○事務政府委員 厚生省で所管をいたしております

のは、厚生年金、船員保険、国民年金でござい

ますが、この三つの保険が年金制度の対象人員か

らいいまでも大宗を占めておるわけでございま

す。この三つの制度をどういうふうにしていくか

ということにしましては、通算制度もありま

す。現在でございまして、ほかの制度につきま

しても関心を持っておる次第でございます。

○加藤(三)委員 それでは年金局長にお伺いた

しますが、最近、国家公務員をやめられて、いわ

ゆる公団へ天下りになった方かなり高額な年金

をもらっているという話がよくあるのですが、そ

の実態、どれぐらいもらっているにらっしゃるのか、

そのデータをお持ちですか。

○事務政府委員 共済組合の場合には、共済組合

を退職いたしますと、五十五歳から年金が出るわ

けでございまして。そういうことで、公団等の幹部

になられる場合にも年金が出る事実は承知いたし

ておりますけれども、具体的な金額につきま

しては承知いたしておりません。

○加藤(四)委員 そういう事実は承知しているけ

れども、具体的にデータがなくて承知していない

ということでは、わかつておることにならぬと思

うのです。

大蔵省にお伺いいたしますけれども、いわゆる

国家公務員、地方公務員それから公企体共済の人

たちの老後がいいという、そういう事実はあると

思っているにらっしゃるか。それから具体的に、お役

人をやめてかなり高い地位の公団に行った場合

に、どれぐらいの年金をもらっているかというあ

たりを少し、個別の名前は必要ないですから、実

態をお知らせいただけませんか。

○山崎説明員 先ほどの先生の御質問でございま

すけれども、公務員年金につきましまして、いろいろ

と問題になっているわけでございまして、けれども、

私も必ずしもすべてがいいというふうには考え

ておりません。それはごく一部のの人たちに有利な

点はございますけれども、全体的な年金制度の水
準におきまして、必ずしも非常に有利だといふこ
とは、なかなか比較ができないというふうに考
えております。

それから、いま幹部でやめられてという話で
ございますが、個別には数字を私どもも必ずしも
べて把握しているわけではございませんけれど
も、たとえば局長クラスで三十年ぐらい勤めま
して共済年金でいきますと、実は現在三十四万
という俸給の最高限度の頭打ちがございますので、そ
ういったことを勘案いたしますと、二百二十四万
ぐらいの年金額になるかと思ひます。

○加藤(純)委員 いまの共済課長さんの必ずしも
公務員がいいとは思われない、思つてはいない、そ
ういう認識が最大のポイントだろうと私は思ひま
す。必ずしもよくないかどうか、これから数字を
使つてお聞きしていきたい、こう思ひます。

その前に個別的、具体的な例を申し上げます。た
えば私がいろいろ知り合ひの人、それから、い
ろんな経歴から見て推測したデータを申し上げま
す。非常にエリートの場合を申し上げます。ある
国立の一流大学を卒業して、はつきり言えば東大
です、日本でエリートと言われる人、この人が
たまたま民間のある一部上場会社、だれでも知
っている有名な会社に行つて厚生年金加入が二十八
・七、これで年金が百十八万九千円です。それ
で、同じ年次に中央官庁に入つて局長でやめて某
公庫の幹部をしている人、この人は二十七・七年
の加入、六十二歳、これで二百二十二万二千円
です。同じ人生を歩みながらほぼ半分になっている
わけですね、同じ学歴でたまたま民間に行つた者
と公団に行つた者で、民間もかなりつばな一
部上場の会社で重役まで行つてゐる人です。

もう一つ、端的な例を申し上げます。ある中央
官庁の次官をしてやめられて、そしていま政府関
係機関の顧問をしている人、共済加入三十二年ぐ
らいで、大体二百九十一万になります。これだけ
の差があります。それから普通の民間のサラリー
マン、ちょっとエリートクラス、こう言ひます

と、昔ですと旧制の専門学校を卒業して中小企業
の幹部で退職する、加入期間二十六年、こうい
う乙さんという人がいますが、九十八万九千五百
円。同じく大体それに見合うものとして、旧制の
師範学校を卒業して学校の先生になって校長で退
職した、田舎で。これなんかは、よくある、大体
似たような比較だと思ひますが、年金額百九十九
万九千七百八十八円、これは現実にある例であ
ります。このように非常に大きな差があるとい
うことが言えると思ひます。

それは個別の例ではないかと言われるかと思ひ
ますが、それではひとつ厚生省にお聞きします。
五十年年度裁定といひますか、最近までわか
つてゐる新規裁定の厚生年金で全国で一番高い人は
幾らですか。

○大和田政府委員 厚生年金保険の老齢年金にお
きまして、現在におきまして最も高い年金額は、
年額百四十七万七千八百円でございます。

○加藤(純)委員 いいですか、民間の最高、全国
であり得る最高の額が百四十七万円ですよ。それ
に比べてお役所はどうなつてゐるかといひます
と、さっきの二百二十何万とか百九十二万とか、
そんな額ですね。これは私、行き当たりばつた
り、ぼんぼんぼんと持つてきたのです、あなた幾
らもつてゐますかといふことで、それだけで、
全国トップの人の五割増しか七割増しあるわけ
ですね。

ちなみに伺ひしますが、五十年年度新規裁定の
国家公務員の連合会、防衛庁を除くいわゆる一般
の公務員の五十年年度の新規裁定は平均で幾らで
すか。

○山崎説明員 五十年年度の新規裁定の平均額は百
三十七万円でございます。

○加藤(純)委員 百四十七万じゃないですか。

○山崎説明員 いや、これは全体の平均でござい
まして、いま先生がお断りになつた防衛庁を除き
連合会の一一般といふことでございまして、百三十
七万円でございます。裁定年度でございます。

○加藤(純)委員 この間大蔵省からいただいた百

四十七万というのは、どういう数字ですか。

○山崎説明員 これはコンピュータではじま
した裁定年度ではございまして、五十年年度退職
者の数字でございます。百四十七万でございます。

○加藤(純)委員 退職者と裁定年次とでちょっと
違ふと思ひますが、この百四十七万という民間
は、これは五十年年度退職者から、おたくの方の
百四十七万と合致すると思ひます。そうです
ね。いいですか、たまたま民間の全国トップの厚
生年金百四十七万と、中央官庁の同じ年度に退職
した人の平均額と一致するわけです。裁定時で見
ても百三十七万、大体同じような数字ですね。ど
うしてこんな格差があるのか。

それで、それも特殊なケースだと思はれるとい
へませんので、最近の年金の格差がどの程度ある
か、一々お聞きしてゐたら時間がありませぬの
で、事前にいろいろお聞きして調べたのをここに
持つてまいりました。委員長のお許しが得られ
れば、政府委員の方、それから委員の皆さんに御配
付したいと思ひますが……。

○橋本委員長 ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○橋本委員長 速記を戻して。

○加藤(純)委員 委員の方も委員長も見ていた
きたいのですが、老齢年金と退職年金、つまり民
間は厚生年金の老齢年金で見ます。共済の方は退
職年金と呼ばれますね。それで、いままでの年金
をすてでもらつてゐる人全部を含んだ既裁定の平
均は、厚生年金で六十六万七千八百円。これを一
〇〇としますと、国家公務員の場合には、平均で
実に一五七に当たります。地方公務員は一六八、
東京都はもっと高くて、一八二、学校の先生は人
確法の影響がありますので一九四、国鉄一五七、
電電が一七四、専売が一六九、こうなります。こ
のデータについて間違ひありませんね。厚生省、
それから大蔵省、運輸省、自治省、確認をお願い
します。

○本暮政府委員 厚生年金の部分につきまして

は、五十年年度六十六万七千円ということござい
ますが、私どもの資料と一致しております。

○山崎説明員 ただいま確認しておりますが、大
丈夫だと思ひます。

○桑名説明員 資料をまだいただいておりませ
んので、いま確認をしております。

○杉浦政府委員 三公社の関係につきましては、
数字はそのとおりでございます。

○加藤(純)委員 確認をいただきました。

要するに厚生年金に比べて五割から八割、九割
高いという数字がはつきり出ております。しか
し、これは既裁定年金でして、昔から年金をもら
つてゐる人は比較的不利な形になつてゐるとい
うケースがあるといへませんので、最近の新規裁
定、新たに五十年年度から年金をもらひ始めた人、
言うならば年金社会に入つてきた新入生、新入社
員、その人たちの初任給というふうなもの、それ
を新規裁定といふことで比較してみますと、その
下にあります表になつてゐて、五十年年度厚生年金
六十七万八千円、国家公務員百二十二万一千円、
厚生年金を一〇〇にしますと、国家公務員は一八
〇、既裁定の一五七よりぐつと高くなつてゐます
ね。地方公務員一八五、東京都一七〇、教育職、
公立学校の先生、実に二一五、倍以上ですよ。私
の田舎に行くと、学校の先生というのは老後な
ぜいのだらう、田舎に行けばいくほどこの声が強
い。これがデータではつきり出てゐるわけです。
国鉄一八五、電電一八九、二倍近いですね。専
売、ちょっと落ちて一六六。しかし三分の二上増
してゐるということですね。このデータ、間違
ひないかお聞きいたします。イエスノーだけで
簡単にお願いします。

○本暮政府委員 厚生年金については、事実と合
つております。

○山崎説明員 国家公務員の分については、これ
でよろしいと思ひます。

○桑名説明員 地方公務員の分は、これで結構で
ございます。

○杉浦政府委員 この数字のとおりでございま

す。
○加藤(統)委員 どうしてこんな格差があるのか
ということをみんな不思議に思うのは間違いない、ごく自然のことだと思えます。

特に問題は、新規裁定、ことし同じ年にみんな
やめていった、民間の連中は一〇〇だとすれば、
相手が一八〇だ、二二五だということになれば、
格差があると思うのは無理ない。たまたま、あ
いつは長く勤めたとか、いろんなことあるんでし
ようけれども、しかし全国平均で見てこういう数
字ということは、動かせない事実ですね。これは
重大な問題と私は思うのです。

じゃ、なぜそんなことができるか、そこで年金
の格差の制度的な問題を論じたいと思います。

第一は、給付水準ですね。いま言った給付水準
とはちよつと違いますが、制度的にまず官民の格
差が大きくあります。いわゆる共済の方は五十五
歳から支給ですが、厚生年金は六十歳から。しか
し、そうは言っても共済の場合、実際にもらい始
めの平均支給開始年齢は五十五ではないでし
よう、幾つぐらいになりますか。

○山崎説明員 現在の時点では、退職年金者の平
均年齢は六十歳でございます。

○加藤(統)委員 厚生年金は幾つですか。

○木暮政府委員 六十二歳でございます。

○加藤(統)委員 制度から見ると五十五歳、六十歳
の五年差ほどではないけれども、もらい始めて二
年の差がありますね。つまり、このあたりの五十
八とか五十九とか六十とかというのは、退職して
後にどういう老後を送ろうかということ、この
辺の二年は実は厳しい二年なんですね。特に共済
の場合、五十五歳からもらえる。まあおうと思え
ばもらえるわけですね。厚生年金は、六十になるま
でもらえませんか。その差は大きいと思えます。
次に、厚生年金の場合には、働いていますと、
ある程度以上の給料があるともらえませんか。そ
れは幾ら以上になったらもらえませんか。

○木暮政府委員 厚生年金の場合には、六十歳に
なることと退職することが条件でございます。た

だし、退職をしない場合でも六十歳以上の場合に
は、十一万円以下の場合には支給をするというこ
とにいたしました。

○加藤(統)委員 じゃ、共済の方お聞きします
が、たとえば五十八歳ぐらいで役所やめました
が、まあ、五十五歳ぐらいで役所やめました、局長さん
やめました、何とか事業団の理事になりました、
理事長になりました、給料五十万、六十万です。
よくあるケースですが、そのとき年金二十数万
円、これももらえますか、もらえませんか。

○山崎説明員 共済年金の場合でございますと、現
実はグループを変えたということでもらえるこ
とになります。現時点におきましては、恩給公
務員期間等が相当入っておりますので、恩給部分
に相当する部分については多額停止ということが
現実に行われております。

○加藤(統)委員 しかし、共済部分については、
ちゃんともらえるわけですね。

○山崎説明員 共済部分につきましてはもらえま
す。

○加藤(統)委員 片方、民間は十一万四千円の額
にいったら、あとはもらえませんか。片一方は、公
団に行つて四十万、五十万、六十万の給料もらっ
ていても、もらえるわけですね。この差はおかし
いと思いませんか、不平等だと思いませんか。

○山崎説明員 いま年金の問題につきましましては、
八つの制度に分かれていて、この中でございま
して、どの制度におきまして、そのグループを
変えれば年金額が出るということになって、この
グループから厚生年金の適用のグループに入れば、
当然新法年金につきましまして支給する。その点に
関しましては、厚生年金におきましても、ただグ
ループの大きな相違というところはございまし
うけれども、グループを変えれば当然厚生年金も
出るというふうに考えております。

○加藤(統)委員 ただグループの大きな差はあ
りますが、おっしゃいますけれども、片一方、
国家公務員共済というのには五百万人ほどでし
う、厚生年金グループは二千三百万人から二千五百
万人ぐらゐの対象ですね。五倍の大きさですよ。
ですから、共済というグループから厚年に行くと
いうのは、ごく普通にあり得るわけですね。役所や
めてから中小企業に行く、天下りする。しかし片
方は、民間から退職後公務員になるという場合が
あります。グループが違いますから、共済に行
つたらもらえるかもしれない、しかし、そんな
ケースはあり得ますか、現実に関いたことはあり
ますか。

○山崎説明員 ほとんどないと思えます。けれど
も、ごく一部のものにつきましては、民間から公
務員ということの部分もあるかと思えます。

○加藤(統)委員 ちよつと待ってください。ごく
一部なんというのは、たとえば一橋大学やめて
—これはだめだ、公立ですからね。たとえば慶
応大学の経済学部の教授が、退職後経済企画庁の
研究所の研究員ぐらゐになれば、話は別ですよ。
そんなものは希有な例ですよ、退職後公務員にな
った人という話は、探してきてください、全国
で十人ぐらゐしかいないのじゃないですか。

○山崎説明員 いま大学の例が出たわけですが、
裁判官等にはそういう例があるわけでございます。
けれども、確かにいまの問題につきましまして、民間
から公務員ということは非常にまれでございます。
グループごとの計算ということになりまして、少し
も……(加藤(統)委員「おかしうありません」と
呼ぶ)おかしうないということではなくて、グループ
ごとに全く同じような制度をとつていて、まさに
私どもの年金は職域年金でございますので、職域
を外れた場合には出すがたでまてまといふふう
になっております。

○加藤(統)委員 それは理屈でありまして、現実
には起こり得ないことなんです。

それで、杉原さんにお聞きしますが、国鉄退職
後、鉄道弘済会ですか、あれに行つて、一種の国
鉄内部の天下りみたいな話ですが、弘済会に就職
した場合には、何倍給料が高くて年金額はもらえ
るわけですか。

○杉浦政府委員 弘済会の一般の職員につきまし
ては、年金の部分と弘済会の給与の金額を合わせ
まして、在職時給与と大体同じぐらゐの金額にな
っております。

○加藤(統)委員 要するに年金がもらえるとい
うことですね。

それから、いま言いましたように、グループ間
の移動といひましても、片一方は二千五百万人、
そしてこの民間なんか退職後どこへ行つたつて、
民間の網から抜け切れないわけですね、公務員にな
るといふのは、いま言うように希有な例です。さ
ね。そうすると、十一万四千円というものが厳しく
光ってくる、こういうことです。それが国家公務
員の場合にはない。特に特殊機関というのを民間
扱いにしていますね、ですから、こういうことにな
るわけですが、これは一つの大きな不平等が現
実にあるわけですね。

次に、官民格差の問題で申しますと、スライ
ドについて言えば、厚生年金は一種の物価スライ
ド、それから共済の方は賃金スライドになってい
ると大まかに言つていいと思ひますが、これも一
つの差です。

次に、給付水準ですが、厚生年金の場合には、
大体あなたが一生働いた平均給与の六割前後を保
障しよう、まあいろいろあります。うけれども、
大体大きっぱに言えば、そういう思想と見て
間違いないですね。

○木暮政府委員 そのとおりでございます。

○加藤(統)委員 一方、共済年金の方は、あなた
が働いた最終のときの俸給の何割かを保障しまし
よう、最高七〇%まで保障しよう、いまは大体
六二・二%でしようけれども、そういうシステム
になっているというところは間違ひありませんね。

○山崎説明員 間違ひございません。

○加藤(統)委員 一つお伺ひしますが、その最終
俸給というのまた問題です。国家公務員の場合
には、最終俸給というのはどういうことですか。

○山崎説明員 最終俸給といひましても、退職前

の一年間の平均が基礎俸給になっております。それと最高限度として現在では三十四万円を頭打ちにしているわけでありまして。月額三十四万円以下で一年間の平均というふうになっております。

○加藤(紘)委員 ということは、最後の一年の給与ですね。これは昔は三年だったですね。最終の三年の平均をとった。ところが、いつの間にか最終の一年になった。これは事実ですね。——それで、その最終の一年で、たとえばやめるのだから、ちょっと一号俸アップしてやろうというふうなことになるかと、その一号俸アップ分は最終の給与として認められて、一生その有利な一号俸アップの扱いが年金にはね返りますね、それは事実ですね。

○山崎説明員 最後の一月ということではね上げて、それは書いておりません。一年間平均いたしますので、一年前から上げておれば、それはあるいは響くかもしれませんけれども、一年間上げてなければ響きません。

○加藤(紘)委員 最後の一月だったのだめだということですか。しかし、一年間の間に号俸アップがあるわけでしょう。

○山崎説明員 一年間の平均でございますから、もちろん一カ月のところも平均値の中に入ります。そういう点では、最後の俸給ですべてが決定するのだということではないということです。

○加藤(紘)委員 それは最後のやめる半年前にやられれば、一号アップの半分は効いてくる、こういうことですね。

三年間の平均だったのを一年にしたのはいつですか。

○山崎説明員 四十九年度でございます。

○加藤(紘)委員 最近、黙っているとだんだんよくなるんですね。

国鉄にお伺いいたします。国鉄の場合、最終給与というのはどういうことですか。

○杉浦政府委員 退職時点の給与でございます。

○加藤(紘)委員 退職時点といいますが、最後の一カ月ですね。

○杉浦政府委員 そのとおりでございます。

○加藤(紘)委員 ですから、最後の三月三十一日でやめるところを四月一日にやめることにします、そういう取り扱いをやっているケースがあると思うのですが、そうしますと、年金というのは、四月の給与、それにベースアップの完全実施なんかありますと、完全にその一カ月分は最終給与として認められて効いてくるわけですね。

○杉浦政府委員 そのとおりでございます。

○加藤(紘)委員 どうですか、厚生大臣もおいでになったけれども、公務員の場合には最終給与というのは最高給与ですよ。民間の場合には退職が近づくと従ってだんだん落ちてきますけれども、共済の場合には最高です。それがいろいろなこと、これを不平等だと言わなくて何と言おうか。それがデータにだんだんあらわれてくるわけですね。官尊民卑といいますが、最たるものですね。(自民党の政治が悪いんだよと呼ぶ者あり)

○橋本委員長 不正規発言はストップします。

○加藤(紘)委員 ちょっと待ってください、それは後でやるから。大臣に後でゆっくり御感想をお伺いします。

では、その給付がなぜこんなにいいのだから、われわれ高福祉高負担という言葉を使います。このように高福祉だった高負担になるはずですが、それじゃ公務員の場合には掛金が、私、昔役人をやっていたから、役人仲間、ちょっと役人の年金はよ過ぎるのではないかと、政治家になってみて気がついたのだけれども、おまえどう思うと言つと、それはおまえ昔のことを忘れたのか、役人の場合には高い掛金を取られているのだぞ、厚生年金に比べれば格段に高い掛金を取られている、みんなそう思っているのです。それじゃ本当に掛金は高いのでしょうか。

○木暮政府委員 九・一%でございますが、本人負担分はその二分の一の四・五五%でございます。

○加藤(紘)委員 共済課長さんと自治省の桑名課長さんにお伺いします。

国家公務員、地方公務員は何%の掛金で、厚生年金より何%高くなっているか、お伺いします。

○山崎説明員 国家公務員の場合には、いろいろと各組合で掛金率の違いがあります。しかし、連合会の一般の組合員でいきますと、総財源が千分の百十五でございます。そのうち本人負担分が千分の四十六・五でございます。

○加藤(紘)委員 厚生年金と幾ら違いますか。

○木暮政府委員 いまの計算をしますと、〇・一%になるかと思ひます。

○桑名説明員 地方公務員の場合に、都道府県の職員を対象にいたしました地方職員共済組合につきましては千分の百十二となっております。公立学校共済組合も同様でございます。

○加藤(紘)委員 個人負担は幾らですか。

○桑名説明員 個人負担が千分の四十七でございます。使用者負担が千分の六十五でございます。

○加藤(紘)委員 厚生年金四・五五、国家公務員四・六五、その差〇・一%、十円の給料にして一カ月百円。地方公務員の場合に〇・一五%の差、十円の給料の人だと一カ月百五十円の差、四十七百円取られるか四百五十円取られるかの差ですね。〇・一%の差で給付が二倍ですか。なぜこんなことが可能なんです。共済年金は成熟した年金だという話がよくあるのですが、成熟した年金というのは大体掛金率が高くなるはずなんです。厚生年金が十日前に何か発表しましたね。厚生年金が黙ってこのままの給付でいきますと、昭和八十五年にはどうなりますかということを発表しました。新聞にも大きく出ていました。成熟した段階で、昭和七十五年とか八十五年で厚生年金の掛金率は幾らになりますか。

○木暮政府委員 一応の試算なのでございますけれども、国庫負担等がなしという前提に立ちますと、千分の三百くらいになるのではないかと思っております。

○加藤(紘)委員 国庫負担が、いまと同じシステムで、大体いまと同じ発想の設計を続けるとすれば、幾らになりますか。

○木暮政府委員 二割は落ちますので、千分の二百四十くらいになるのではないかと思います。

○加藤(紘)委員 千分の二百四十を半々の負担にしますから千分の百二十、つまり二割は個人負担になるということですね。

○木暮政府委員 そのとおりでございます。

○加藤(紘)委員 大体成熟したら、厚生年金の給付水準は共済よりも低いと私は思うのですが、その厚生年金でさえ一%くらいになっておるのに、どうして皆さんの共済は四・六五くらいにしかならぬのか。共済年金の平均加入期間は、いま三十三年くらいになっているはずですが、これはかなり成熟した段階です。国家公務員の場合には、いま何人か何人のめんどろを見ていますか。

○山崎説明員 五十年で申し上げますと、国家公務員共済組合全体の年金受給者につきましては二二・一%となっております。

○加藤(紘)委員 四人に一人か五人に一人でめんどろを見ていますね。かなり成熟したと言っているのじゃないですか。現役四人で一人の老人のめんどろを見ていますね。かなり成熟している。財政がこんなになっているのはなぜか。に、相変わらず低い掛金率でいけるのはなぜか。国鉄の場合をお伺いします。何人か何人のめんどろを見ていますか。

○杉浦政府委員 五十年の数字で申し上げますと、組合員総数約四十三万六千人でございますが、年金受給者総数は二十四万一千人、割合にいたしまして五五・三%でございます。

○加藤(紘)委員 半数、五〇%を超えていますね。つまり一・七、八人で一人の老人の受給者のめんどろを見ていますという形ですね。これは大変なことですよ。それも最終給与の最高七割まで保障する。いま平均で最終給与の六割から六割一分にいたっている。どうしてそんなに低い掛金率でできるのでしょうか。

そこで、共済の収支を見ましよう。このことで

一つ申し上げたいのですが、いままで共済というのは収支をなかなか明らかにしなかった。いいですか、厚生年金の場合は、この「社会保障統計年報」の中に全部出ていますけれども、皆さんの場合には、私が次に述べるようなことがこの中にはなかなかきれいな形で出てこない。収支が明らかでないのですが、それをこれから明らかにしていきたいと思ひます。

先ほど言いましたように、共済の場合、個人掛金率は四二・五％です。それと同じく四二・五％を使用者としての国または地方自治体、公団が見るわけですね。それに公的負担と呼ばれるのが一五％あるから四二・五分の五七・五、つまり個人の掛金率に対していわゆる負担金というのは、一・三五倍くらいあればいいはずなんです。

ところで、これは運輸省の杉浦さんにお伺いします、一番はつきりしている例ですから。国鉄共済の場合に、個人から集めた掛金は何ぼで、国鉄の一般会計が負担しているのは何ぼで、その倍率は何倍になっていますか。

○杉浦政府委員 五十年で数字を申し上げますと、掛金の金額は三百七十八億円、それから国鉄の負担金が五百十五億円、そのほかに、追加費用といまして八百八億円を国鉄が負担しております。

○加藤(統)委員 去年の委員会でも申し上げましたけれども、この追加費用というのが問題だと思ひます。

委員長、大臣、委員の皆さん、私が配付しました資料の二ページに「共済整理資源」というのがあります。これで見たいだいたいののですが、その欄の三段目に公企体共済(国鉄)というのがあります。個人から集めている掛金が三百七十八億、それから負担金というのはいま言いましたように法定の負担金ですね、一・三五倍に当たるのが五百十五億、それ以外に整理資源と称して八百八億のお金も出ていますが、これは何か。これが大きな問題であると思ひます。そして、これが個人から集めた掛金の二・一四倍になっている。

国鉄の場合には大変ピンチだということですが、これだけ国鉄が追加費用としてつぎ込んでこんな形ですね。

いま大丈夫だと言われている国家公務員だつて、本年度から、個人から集めた、給料から取った掛金よりも、一般の人が余り知らないこの整理資源の方が多くなっているわけです。個人から集めたのが八百八十七億、整理資源が九百四億、これはだれも知りませんよ。

そして「社会保障年報」にも、負担金と称してこれを全部込みで出していますね。整理資源についてどう書いてあるかといえ、何とかの表に何とか整理資源は実額負担方式によるなんというわけですね。おたくで出している「共済新報」も負担金というのは、わざと込みにしてわからないようにして出していますね。どうしてそう隠されるのですか。隠すということはやましいことがあるからじゃないですか。なかなか説明できないからじゃないですか。どうしてこんな多額のお金が出ているか。親方日の丸と称される国家公務員、地方公務員、公企体で、この表で見ればわかりますが、五十年で四百億出ています。たつた百万人ちょっと、百二十万人くらいの受給者に対して四百億出ています。一人当たり平均四十万。四百億といったら、三千億の減税を国民一億にするかしないかで大騒ぎしていたわけでしょう。書記長が寄り寄り集まってきたわけですか、五百億にしようか、あと六百億積めないうちで大騒ぎしていたわけでしょう。それなのにこつちでは、四百億も国民がその存在を知らないお金が出ています。これを知っている人なんてごくまれですよ。年金学者も、調べようと思つたけれども、データを出してもらえないので、共済年金は伏魔殿だと言っている。この根拠を簡単に一言言つてください。

○山崎説明員 整理資源につきましては、私どもの共済年金は、三十四年に恩給と旧法を統合いたしました新共済組合をつくつたわけでございます。過去、恩給の期間に相当する部分につきましては、責任準備金その他を移管されていない、いわゆる積み立ててない、そういう期間も新しい共済組合の期間に算入したわけでございます。その負担につきましては、過去の恩給の例に従ひまして国の負担ということでございます。整理資源はその負担に相当する部分でございます。

○加藤(統)委員 それではお伺いしますが、昔掛金を掛けてなかった、国庫も出していなかった、それがどうして年金の期間に計算されるのですか。いいですか。年金というのは掛金を掛けて、国庫も負担して、だからこそ年金受給権が発生する期間が認められるわけでしょう。掛金を何も掛けてなかったのにどうしてそれが認められるのですか。

○山崎説明員 その点につきましては、恩給につきましてはは国庫納金ということがございまして、残り全額国の負担ということでございます。新法になったときに、そういった恩給期間に恩給局でやればよかったのですが、実はすべての恩給期間も共済年金に引き継ぎまして、その恩給に見合うところの期間の年金額につきましては国の負担というふうになったわけでございます。

○加藤(統)委員 厚生年金、国民年金担当の厚生大臣、この四百億くらい整理資源というのが出てくる、そのデータを厚生省が持ち出したか、御存じでしたか。厚生年金から比べてこれが不平等だと思ひませんか、コメントをお願いいたします。

○渡辺国務大臣 お話を聞いております。本当にこれは降参しました、こう言いたいところでございしますが、いろいろ事情もあるかと思ひます。しかしながら、共済制度につきましては、残念ながら厚生省には監督権がございません。私も不思議に思つたのですが、厚生省の方では、国民年金とか生命保険とか厚生年金、国民の大部分のものは厚生省所管でございますけれども、厚生省の役人の加入している共済制度は厚生省の所管でないということでございます。実際のところ細かいが、枝葉末節に至るまでは監督権がございません。

から、わからないというのが実情であると思ひます。

○加藤(統)委員 いいですか、厚生省は国民の年金のほとんど大宗をなす五千万人近い加入者のいるものを所轄している。その中一つ飛び抜けていい年金があります。基本構想懇談会というもので厚生大臣の諮問機関、ここで資料も出さなければいけません。ところが、年金全体を考えなければならぬその厚生省に資料が何もなく出ていないわけですね。片方で四百億のお金が出ていくという実態、この四百億の性格についてお伺いいたします。

松下次長さんは、厚生年金、国民年金の担当でもあられますが、この四百億というのは、年金保険の理論からいって認められる筋合いのものであるかどうかお伺いいたします。

○松下政府委員 御指摘の整理資源につきましては、共済課長からも御説明申し上げましたように、私どもの共済年金制度が発足する前の公務員の勤務期間につきまして、これを国としてどう処遇するかという問題の立て方に基づいて支出されているものでございます。ちょっと回りくどくなりましたが、三十四年に共済制度がスタートいたしますまでは、一般の公務員は原則として恩給制度の対象でございますから、その三十四年の時点ですでに何年間か現実に勤務をしておりました者は、その勤務期間につきまして恩給法上の恩給を受ける一種の期待権を保持しておつたわけでございます。しかし、戦後になりました、公務員の年金制度につきましても、社会保障の制度の一環として純化をいたしてまいらうということで、これまでの明治以来の恩給制度は打ち切つてしまふ、そして新たに共済制度ということで、保険数理に基づきました年金の制度をつくつてまいらうというときに、しからば三十四年前の勤務の実績をどう処理するかという問題でございます。たとえばこれを年金の数理に取り込んで保険で処理しようとしたら、保険として成り立たなかったであろう

と思います。また職員にいたしましては、自分たちが過去に勤務した年金期間については、将来国から恩給が交付されるという期待のもとに勤務してまいったわけでございますから、その部分について新たに掛金をさかのぼって負担をさせるという事であれば、恐らく納得を得られる制度が発足できなかったのではないかと考えます。そのようなことで、制度の切りかえに伴いまして過去の恩給制度の処理をいたすために必要な経費でございます。社会保障としての年金制度の維持に必要な国の負担ではないわけでございまして、ただいまの共済の負担金には、この二つの種類のものがまじり合っておりましてございまして、ただ、もちろんこれはそういう経過的なものでございまして、将来次第次第に減少していくという性格のものでございまして。

○加藤(統)委員 それはおかしいと思えます。昔恩給の人は二割払っていた、それが国庫に納まっていたというわけです。それで積み立ててなかつたその分は見なければならぬ、これはわかりません。しかし、それは昔納めていたところで、いまの価値にすれば微々たるものです。二十年前、三十年前のことで、大変な変動で目減りしていますから、何十億くらいにしかならぬわけです。一番の問題は過去勤務債務を厚生年金の場合には後代負担にさせている、共済の場合は明らかに国庫から出している、そういうことと見ていいと思うのです。厚生年金に過去勤務債務を後代負担させていませんか、そこをお聞きします。

○木暮政府委員 厚生年金は昭和十七年に発足いたしましたわけでございまして、十七年前の勤務期間と申しますか、そういうものは見ませんで、昭和十七年以降の被保険者期間に対応した年金を出す、そういうたてまえで発足いたしております。

○加藤(統)委員 目減りは見えてないわけですね。いろいろ議論はありますけれども、常識論から見ても、国家公務員だけこんなに成熟した年金を安

掛金でやっているというのはいかにもおかしいと思う。まづこれはしようがないことだ、そういうふうな思われたいですか、松下さんにお伺いいたします。簡単にお願いします。

○松下政府委員 過去勤務債務につきましては、三十四年の制度発足までにさかのぼる過去勤務債務は三者の負担でございまして、ただ、それ以前の期間につきましては、一般の恩給だけ受けております恩給公務員とのバランスもございまして、その部分の過去勤務債務は国の負担になっておるわけでございまして。

いまのお尋ねでございまして、長年続きました恩給の制度を社会保障の年金制度に切りかえてまいり、加入者の同意を得ながら切りかえてまいりますために、また新しい年金制度を堅実にスタートさせてまいりますために、このような仕分けを行ったことは、当時やむを得なかつたのではないかと考えております。

○加藤(統)委員 松下次長さん、原純夫さんという方を御存じですね。前に主計局長をされた方です。この方は、当時大蔵省としてはこれを認めるのは法理論上非常に問題があるということで強烈な抵抗をされておられたわけです。国会の議事録にも載っているわけですが、この問題は、公企体共済が発足するときに、問題だといって大蔵省は抵抗されたわけですが、閣議で反対の決定がされておられたわけです。しかし、その後当時公務員の給料も安かつたものですか、超党派の議員立法でこれをやりました。確かに問題だと思ふのですが、そのときの同じ先輩の主計局長さんの発言を議事録から読みます。「実はこの二元的であると言われる恩給と退職手当との関係の調整の線にいたしまして、率直に申しますれば、もう少し大事をとった行き方にしたというのが率直な感じでございますが、」そして、こういう将来の年金の計算に対して「この計算は非常に将来長きにわたつての計算を正確にやるというのにはむづかしいことなんでございまして、まあ何と申しますか、双手をあげて賛成だと言うほど自信はつかないけれども、まあ超党派でやるのだから、あえて反対しない、こういう経緯があるわけです。」

いけれども、いま超党派でやるのだから、あえて反対しない、こういう経緯があるわけです。いま立場は逆になってしまつて、大蔵省は一生懸命守つておられる。われわれ国会議員は、地元で、国家公務員は人事院勧告完全実施にもなつたし、民間との格差もない、それが老後こんな形になっておるのはどういうのかというところで議論する立場になつたわけですね。大蔵省は筋として、昔これは問題だぞと思われていたが、それをいま経緯的に仕方がないでしようとか次長はおっしゃる。

そこで、お伺いしますけれども、恩給というのは、昔どういふ性格のものだったのですか。退職金だったのでしょうか。民間には退職金があります、公務員には退職金がありませんから、それを年賦払いで払つていきます、これが民間退職金、公務員恩給というシステムなんです。ですから、年金の保険という概念ではなかつたわけですから、せいぜい二割くらい、かつこうだけでもいいから国庫に納めておきなさい、こういう話なんです。

ところが、国家公務員の場合には、昭和二十八年に退職手当法ができています。それ以来、二重取りになつたというわけで、大蔵省の昔の人たちは、非常に深刻に悩まれたわけですね。そこで、新たに昭和三十三年に国家公務員共済法と退職手当暫定措置法の一部を改正するときに、坊政府委員、ということが、いまの坊大蔵大臣が政府次官のときでしようが、その政府答弁でこう言つております。「共済組合の長期給付は、国と公務員との費用折半負担を原則とする保険給付でありまして、恩給は、国の給与の色合いが濃く、同じく国の給与である退職手当と性格上重複しております。したがって、恩給制度をそのまゝにしておいて、退職手当を実情に即したものに改めることができない事情にあります。恩給というものは退職金なんだから、大蔵省はそれとつきり思つておられるわけですね。ごく最近でも、共済組合連合会の会長さんの今井さんが今井メモを出されてお

りますが、この中でも、恩給というものは退職金と同じ性格のものだとはつきり言つております。ですから理論的に、昭和二十八年に退職手当ができて以来、もう二重取りだつたということにはつきりすると思うのですが、次長いかがですか。

○松下政府委員 恩給あるいは退職手当につきましては、若干制度の所管を異にしておりますので、私も、ここで十分説明があるいはできないかと思ひますけれども、やはり戦後、官吏制度が公務員制度に切りかわつていくという過程のもとにおいて、公務員の側の制度も、退職年金の制度と退職金の制度と二本立てになり、また民間の側の制度におきまして、厚生年金や企業年金が発足いたしましたので、新たにこの年金と民間の企業退職金というものの二本立てになつていくというように、全体の社会の慣行が変わつてまいりましたことにそれは関係があるのではないかと存じております。

○加藤(統)委員 企業年金とおっしゃいますけれども、年金基金だつていま年額四万円くらいしか出ていません。それから一番問題なのは、いわゆる退職手当の期間計算としては、恩給期間を認めるのはいいでしょう、しかし、それはあくまでも年金として認めるわけにはいかなかつたわけですね。時間がありませんので、もうそろそろ終わりにしなければなりません。私は、いまの松下さんの説明というのは、非常に苦しい説明だと思ひます。厚生年金との絡みで見ますと、これを何とか是正してもらわなければならぬと思いますが、これをいままら言うわけにいきません。ここで答弁できる問題ではないと思ひます。

そこで一つだけ、大蔵省、自治省、運輸省にお伺いします。一言だけイエスかノーかお願いします。今後資料を全体に公開してください。それを行つてくれませんか。少なくとも年金担当の厚生省にはちゃんと行くように。こんなことをやっていたら、将来大変な掛金になつて国鉄みたいにパンク

するのですが、大蔵省は将来の掛金予想も出され
ない。ですから、資料を全部公開するということ
をここで御確認願いたい。厚生省に渡すというこ
とを……。

○松浦政府委員 従来いろいろ制度上の問題がご
ざいまして、十分資料ができていなかった点、あ
るいはそれが十分各方面に行き渡っておりませ
んでした点がございまして、それは今後ひとつ、
そのようなことがないように必要な資料を必要
な方面にお届けをするように約束をいたします。

○桑名説明員 私どもの方でつくりました資料に
つきましては、そのように手配します。

○杉浦政府委員 できる限り正確な資料をつくり
次第、出したいと思っております。

○加藤(純)委員 時間がなくて残念ですが、退職
金もいま民間よりもずっとよくなっています。こ
の表の最後を見てください。

従業員百人以上の企業、新旧大学卒定年で一番
いいところで千七百一十一万円、国家公務員は三十
年から三十四年で千三百万円、それより長くて三十
五年から三十九年になると千五百九十二万円、地
方公務員は千三百四十八万円に千四百九十七万
円。いまの現状では退職金も一・五倍くらい、年
金は二倍に近い。高福祉低負担、役人だけ一番最
初にやっています。役人だけが老後安心して暮せ
ます。そうして現実の現役のときの給与は、人事
院勧告の実施では民間との格差はなくなるよう
になって、四月実施。これで私、済む問題では
ないと思っております。

この問題、本当に民間の労働者は立ち上りた
言いたい。総評なんかいろいろやっているけれど
も、一体、民間の立場を考えているのかと言いた
い。親方日の丸になった国家がいつか減るとい
うのは歴史の定めでありまして、きざなことを言
いますけれども、大臣、なかなか発言しにくい立場でしようけれ
ども、はつきり大臣の率直な御感想をお伺いし
たいと思っております。

○渡辺国務大臣 非常に勇気のある、大変御勉強
と、現在の年金制度は非常によい制度で、うまく

された貴重な御意見を聞かしていただきまして、
大変勉強になりました。これは、やはり親方日の
丸といえますか、何といえますか、官民の格差、
やはり法案等は役所がつくるし、いろいろな事情
もあったのでしようけれども、加藤さんの言うの
は筋論でございまして、格差は是正されるように
私は今後も努力をいたします。

○加藤(純)委員 終わりますが、私は、これは官
民格差が存在するという点を指摘しました。で
すから、これを官を下げることか、民を上げるの
か、これは議論がありますが、しかし少なくとも
も、これだけ高い給付をやった、どれだけの国
家の財源を必要とするか、掛金にはね返ってくる
か。国鉄の常務の方、きょう来られて、ちょっと
時間がなくて失礼ですけれども、本当に頭の痛い
ことだと思っております。もう国鉄はパンクする、そ
して厚生年金に入れてくれというふうな話になっ
ちゃう。しかし、それはイソップ物語のアリとキ
リギリスみたいな話でして、夏の暑いときにい
い目をして、一生懸命いい年金を取って、いざ
掛金が高くなるぞと言われていたのに知らないで
一生懸命遊んでいた、それじゃアリは仲間に入れ
てくれと言ったって簡単には入れませんよ。

本来、スウェーデンに行かなくても、こういう成
熟した年金がいかに高い掛金になるか、おっかな
い事態というのを国民の目に見せるいいサンプル
があったのです。それが制度、名前を変えまし
た、すん、昔の給付は国家で、制度が変わりま
した、すん、大体、旧法時代の過去勤務債務を
見るなんていうのは理屈がつかないですね。私
は、はつきりこの事態を国民の前で広く議論すべ
きだと思っております。

時間がないのでこれで終わります。
○橋本委員長 次、安島友義君。
○安島委員 まず初めに大臣に、現在の年金制度
についてどういう御認識をお持ちかお伺いした
いと思うのです。

やや抽象的でございますが、簡単に言います
と、現在の年金制度は非常によい制度で、うまく

いつているというふうにお考えなのかどうか、お
伺いしたいと思います。

〔委員長退席、枝村委員長代理着席〕

○渡辺国務大臣 年金制度は、社会保障の重要な
柱の一つでございますから、これは、やはり充実
をするように今後とも努めていかねければなら
ぬ。しかし、ただいま加藤議員からもいろいろ御
指摘がありましたように、発足のいきさつも違え
ば歴史も違う、いろいろな事情で受給年齢等にも
アンバランス等もあるし、内容もいろいろ違いま
す。したがって、これらの問題については、
現状のままでいいとは思っておらないので、厚生
省においても、年金制度基本構想懇談会をこしら
えて、それらについて格差も是正する方向で、そ
れからやり方等についても、負担の問題もどうい
うふうに負担をすべきなのか、いろいろ検討をし
てまいりたい、かように考えております。

○安島委員 いろいろ問題があるから、技術的な
改善策を講じなければならぬというようにお考
えになっておられると思いますが、いいですか。

○渡辺国務大臣 結論的に言うと、かなり思い切
った改革というものが必要でないか。それから、
先ほども受給年齢というふうな問題等もございま
したが、これは人生わずか五十年という時代の五
十五歳定年というふうな問題も、いま民間でも六
十歳定年というものが言われて、三十歳という
ものももうすでに六十歳定年制がつくられるよう
になった、あとは五十五歳定年というもので、両
方で大体七割以上のものになっております。しか
し、人間が長生きすることになれば、定年制の延
長ということも当然のことでございますし、それ
らの問題も含めて、これは雇用政策とも関係のあ
る話でございますから、やはり大きな政治問題で
あると存じます。したがって、そういうものも
含めて本当は改正をしなければ、抜本的な改正と
いうことにはならないのじゃないかと思いたすけ
れども、いずれにしても改正の方向で取り組んで
まいりたいと思っております。

○安島委員 いまも加藤委員から、公務員や公共
企業体の職員の年金について、民間等と非常に格
差があるのではないかと、特に終始一貫、これらの
対象者は非常に給付水準が高いというように言わ
れているのですが、私が初めに大臣にお伺いした
いは、これは相対的な比較の問題であって、厚
生年金や国民年金が政府が言うほど高い給付にな
っていない、むしろ厚生年金や国民年金の受給者
が余りにも低いというふうに私は考えております
が、その点どうですか。

○渡辺国務大臣 したがって、私も先ほど答弁を
いたしましたように、それには歴史的な沿革、発
足の状況、条件の違い等、いろいろ違いがありま
すから、格差が出ておるといっては現実の姿でご
ざいます。国民年金等は、御承知のとおり発足間
もないというふうなこともございまして、これは
諸外国の例等を見ても、ヨーロッパあたりは大
体六十五歳というのが年金の受給開始の年限であ
ります。フランスは女性が六十歳とか言っており
ますけれども、そういうようなこと、それからま
た掛金の率、こういうようなもの等においても、
いろいろこれは検討していかなければならぬ、
かように思っております。

したがって、結果論から言って、厚生年金、国
民年金というものが、水準としてはかなりのところ
にいておられるけれどもまだ低いということも事
実であります。しかし、それにはそれなりの事情
があるわけでありまして。

○安島委員 確認の意味でお伺いいたしますが、
厚生年金のモデル年金と言われているものは、こ
れは二十八年掛金を掛けたものですが、現在が九
万三千九十二円、この改正案が通れば九万八千三
百二十五円ですか、この受給対象者数はどのくら
いになるというふうに推定しておりますか、お伺
いしたい。

○渡辺国務大臣 私がいま答弁をいたした中で、
フランスにおいては女性が六十歳と申しました
が、男女とも六十歳でございますので訂正をして
おきます。

○木暮政府委員 いまの数字、すぐ出ますので、

しばらくお待ちください。

○安島委員 これは言うまでもございませんが、国民年金の場合には、このモデル年金の該当者はおりませんね、念のために確認します。

いまのやつは調べた後で結構です。

○本務政府委員 国民年金は、二十五年間の資格を満たした場合に年金が出るわけでございます。昭和三十六年の発足でございますので、現在二十五年の資格期間を満たした年金は出ておりません。

○安島委員 したがって、国民年金の場合には、現在は十年年金、五年年金という該当者のみが受給対象者になっているわけですが、この十年年金、五年年金について、念のために、年度の改定によって受給額は幾らになるのか御答弁いただきたい。

○本務政府委員 まず、先ほどお尋ねがあった件でございますが、モデル年金の金額を受給できる人は、既裁定の年金受給者全部の中で一四％でございます。

それから、ただいまお話のありました十年年金でございますが、五十一年度で二万五千円でございすけれども、九・四％のスライドを予定しておりますので、二万二千四百二十五円でございます。それから、五年年金につきましては、現在一万五千円でございますが、これも九・四％のアップを予定しておりますので、一万六千四百八円になる、こういう見通しでございます。

○安島委員 またもとに戻りまして、厚生年金の場合の受給者の平均は幾らになりますか。

○本務政府委員 昭和五十一年三月末で年額で六十六万八千円でございます。

○安島委員 月額では十二で割ればいいわけですから、すぐ出るでしょう。

○本務政府委員 五万五千六百六十七円でございます。

○安島委員 したがって、厚生省がよく外部に発表されておるモデル年金の場合、今度改正しますと約十万円になるというその実態は、受給者

の該当者はわずかに一四％であって、平均値は月に直しますと五万五千円程度である、こういうふう確認しているわけですね。

○本務政府委員 先ほど先生がおっしゃられましたように、モデル年金は二十八年度の被保険者期間を持つ人の場合でございます。現実には年金が出ておりますのは、たとえば四十歳以上、十五年というふうな特例で年金を受給しておる人も相当ございまして、平均では、ただいま申し上げましたような五万五千六百六十七円、こういうことでございます。

○安島委員 先般厚生省は、年金財政について、これから年金財政の前途は非常に厳しいものがあるというところで試算の数字を出されたわけですが、これはどういうふうにお考えの上でこういうのを公表されたのか、まずお伺いしたい。

○本務政府委員 厚生年金、それから国民年金につきましても、昭和五十一年度におきまして財政再計算をいたしまして、法律改正を行った次第でございます。若干の修正が厚生年金等についてあったわけでございますが、国会の修正の結果を織り込みまして、昭和五十一年度の改正を基盤といたしました再計算の数字を公表いたしましたわけでございます。これは再計算の終わった都度やつておることでございます。

○安島委員 少し話をまた別の方に戻しまして、現在の年金制度は非常にわかりにくいようになっているわけですが、これには仕組みが複雑であるということや、厚生省としての、いわゆる行政監督の責任にあるところが、年金制度の仕組みや運用あるいは手続等に対して必ずしも十分なPRが行われていないように考えますが、この点いかがですか。

○大和田政府委員 ただいまの御質問は、年金制度に関して相談なり広報なりをどのようにやっておるか、こういうようなことだろうと思います。私もこの問題につきまして、年金時代と言われますように時期に際しまして、国民の方々にいかに年金をよく周知させるかということに全力を

挙げております。

相談につきましても、かなり膨大な相談件数がございす。社会保険庁の業務課、これは中央でございす。ここです。先般、四月の十八日でございますけれども、相談センター、これをオープンいたしました。一日二千件ないし三千件といわれまして電話に答えております。と同時に、来訪者に対しては答えております。相談に当たるといふことをやっておりますが、それ以外に都道府県の段階では国民年金課、保険課、それから社会保険事務所、さらに市町村の段階でも十分相談に応じられるよう努力をしております。そのために五十二年度におきましても、いろいろと相談の拡充、たとえば県段階にございす相談コーナー、これは大都市に六カ所ございす。それをさらに拡充するとか、あるいは相談員の増員をするとかいったようなことを図りまして、相談体制の充実を考えております。さらに積極的に受給者なり被保険者なりの声を聞きまして、なお相談を進めていく、充実をしていくというふうな方法も考えております。

この点につきましては先生の御指摘の点につきまして、今後十分に前向きに努力をしていく、こういうふうにご考慮をしております。

○本務政府委員 先ほどの答弁の補足をさせていただきます。ただいまと思ひますが、モデル年金が九万円に對しまして平均の年金が五万五千円というふうに申し上げたわけでございます。これは、そのときお断りしましたように、昭和五十一年度の三月末の数字を申し上げたわけでございます。その後法律改正をいたしまして、五十一年九月現在で平均の年金額が六万八千七百七十四円に上昇しておりますので、つけ加えさせていただきます。

○安島委員 いまもお答えがございましたが、社会保険事務所等に年金の手続の問題、あるいはいろいろの問題に對しての問い合わせが、先般の新聞によりまして、年間七百万件ぐらゐ全国で扱っておりますという報道がされておりますが、これは間違いございませんか。

○大和田政府委員 ただいま御質問のように、全国の社会保険事務所では年間五百七十万件程度の相談件数がございす。

○安島委員 これは一体いかなる理由でといひますか、このようになぜ多くの問い合わせが殺到しておるのか、それをどういふふうに分析をされておりますか、お伺いしたい。

○大和田政府委員 お答え申し上げます。

年金の受給者からの問い合わせが非常に多うございす。これは、たとえば年金の受給者がいつ年金を裁定してくれるのだろうか、年金の裁定請求書を出したけれども、まだ回答が来ない、あるいは年金の支払いの時期に到達したけれども、支払い通知が来ない、どうなっているのだろうか、郵便局を変えたために来ないのではなからうか、あるいは障害年金や母子年金等に関しまして、いろいろの現況届等の各種の届け出がございす。これをどういふふうにしたらいだろうかというふうな年金受給者からの御相談が非常に多うございす。それからなお、被保険者でまだ年金を受けておられない人からも、もう五十歳過ぎまして、ぼつぼつ定年というふうな方々からも、大体私の年金はどれぐらゐなるのであろうかといったような御相談もございす。いろいろの種類の御相談が来ておるわけでございます。

○安島委員 一口に言つて、非常に仕組みが複雑でわかりにくい。しかも、その都度問題点が指摘されると、その部分だけは修正されますから、抜本的な改善策が行われないままに部分的な修正が積み重なるから、わからないところに持つてきてなおわかりにくくなる。しかも、この手続等が非常に煩わしいようになっておる。そういうふうないろいろの要因がある。言うなれば、この際、抜本的に見直す必要があるというふうに私は思ふのですが、いかがでしょう。

○本務政府委員 現在の年金のわかりにくさというこの原因がどこにあるかということでございますが、年金額を計算いたします場合に、定額部分と報酬比例部分と二つございまして、それをそ

れぞれ計算して足し上げて年金額を出すということになっておるわけでございます。定額部分につきましては、現在で言いますと、千六百五十円に被保険者の期間の年数を掛ける、二十年の方であれば千六百五十円に二十を掛けるということと比較的簡単に算出するわけでございますが、問題は、報酬比例部分の計算であらうかと思うのでございませう。報酬比例部分の計算につきましては、被保険者の方が社会に出て被保険者になったそのときから厚生年金をやるまでの間の月給をすべて基礎といたすわけでございます。自分の月給が過去二十年なり三十年なりというふうに移りましていくということの記録がなかなか手元になんかあるわけございまして、そういうものを計算しなければ年金額が出てこないで、非常におわかりにくいということになるわけでございます。

なお、申し添えますれば、それも生の月給ではございませんで、その後の賃金事情等を加味しまして、過去の月給は読み直しをするということもいたしておるわけございまして、国民にとつて非常に大切な自分の年金額が、そこで自分ではじき出しにくいことがあるわけでございます。ただ、この点につきましては、厚生年金の対象の企業は非常に多くございまして、賃金体系もさまざまございまして、基本的には、いまのやり方を続けるを得ないのではないかとこのように思っておるわけでございます。

○安島委員 年金財政の問題に触れますが、将来非常にいろいろな問題が出てくるということは承知しておりますが、われわれは、現在の年金制度そのもののいろいろな問題点があり、給付水準も非常に低いし、名目が国際的な水準に達しているだけであつて、実態はむしろ先進諸国の中では決して自慢できるような実態になっていない、にもかかわらず、年金財政が非常に圧迫されてくるであろうという想定の上に立って、先ほどの質問等で私、聞いていますと、どうも厚生省、特に政府の態度を見ますと、何か特に公務員とか公共企業体のそういう職員の方に矢面を向けて、そして現行

の国民年金や厚生年金のモデルと言われているようなのは、実態はまだまだ先の話である、そういう実態から目をそらしておられるように思うのですが、大臣この点についてどう考えますか。

○渡辺国務大臣 年金の問題は、先ほどから言っておるように、掛金の期間によつて決まるのであります。国民年金の場合は、発足後二十八年は経過をいたしておらないので、経過をすれば九万円年金が実現されます。それは期間が短いのです。掛金の期間が短いのですから、掛金を長く掛けた人と短い人とは差が出るのは当然で仕方のないことである、私はかように考えておるわけでありませう。

○安島委員 大臣は、いふんと単純に年金の性格というものを割り切っておられますが、私は、少なくとも社会保障の最も柱となるべき年金に対して、その所管大臣がそういうふうな簡単に割り切ってしまうのはちよつと問題があると思うのです。それは現行の仕組みがそうなつておることならわかりますが、この現状でよいというふうな考へておるわけですか。

○渡辺国務大臣 要するに年金受給者は、自分の掛けたお金を運用してそこから年金を支払われるわけだけれども、現実の問題としては、それ以外に実際には国民年金は三三、約三分の一の国庫負担をやつておるわけですが、決して国庫負担をやつてないわけじゃない。私は、国庫負担の割合というものは、先進国に比べて日本は低いと思つておりません。ですから、だんだん掛金の期間が長くなつてくれば、国の負担も大変な額になります。ただ公務員の方は、先ほどもあつたように、いろいろな事情があるかもしれないが、一人当たり四十万円ぐらいの整備費等を含めたものが年間に配分をされておる。ですから高くなつておるのではありません。そこで、国民全体に対してそれだけのものを財政でみんな持つか、それは持てれば一番いいことですよ。われわれも国会におきまして、国の助成ということとは年々強く要求してきておるわけ

す。しかし、しよせん国は財政といつても、それは税金で取るか赤字公債を発行するかそれしかないわけですから、やはりそれにはおのずから財政の制約もある。

こういうことで、私は、決していまのままでいいとは思つておりませんが、しかし、国の負担率をもつと上げるといつても、現実的にはなかなかむずかしいという実情を申し上げたわけでありませう。

○安島委員 大臣は、さきの社労委の所信表明の中で、福祉年金等については物価の上昇を上回る引き上げを図つたというように述べられておるわけですが、確かに、物価の上昇率と年金のスライド率といふと、アップ率を単純に比較すれば、言われているとおりでございませうが、こういう老齢福祉年金あるいは障害福祉年金や母子福祉年金受給対象者の生活状態、言ふなれば、よく言われるエンゲル係数といふものが、こういう点で考えますと、一般的な物価上昇率というものをそのままこれらの対象者に当てはめて、物価上昇率を上回る引き上げを図つたというものは、どうもちよつと納得がいきませんが、その点についてどう考えますか。

○渡辺国務大臣 物価の上昇率が九・四%、しかし今回は福祉年金は一・一%上げました。これについて私は、満足というわけではございませうが、諸般の事情からおおむね妥当なやむを得ないところであらう、こういうことを申し上げたのです。よくエンゲル係数や何かから例を出しまして、生活保護基準の二万円、この生活保護でさえも二万円出すのだから最低ではないか、軽費老人ホームに入るぐらいの額の二万円、これでは最低ではないか、こういうお話は再三四回皆さんから聞いておるのです。しかし、ともかく福祉年金は御承知のとおり掛金をしておりませんから、全額国庫で出すということになつておるわけですから、千円上げますと、大体それだけで六百億円かかるわけですよ。ところが二万円にすると五、六、三千億円という話になる。しかも仮に二万円にす

るといふことになれば、それだけじゃ済まないで、二万円にすると、五年年金で五年掛けた人の年金が一六六千円台でございませうから、掛けた人の方が掛けた人よりも三千五百円も高くなるというところは承服するわけがない。五年年金の人をそれじゃもつとそこで上げるということになると、また何千億かかる。五年年金が十年年金よりも高くなつたら、十年掛けた人がべらぼうなことを言うなという話になる。(「それじゃ大蔵大臣だ」と呼ぶ者あり) いやいや大蔵大臣じゃないけれども、そういうことになるでしょう。そうなるてくると、それはもう大変なことになつてくる。恩給にも響く。だから、仮に福祉年金だけ二万円に上げて、バランスをとるということになれば、恐らく一兆円になるか八千億になるか知りませんが、思いがけない莫大な金額になるわけですよ。

そういうような事情等もありまして、現在のようないや八兆円も借金しなければやつていけない、にちつもさつちもいかぬというふうな状態の中で望むべくしてできないというのが現実の姿なんです。(「それは大蔵大臣の答弁だ」と呼ぶ者あり) いやいや、厚生大臣といたしましては、国務大臣でございませうから、国の財政全体と関係なしに幾らここで横になつて騒いでみたところで、これまたできっこないわけですよ。

ですから私としては、一・一、一万五千円というものが、諸般の事情、横並びの問題を考えると、これでもともかくぎりぎり骨を折つた、尽力をしたというつもりでございませう。

○安島委員 いまの政府、特に所管の厚生省の御見解を聞いていますと、私たちは、もつともっと年金制度の本来の趣旨、目的に沿うように充実してはしい、そしてもっと公正、平等の年金というものを確立してもらいたい、この要望を強くしているわけだけれども、財政の問題というのは、非常に重要ではありますが、財政、財政で、聞いていると何かそれに逃げ込んでいふような感じがする。たとえば先般の年金財政の将来展望ということ

についても、私は、何も三十年先はどうでもいいとは思いません、しかし現実には、いまの年金の受給の実態がどうなっているか、そして本来社会の谷間にあえていような人々に対して、どういうように社会保障全般の中で年金制度というものを位置づけるかというのを基本に置くべきではないですか。その点についてはどう考えますか。

○渡辺国務大臣 それは私もそう思っております。そう思っておりますのでございますが、これは、やはり公平の問題というのが一つあるわけです。たとえば生活保護基準というものは、私も再々申し上げておるのですが、財産を持つておる人は生活保護の対象になるわけではないのです。そうでしょう。ところが、福祉年金の方は財産を持つていたって関係ないんですよ。何百万円あるいは幾ら持つておろうと関係ないという点から、それをそれと同じ基準で当てはめると言っても、乗用車持つておって送り迎えを受けて、中小企業のだんなさんが社長で、奥さんが年金もらつておられる、ところがその隣には、だんなさんが学校の先生で、亡くなって、いままで百万円もらつておったけれども、それがいまは五十万円しかもらえないという人、これは福祉年金もらつてないわけですね。そうでしょう、公的年金は併給しないという基本的な問題がありますから。

そこで私も、当初からこの問題をうるさく言いました。去年まで二十八万円の併給の限度額を三十三万円に、五万円それでもとし上げたわけですね。これにも金がかかるでしょうね、したがって、どっちを優先するか、限りある財政の中なんですから、どっちを優先すべきかということになってくると、やはり谷間にあるということになれば、そういうような本当に財産もない、おやじの年金だけ、おやじと云つてはしかられるかもしれないけれども、夫の年金だけに頼ってきた、突然なくなった、しかも年金額が四十万とか半分に減ったから少ない、そういう人の方にやることの方がむしろ本当なんじゃないかというふうなことなどで、それでことしは二十八万から三

十三万にその支給限度額を上げたわけですね。

ですから、やはり財政の中で財政を無視してはできない話なんです。できるわけが、しかし、予算の獲得に骨を折つておるわけですが、しかし、その中で決まらしてしまつて、もうこれ以上できないぎりぎりのところというところになれば、その中で公正の確保というものは、やはり厚生大臣としては必要ですから……(厚生大臣から公正にやれと呼ぶ者あり)だから、公正にやるように私としても努力をしております。それらの点も御了解いただきたい、かように考えるわけですね。

○安島委員 答弁の中のある部分については理解できるところもありますが、何か聞いていては、第三者的、評論家的な、何か所管の大臣としては、こういう人もあるなどというふうなことで言つてはおかしいのではないですか。むしろどこに問題があるかと言ふならば、先ほど言いましたように、非常に複雑な仕組みになつてわかりにくい点もあるし、それから社会保障全体の中で、たとえば老齢福祉年金受給者の対象者の場合にもこういうふうな事例もある、それから障害福祉年金受給者に対しても、年金だけでなくてこういう救済の道も講じている、それを両方合わせればこういうふうなことになるかというふうな、そういうような十分納得のいくような説明の中で問題点を指摘されるならば理解できますが、何か現象面の部分的な問題だけをとり上げて論評しているような態度はおかしいじゃないですか。

○渡辺国務大臣 したがって、そういういろいろな問題があるので、私としては、とりあえずできるだけの確保をするように努力をいたしましたが、根本問題があるわけですね。いま言ったように、たとえば併給の問題等についても根本の問題がある。これらのことについては、私は厚生大臣になつてすぐに予算ですからね。

〔枝村委員長代理退席、委員長着席〕
そういうふうなことで、なかなか基本問題に触れる時間的余裕もない。したがって、これらについてあなたの方の御指摘になるような矛盾点や何かも

たくさんございまして、去年から年金制度基本構想懇談会というものをこしらえて、その中で役所で専門家を集めて検討しているわけですね。だから、そこでもよく話を詰めて、国民のコンセンサスを得られるようなものをこしらえようということ、それと秋までに大筋をまとめるように努力をしようということ、いま鋭意検討して作業を詰めておるといふ最中でございまして、決して厚生大臣として評論家的なことじゃなくて、本当にやっているんですよ。

○安島委員 たとえば国民年金の場合でも、先ほど触れましたように、現在のところは対象者は五十年年金、十年年金、これをこのままにするかと放置したままで、そして年金財政は皆さんの試算によると将来相当苦しい状態になる、つまり本来、いま直ちに是正しなければならぬような問題点を放置したままで、十年先、二十年先の青写真の主として財政的な問題のみ示されたのでは、一体現行の矛盾点をいつになったら改善するのかという切実な要求を持つておる人々に対して、どういふふうな厚生省はこたえられる考えなんですか、お伺いしたい。

○渡辺国務大臣 ですから、ただいまお答えをいたしましたように、根幹に触れる問題については基本構想懇談会で専門家の意見によつて話を詰めておる。財政の問題は、しよせん年金を支払うとすれば掛金で払うか、そこへ国が幾ら助成するかという二つしか実際問題としてないわけですね。ですから、国の財政という問題の大きな長期展望というものを考えないで厚生省だけ勝手に図面を引いてみたところで、これも絵にかいたもちみたいな話になつてしまふ。したがって、そういうような話でこぼこ正と不公平正も含め、それから掛金の問題も考え、国の財政の展望も横にらみできちつと見ながら年金制度の改革をしよう、こういうことで作業をいたしております、こういうことでございます。

○安島委員 どうもすれ違いになつてしまつていたのですが、たとえば老齢福祉年金は現行一万五千五百円を今度の改正では一万五千元、それから障害福祉年金、これは一級だけ申し上げますと、現行一万三百円を二万二千五百円、それから母子福祉年金、現在一万七千六百円を一万九千五百円というふうな引き上げる。率は、先ほど言いましたように、一応単純な計算では確かに物価上昇率を上回る率に上がつていくけれども、これらのいわゆる受給対象者の実態をどうとらえているのか。確かに、その他のいろいろな社会保障全般の中でいろいろな救済の道も講じられておると思うので、すけれども、事務当局として、いま大臣が説明されたように、今度改正されるこの給付水準の中で、これの対象者は最低生活が維持できるというふうに考えておられるのですか。

○本暮政府委員 老齢福祉年金につきましては、現在一万三千五百円を一万五千元にするわけでございます。これにつきましても、昭和四十八年以來できるだけ大幅に引き上げるといふ努力をいたしまして、非常に急速で充実をしております。次第でございまして、その結果、先ほど大臣が申し上げましたように、五十年年金にぶつかるといふようなところまで来たわけでございます。老齢福祉年金のあり方につきましても、制度全体の横断的な見直しということになればならない時点になつておるわけでございます。障害福祉年金、母子福祉年金、こういう福祉年金を受給されておる方の生活実態というのは、さまざまだと思うわけでございますけれども、障害の方あるいは母子世帯の方につきましては、それぞれ社会局及び児童局で従来いろいろな対策をやつてまいりました。充実に努めておる次第でございます。

○安島委員 現在一番新しいところで年金の積立金の累計はどのくらいになつておるのですか。

○本暮政府委員 五十一年度末で厚生年金が十四兆になるというふうに見込んでおります。

○安島委員 国民年金はどうなつておりますか。

○本暮政府委員 約一兆というふうに見込んでおります。

○安島委員 国民年金の積立金の運用についてどうなっていますか。簡単に答えをお願いします。

○木暮政府委員 国民年金につきましては約一兆と申し上げましたけれども、一兆六千億ぐらいになるというふうな見込みでございます。両年金の積立金でございますが、これは資金運用部に預託をいたしまして確実有利な運用を図っておりますところでございますが、そのうち三分の一の額につきましては還元融資ということで、国民生活に密着した分野に還元融資をしております次第でございます。

○安島委員 長期間の年金財政の試算というのはさしておきまして、私が先ほどから申し上げておりますように、年金財政の将来に対して私も決して楽観的であるわけじゃございません。非常に問題があることは承知をいたしておりますが、何としても現状のいろいろな矛盾点を一刻も早く改善すべきではないか。

そういう点で、わが党がかねがね主張しておりますように、現行の積立方式から賦課方式に切りかえるべきである、あるいは根本的にそういうような運用をするにはもう少し検討しなければならぬというならば、ある一定の経過措置として、最低生活を年金によって維持しているような対象者に対しては、やはりそれを維持するに足るような最低保障額とでも言うべきものの、現在もありませんが、私はこれでは不十分だと思う。ですから、年金の積立方式か賦課方式かということと、もう一つは、現在の最低限ここだけはどうしても改善しなければならぬというような問題に対してどういうふうな考えておられるのか、お伺いしたい。

○木暮政府委員 年金の財政方式の問題でございますが、年金の一番重要な面でございます。今後とも研究を進めていきたい、かように思っておりますけれども、現在、日本の人口構成が急激な高齢化をたどっており、これが一つございまして、また賦課方式をとりました場合に、人口の老齢化を背景といたしまして、世代間の負担のア

ンバランスということも非常に大きな問題になってくるのが予想されますので、そういう観点から、現在の修正積立方式で続けていくのがいいのではないかとこのように思っております次第でございます。

それから、年金の最低保障の問題でございますが、年金の立て方いろいろあるかと思っておりますけれども、ILO百二号条約等におきまして、従前の給与の四〇％というのを水準として設定をしております次第でございます。国民の生活の実態から積み上げるといふ方法も一つあるかと思っておりますけれども、ILO百二号条約を代表といたしまして、給与との関連で年金額を見ていくということ、いま国際的には一番普及したやり方だと思っておりますので、この点につきましては、現在の立て方を中心として充実を図っていききたいというふうに思っております次第でございます。

○安島委員 特に国民年金の場合、いま確かに厳しい財政状態にあることは私、承知しておりますが、政府がその中からどれだけのいろいろな要望にこたえる施策を講じるかということが国民に評価されてこそ、初めて将来の年金制度のあり方というものの合意が得られるのではないかと。ここで直接厚生省に文句を言っても仕方ありませんが、政府の経済政策の破綻というものをもちろにかぶって、いま最も底辺にあるような人たちは非常に苦しんでいる。これはただ単に年金だけの問題ではないけれども、政府全体の責任の中で、社会保障制度の充実という中でこれら政策の犠牲者とも言えるべき方々をどう救済するか、そのことは、ただ単に年金の財政がどうであるかということだけでは、私は納得は得られないと思う。

私は、率直に言って、実態がどの程度把握されているかという点についても、厚生省が必ずしも十分に実態を把握しているとは思われないので、そういう点で説明にもやや説得性が欠けるように思われます。こういうようないろいろな社会保障制度全般の見直しの中で、これらの最も救済すべき対象者の生活実態というものを正確にとらえ、

そして乏しい財政であるならばあるように公正平等の道、先ほどのような高いところを削ってというふうな考え方は問題にならない、むしろ本来の姿の方向にどういうふうな持っていかうかということとを起点にしなければ、何のことはないですね、低福祉高負担ですよ。これでは私たち一般庶民にとってはたまったものではないという国民の声が出てくるというふうには私は思うのです。

そういう点から、先ほどから申し上げておりますように、現在の仕組みそのものが非常に複雑で手続も煩わしい。そういう点について端的に言いますと、よく勉強している方は手続もよくできているが、毎日の仕事に追われているとかいうことで、せつかくの利用すべきような諸制度も利用できないという問題点とか、もともとと実態を洗いきなないという問題点とか、もともとと創意工夫が得られるはずだ。そういう点からは、現在の仕組みや運用、手続問題等を含めて抜本的な改正をすべきだと思っておりますが、最後に大臣のその辺に対する御所見を承りたいと思っております。

○渡辺国務大臣 当然、年金の問題は、国民所得というものをわれわれは増大させることを考えなければならぬ。厚生年金の場合は、やはり国民所得あるいは勤労者の給与が高くなるということ、年金にはね返ってくることでございますから、そういうことをしなければならぬ。一方においては、物価というものが年金の目減りに働いてはいけないので、物価の安定というものは最大の努力目標としてやっていかなければならぬ。それと同時に、制度間の矛盾やいろいろなこともございまして、そういうような中でございまして、これは正しというものが、あるいは負担の問題等についても、少しの掛金でたくさん年金をもらうということになれば、国の財政で負担する以外にないわけですから、それにはやはり限界がある。しかし、できるだけそれは出してもらう。しかし、自分たちももっとよりよい高い年金をもらいたいというこ

とになれば、もう少し負担の方もふやして年金の額をよくしたいというのか、まあ負担の方は余りしたくないから年金の額はそれほど大きくしなくてもいいというのか、こういうようなことは、やはり国民の全体の動向というものを決めていかなければならない。一人一人に相談するわけにいかないもので、やはり国民の代表である国会議員の皆さん方と相談の上それは決めていくものである、かように考えておるわけです。そのたたき台になるものは当然厚生省において取りまとめている、こういうふうな考えております。

○安島委員 時間が来ましたから、以上で終わります。

○橋本委員長 厚生関係の基本施策に関する件について質疑を許します。沢利久君。

○沢利久委員 日本では三百数十種類という世界に例のないほどたくさんの食品添加物が許されておる、こういう状況の中で、きょうは、明日食品衛生調査会の常任委員会が、先般大臣が諮問をいたしましたOPPについて一定の結論を出すために開かれるという状況を踏まえまして、この問題に非常に関心を集められていて、しかも非常に切迫した状況であると思っております。私は、委員長の御許しをいただいて、OPP並びにサッカリンの問題にしばって厚生省の見解をただしたいわけであり。

それで、まず最初に事実関係を尋ねますから、時間がないのでイエスかノー方式で、その点については簡潔にひとつ答えていただきたい。

まず、食品添加物はできる限り減らしていく、食品衛生法の法の観点に照らししてもこれは言うまでもありません。政府もしばしば国会でそういう態度を説明してきた。新たにこれを認めるときには、安全性について疑義を残さず、国民生活の上には必要やむを得ざるものについて十分な調査の上これを定める、法文の内容をただしませんが、厚生大臣としてまさに安全なものに限って調査会の議を経て決める、そして添加物は減らしていく、これが厚生省の基本方針であった、まずそ

の点はどうですか。

○松浦政府委員 添加物につきましては、化学的合成品でございますので、このようなものが用ゐなく多いということは望ましいことではないと思ひます。しかし、安全で必要なものについては、厚生省は必ずしもこれをふやさないというような方針ではございません。それは使うという考え方でございます。

○沢沢委員 それは、いままでも委員会の方で言つておつた姿勢とは大分違ふのだけれども、そのことで時間をつぶされてはちよつともつたないないで、そこは省いていきますけれども、そんな言い方はあなただつてはおかしいのですよ。減らしていくということが基本方針だ、しかし、国民の暮らしの上で有用なものについては、その有用性を審議して、そしてやります、しかし、厚生省の立場は安全なものを供給する、これが基本的な姿勢だということとは明らかに違つてゐるじゃないですか。それでなければ、それは五分と五分、フイティー・フイティーの関係ではない。しかし、この議論をしてもしょうがないから先へ聞いていきましよう。

そこで、審査は少なくともいままでも四つの点、調査会の審査の基準といふか、柱は慢性毒性、急性毒性、発がん性、そして遺伝毒性、おおむねこの四つの点で食品添加物の安全性が調査されてきたといふことですね。

○松浦政府委員 そのとおりでございます。

○沢沢委員 したがって、従来調査会の資料としてまいりました実験論文等は、そういう内容の重要性からいっても、国の機関あるいは実験データというものは権威のある学会に報告をされた、そういうものを原則としてやってきた、サッカリンなんかはそうですね、それがたてまえであつたと思ひますが、それは間違ひないですね。

○松浦政府委員 学会で公表されたデータをもとにして検討いたしております。

○沢沢委員 今回のOPPに関するこの調査会の資料は、急性毒性、慢性毒性、発がん性にかかわ

るものは、WHOでの審議資料を尊重して決めて

いるんですね。そうですね。

○松浦政府委員 そのとおりでございます。

○沢沢委員 それから遺伝毒性については、国内の残留農薬研究所のもの、これを尊重する形で審議されているわけですね。

○松浦政府委員 先生御指摘の残留農薬研究所のデータを中心に検討いたしたわけでございます。

○沢沢委員 この合同部会では、先般、WHOが認めている一日摂取許容量体重一キログラム当たり一ミリグラムというやつ、これをいま言ったように遺伝毒性については残留農薬研、その他の一般毒性等についてはWHOの資料を審査資料として受け入れて、新聞等で伝えられるところですけども、いま言いました一日摂取許容量を決めたということですか。決めたか決めないか、その事実を。

○松浦政府委員 合同部会におきましては、先生おっしゃいました一日摂取許容量一ミリグラム・パー・キログラム・デーというのと、それから柑橘類に用いる場合には、一OPPmの残留濃度、こういうことで一応結論が出て、その結論を常任委員会の方へ申し上げるという段階になっております。

○沢沢委員 このWHOの評価といふのは、これは正確には一九六二年FAO・WHO食品委員会が審議をいたしまして、さらに一九六九年FAO・WHO残留農薬専門委員会が認めたものですね。これは政府が調査会に諮問いたしました諮問文書の中にも明確に示されておる。その根拠論文は、今回の調査会にも出されているホッジ氏の論文ですね。

○松浦政府委員 このWHOの報告の中にホッジの論文があることは、そのとおりでございます。

○沢沢委員 WHOはホッジのものを中心にしてやったわけですが、そしてWHOの審査とその評価をそのまゝ調査会合同部会が受け入れたわけですから、これは言うまでもありませんけれども、ラット飼料添加二年の慢性毒性実験でゼロと

○・二と○・二と二と、それぞれの四つのパターンでOPPを加えて、雄雌それぞれ合計二十七匹でやったものですね。一年目の平均体重有意差を認められたというものが二群だけだといふことで無作用量が○・二添加の根拠となり、これが言うところの一日摂取許容量体重一キログラム当たり一ミリグラムというこの数字が出てきた背景といふことが根拠ですね。こういう事実を言うまでもありませんね。

○松浦政府委員 ちよつといふ先生おっしゃつたので少しあるいは変わるかもしれませんが、二％投与群におきましては変化が認められ、しかし二％投与群では変化が認められないといふことで、変化が認められないのを、いわゆる最大安全摂取量と申しまして、これからいわゆるADIといふのを計算するので、それから計算してあるわけでございます。

○沢沢委員 そうなんです。このデータによれば、二％群に認められたということですね。したがって、○・二というところで抑えているわけですね。それははっきりしている。

ところで、このWHOの評価に一つ大きな疑問が投げかけられてゐるのを知つていますか。ホッジ実験のデータをよく検討してみると、一つの問題点は、○・二群でも一年目になると若干体重が減つて、その後数カ月になると著しく低下してゐるというデータが数字ではっきり示されてゐるということなんです。これは○・二群です。

一年で切つたから、なるほど二群には出たけれども、○・二群というところでは著しい優位さが認められなかつたといふことなんです。これを一年目でくつてゐるというところが問題なんであつて、二年間のデータで見ると、○・二群のデータをやはり科学的に評価するといふことならば、これは○・二以下でなければならぬ、こ

ういう有力な意見を吐いておられる。これは東大の高橋先生がそう指摘をされておるわけですが、これでいけば明らかに一日摂取許容量は○・一ミリグラムでなければならぬ、こういうことを指

摘しておるわけですね。これは聞いたことがありますか。

○松浦政府委員 聞いております。

○沢沢委員 さらに尋ねますけれども、ホッジ論文で、私が質問主意書で出したことに對する答弁書の資料にもありますように、これはホッジさんやスペンサーさんらの共同論文ですね。

○松浦政府委員 そのとおりでございます。

○沢沢委員 OPPの世界最大のメーカー、世界唯一と言つた方がいゝかもしれませんが、あなたの方の答弁書によれば、こゝろかないと言つてゐるのですが、アメリカのダウケミカル社、言うまでもありませんね、そうですね。これは聞かぬでもいいでしょうが、まさに世界唯一と言つていいOPPのメーカーであるダウケミカル社、そしていま聞きましたホッジ氏と共同でこの実験をやつたスペンサーといふのは、このダウケミカル社の研究員であるといふことはあなた御存じですね。

○松浦政府委員 はい、そのように聞いております。

○沢沢委員 しかも、このFAO・WHO食品添加物合同委員会の議長は、このダウケミカル社のスペンサーですね、これも御存じでしょう。

○松浦政府委員 そのように聞いております。

○沢沢委員 つまりWHO、WHOとあなた方はにじきの御旗にして、長年、委員会でも国会でもあらゆる機会に、疑問があつて疑点が投げかけられても、いやWHO、これで抑えてきた。ところが、たまたまOPPで言うならば、世界で唯一最大のOPPメーカーであるダウケミカル社、この研究員がつくつた論文を、WHOはその研究員を座長として、そして自分でつくつたものを自分で審議して、そしてその評価をWHOの評価として決めてゐるという事実、これは大変明らかなことなんです。

私が、素人が言うまでもありませんが、実験の結果というふうなものに對する評価に企業が関わつた場合、そしてその企業の者が提供したものについては、政府や科学者といふものはやはりちよつ

と警戒しなければいけない、注意をしなければいけない。悪いとは言いませんが、注意をしなければいけない。というのは、企業は企業目的、利益目的を持って金をかけてデータを調べるのですから、だめなものなら、その実験結果は公表しませんよ、つぶしてしまいますよ。企業目的にかなったときだけ金をかけたその実験の結果を生かすというのが常識なんです。WHOのOPPに関する唯一のこの評価は、まさにダウケミカル社のこの研究員の研究論文と、そのみずからの審査によってつくられてきたという背景、これは私、大変重大な事実であるというふうに思うわけです。東大の高橋先生が、科学者の良識をもってするなら、これは大変問題だと言われる理由は、私にはいやというほどわかるわけですが、先に進みますよ、このことを明らかにしてさらに尋ねていきたい。

アメリカのFDAでは、OPPの使用を農薬として一定の規制の上で認め、同時に、食品添加物としては認めていませんけれども、これも大変厳しく、間接添加物、こういうことで食品との直接接点と避けている、直接接点を認めない、こういう位置づけで食品包装用の目張り程度の保存料としてこれがアメリカの当局では明確に規定されている、これは御存じでしょうか。

○松浦政府委員 日本とアメリカと法律の立て方が違っておりまして、アメリカでは農作物につきましては、どの時点で用いるものも農薬という扱いになっております。それからわが国におきましては、収穫後に使うものは食品添加物、こういう取り扱いになっておりますので、アメリカでは農薬、わが国では添加物、こういう扱いになってしまいうわけでございます。

ただ、結果的に申し上げますれば、アメリカにおきましては日本におきましては——まだ日本はこれは許可してないわけですが、アメリカにおきましてはWHOで決めておりますように、一〇PPmが柑橘類の残留濃度ということ、そこまでは認められております。

○波沢委員 ぼくの質問に答えてない。ぼくが言ったのは、アメリカでは農薬としてだけではないに、一定の食品添加物としての扱いをしているんです、そのことは避けて、時間をないの、私が質問主意書で聞いたのは、OPPの使用を認めている世界各國は、残留農薬として認めているのか食品添加物として認めているのかどうなんだ、こういうことを尋ねましたら、文書で返ってきているのは、十一カ国OPPを使っている国はあるけれども、農薬として使っているのか食品添加物としてかはわかりませんという御返事なんです。これは局長、大臣も聞いておいてもらいたい、余りにも無責任なんだ。

OPPの発がん性と有害性、そういうことがあったから、いままでは使用しなかったたのでしよう。アメリカからの輸入を抑えて、そうして国内での使用を抑えてきたのは、有毒性、そういう疑義があったからでしよう。これは重要なOPPの審査を、政府はみずからスケジュールを組んで、オーケーを出すためにいろいろおやりになっている。しかも、あなた方がいつも言うように、先進諸国ではと引用されるその諸国で、農薬で使われているのか添加物で使われているのか、その事実すらつかない。こういうことは大変無責任ではないか。それで、なおかつOPPを国民に安易に押しつけようという、このことだけでも——はかにもたくさんあるから言いますけれども、これは責任のある答弁、姿勢と言えますか、このことについて……

○松浦政府委員 まず第一点、日本では毒があるから許可しないというところではございませんで、わが国の食品衛生調査会が新しい添加物を審議する場合に、これこれ、これといった先ほど先生御指摘のいろいろなデータを必要とするわけでございますが、そのデータがそろっておらんかったたので、わが国ではまだ審議もできず、また同時に指定もできない、こういうことが第一点でございます。それから、第二点でございますが、先生の質問

主意書に対する答弁で、農薬として使っているか食品添加物として使っているかよくわからない、こう申し上げたわけでございます。確かに、ヨーロッパでどのような扱いになっているかわかりませんが、いずれにいたしましても、先ほど申しましたように、農薬で使おうと食品添加物で使おうと、最終的には柑橘類に一〇PPm残っているのは構わない、こういうことでございますので、実質的には何ら違いがないことでございます。

○波沢委員 それは構わない、構わないというのは、さっきのいいかげんなWHOの基準をもとにして、気安く構わないような話をされるけれども、先へいこう。

さて、残留農薬研究所にOPPの遺伝毒性にかかわる実験を依頼したのは日本青果物輸入協議会ですね。これはOPPが認められてアメリカからレモンなどがどっと入って来れば販売になるという業者団体ですね。OPPは御存じのとおり日本の消費者も、日本の青果物の果実生産業者などもみんな反対をしております。米国の業者、米国の政府、そして日本の一部の青果物の輸入業者だけが厚生省を責めていますね。まあ日本現実にいふことは格別の御意見を持っておられる厚生大臣が、日本の国民——サッカリンの問題は後で言うけれども、あれは消費者は反対だけれども、メーカーやつけもの屋さんはやってくれというところで、そういう立場があった。ここではまさに消費者も日本の生産者も多くの学者も一致して、これは危険だから待てとくれ、こう言っているんです。日本の厚生大臣としてアメリカの政府と業者の要求にだけこたえるというの、これはつらいでしょう、後で聞きますけれども、この農薬に実験を依頼したこの利益団体、利益の目的のために依頼をしたこの実験の性格、これは明確です。青果物輸入協議会が農薬に頼んだという一つの事実、そして出てきたものはそういう性格を持っているんです。

さて、ここで一つ事実をお尋ねしておくが、この実験をおやりになった残留農薬研究所の筆頭研究員、名前が出ていますね、白須さんとなたか四人ばかり出ています。この白須泰彦さんという研究員は、同時に食品衛生調査会のメンバーでもある。しかも、これは毒性部会長ですか、部長というのですか、いずれにしても白須さんというのは、調査会のメンバーですね。農薬研でこの実験をおやりになったと同時に調査会のメンバーということですね。事実だけ言ってください。

○松浦政府委員 残留農薬研究所の毒性部長であり、食品衛生調査会では部長ではございませんで委員でございます。

○波沢委員 だから、これは先ほどのWHOと期せずして全く似た話になってしまったのだけれども、あそこはダウケミカル社の研究員が自分でつくった論文を、WHOの委員長として自分で審査してオーケーを出した。今度はアメリカの政府と心を一にして、利害を一にして日本の青果物輸入業者が農薬研に頼んだ。この依頼を受けてやった農薬研の実験は、白須さんがみずからおやりになった。そうしてみずから審査しているんですね。大変奇妙な取り合わせじゃありませんか。

私も、先ほど言いましたように、この種のねらいを持って出てきた実験に対しては注意が必要だと思っております。まして自分でつくった論文を自分で審査するなどというところが、WHOだけでなく、まさにわが厚生省、調査会の中でOPPに触れて行われている事実は大変重要で、サッカリンは国立衛生試験所でやっただけで、国立遺伝学研究所というのが政府にあるじゃないですか。二年もあれば遺伝毒性の問題なんかりっぱな実験結果が出る。もっと早いでしょう。一般毒性は二年だ。なぜそういう国立の機関を政府みずから使おうとしなかったのか。簡単に言うてください、時間がないから。

○松浦政府委員 まず後の御質問にお答えを申し上げますが、厚生省としまして新しい添加物を審議いたします場合には、国の機関で実験いたさないで、その申請者がデータを持ってくるという前提になっております。そういたしませんと、あら

ゆる会社が次々に新しい添加物を開発して国で実験してくれと言われれば、これは無限にしなければなりませんので、それはしないということにいたしております。

それから、前の問題に戻りますが、残留農薬研究所というのは農林省の認可しました財団法人でございまして、この実験が業界とつながるとかなんとかいうことはございせん。これは純粋の財団法人たる研究所でございます。

なお、その白須部長が委員になつてゐるのはどうかうという問題でございしますが、実は遺伝毒性の研究というのはきわめてむずかしい問題でございまして、これをやる学者というのは日本には非常に少しかおりません。そのために実験をやる方と審査する方が同じになるということは当然あり得ることだと思ひます。

○波沢委員 時間がないので聞いただけきつと答えてください。

そこで、厚生省にとって一番大事なことは、とにかく発がん性とか毒性が問題になつてゐるときには、念には念を入れて、もともと疑わしきはいずれという原則があるのだから、そういう姿勢でやらなければならぬという意味で言つてゐるもので、これだけ重要な問題なんだから、せつかつの国立の機関をなぜ使わないのかというのは常識論です。あなたのは官僚答弁だ。

そこで聞きますが、新聞にも出ておりましたが、同志社大の西岡一教授が、OPPが突然変異を起こす可能性がある、遺伝毒性のある物質の九割は発がん性を示すという最近のデータから言つてもOPPに発がん性の疑いもある、こういう研究結果を発表いたしました。遺伝学をやつておられる専門家、権威者の一人である同志社大学の西岡教授がこういう発表をしたこと、これは非常に重大なことだと思ひます。もちろん、この西岡教授の発表というものは、いままでの合同部会では時間的にこれを検討するかわかりが持てなかつたということですが、OPPについてこれから重要な判断を出そうという際に、こ

ういう有力な教授の研究発表というもののについて厚生省は当然これは検討しなければならぬという性質のもので、検討に値しないというものではないと思ひます。内容についてともかくとして、検討するべきものかどうか、これをひとつ明らかにしてもらひたい。

○松浦政府委員 まず、食品衛生調査会におきましては、先ほども申しましたように、学会で発表され、そしてそこをいろいろな議論されたデータを用いるということにいたしております。今回の西岡教授の件でございしますが、これはまだ学会でも発表してありませんし、ただ単に口頭で述べたものが新聞に出たというわけでございますから、これがそのまま検討に値するかどうかということ、現在の時点では申し上げることができないと思ひます。

○波沢委員 そういう事務的な官僚的な答弁でこれだけ重要なものを扱つては行けないです。私は現物は見ていないけれども、国際医学雑誌「遺伝」の四月号には、西岡さんの論文がすでに発表されておる。もちろん学会でこれが公表されたというものではないけれども、もし学会で公表されたという事実も承知してゐますけれども、そういうものでないから調査会の検討に値しないなどということでは——では学会で発表されるまで待つたらいひです。いままでは、そういうことのためにはいふいろいろなことをやつてきてゐるのだから、これは非常に重要なことなんだ。これを無視するようなことがあつては禍根を残しますよ。

西岡教授の議論の問題はちよつと保留いたしまして、いま一つ私、非常に重要なことを尋ねておきたいのです。国立遺伝学研究所の賀田恒夫さんと田島彌太郎さん、これはどこの大学でしたか、調査会のメンバーですね。このお二人が書いてゐる本で「化学物質の突然変異性検出法」というもの、私、持つてきてゐるが、こういう本がある。読んだことありますか。

○松浦政府委員 読んだことございせん。

○波沢委員 局長は読んでないということなんだすけれども、私もいろいろ伺つたところによると、これは非常に水準の高い文献です。基礎的な化学物質の突然変異性検出法というものの。しかもお二人とも権威のある学者、専門家でいらつしやるわけですが、ここでは、実験の基礎知識として、細胞に薬品を与えて数時間の単位でこれを見て、細胞に全意味がないということが記されてゐるのです。

正確にちよつと読んでみますと、こういう文章があるのです。「染色体異常の形成がDNA合成と関連したS期を通じてのみ起こる場合には、異常は処理後数時間ぐらゐまでの分裂中期像では観察されず、二十四—四十八時間後の分裂中期像において初めて出現する」。簡単な文章なんですけれども、この染色体異常の出現の時期というもののテーマで、いわゆる細胞分裂周期S期というものの、今度の残留農薬研究がやりましたまさにこの中でこの一致した部分ですね。この実験の中で時間処理の問題を言つてゐるわけなんです。数時間という範囲ではだめなんだ、少なくとも二十四時間ないし四十八時間、こゝで見ていかなければならぬということをおつしやる。しかも東京医科歯科大学の外村先生のお話によれば、これはまさに初歩だ、きわめて基礎的な論理である、こういうお話なんです。

ところが、本を読んでないので、こういうことも御存じないのかもしれないが、問題は、残留農薬研究所のいわゆる白須実験ですね。これは、もちろんあなたの方お読みになつてゐるはずなんだ。これによると三・五時間やつてゐる。二十四時間やなくて三・五時間やつてゐる。二十四時間のこゝについて東京医科歯科大学の外村教授はコメントをされておるのです。東京医科歯科大学の外村先生というのは御存じですか。これは遺伝学の最高の権威だと思ひます。御存じですか。

○松浦政府委員 この残留農薬研究所のいま先生の御指摘は、多分最近の細胞のクロモソームのフレイションの問題をおつしやつておられると思ひます。このクロモソームのフレイションの問題でございしますが、これにつきまして残留農薬研究所が確かに三時間半と二十四時間見ております。ですから、先生のおつしやいました長い時間は見てないというところはございせん。ちゃんとそこまでの実験が出ております。ただ、どういふわけか外村先生は三時間半だけというやうなことをおつしやつておられますが、いづれにいたしましても、この実験の行われましたグループの中には、外村先生の教室の方がおられます。その方が全部外村先生のところへ行つて見ていただいた、そして外村先生からこれによろしい、こゝういふうな記事が新聞に出ておるのにはなぜか、私には理解できません。

○波沢委員 いま大変重大な発言があつたので明らかにしておきますが、長時間やつてゐるというけれども、三・五時間及び二十四時間の問題ですが、三・五時間のこの処理の中で転座染色体、これは外村先生がおつしやつておる。私も直接聞いておる。弟子がどう言つたという話は後で言ひましよう。この外村教授のおつしやるには、こゝで言う転座染色体というものは、私も素人よくわかりませんが、お話によれば、これは染色体というこゝの中でもこゝに障害があるというこゝは大変重大なことだ、しかも、それが三・五時間処理の中で、たとえば十マイクログラムパーミリのソルトですか、それで十二個とか二十で十六個とか三十で十九個とか大変な数が出てゐる、これもし遺伝学について一定の基礎的な知識をお持ちの方ならば、時間の多い短いは別として、三・五時間処理でこんな数字が出たとすれば、そのことだけで大変なことなのだとすることが一点。

そこで、この本にもあるやうに、外村先生がおつしやるやうに三・五時間というものは議論にならない。あの先生の表現で言つと、これは二十四時間ないし四十八時間というこの時間処理でやるべきものであつて、それ以下の時間で殺された細胞の評価というものは、第一いいとか悪いとか言ひやうのない間違いだということをおつしやつてい

るわけですが。そして何か外村さんが教えたというのは、二年前に二カ月ばかり——いまあなたがおっしゃったの言いますけれども、手塚さんという農業研の若い職員の方ですね。この方が三年前に二カ月ほどちょっと外村先生のところに教えてくれと言って勉強に来たという事で、一般的なこととを教えたことがある。私は直接あなたが言ったようなことをちょっと耳にしたものですが、これはあなたがごらんになったものだと思ふ。厚生省は言っているけれども本当ですか、もしそういうことを、実際に見てなおかつ御批判なさるというのでは大変おかしいので、私は、御批判の意見を直接聞きましたから、先生、厚生省がこういうことを言っているのだが、まさかそんなことはないでしようと言ったら、二年前にこの手塚さんのことについてはそういう事情を伺いました、個人の評価については、こういう場ですから申し上げません、どうしようもないことについては言いませんけれども、これは間違いないことではある、それから、このことを見ている人というものは絶対ない。しかも調査会の中で、どなたかがあつかもこれは外村先生の目を通してというふうなことを言っておられるというのを聞きになって、大変心外だと言っておられる。何年か前に一般知識として教えたことはある、二カ月ちょっと来た、これは事実だ、しかし、この特定の問題についての実験や評価について、私は具体的な指導をしたこともなければ相談にあずかったこともない、こう言っているのです。

いま局長は、大変自信を持って外村さんはこれを見ておるのに批判するのはおかしいとおっしゃったが、何を根拠にそうおっしゃるのですか。

○松浦政府委員 まず、前段で三・五時間云々という点でございしますが、先ほど申しましたように、三・五時間は通常これは次の実験をどう進めるかというふうなために見るのが普通でございします。それで、この実験におきましては、三・五時間じゃなくて二十四時間の実験もやっておるということでございます。

それから、第二の外村先生の件でございますが、これは調査会におきまして、この実験は外村先生にも見ていただいたという発言が実際にございしましたのでそう申し上げたわけでございします。

○沢沢委員 だれが言ったのですか。先生の名誉にもかかわることだ、はっきり言いなさい。これは重大なことですよ。OPPを決めるに当たってそんな……

○松浦政府委員 まあ、はっきり申し上げますれば、実験を行った白須先生でございます。

○沢沢委員 これは委員長もお聞きになっていて、私も実は、この事実は、外村先生の残留農業研の論文に対する意見についても先生のお話を聞きましたので、直接先生からいまだ私が申し上げたようなことを確認しておるわけなんです。そのことだけではないで、これは申し上げなければならぬと思うのですけれども、やはりこれだけ問題になっており、疑惑も投げかけられておる、しかも、きのうやきょうの研究員の方じゃなしに、西岡一教授にしても、まして外村教授にしても、遺伝学の分野ではまさに最高と言っている権威を持つてやっておられる先生方のこれだけ問題提起があつて、しかも、あまい表現ではなしに、これは明らかに重大な基礎的な間違いがあつて批評にたえないとまでおっしゃっている、私はこのことだけで重大だ、見たとか見てないとかいうことは別にして。外村先生も白須さんもないところで水かけ論になるが、このままでの問題が処理されるかどうかというところは、当委員会としてもこれは断じて放置できない事態だ、何かどこかで明らかにしなければならぬと尊敬する委員長もお感じになつていらっしゃると思うのですけれども、これはちょっと驚きました。私は、見たとか見ないとかいうことはお聞きするつもりじゃなかったのだが、あなたが胸を張っておっしゃるから申し上げたのだが、これは非常に重大な事態だ、この問題は明らかにしなければいけないという感じがいたします。

このことについては、ちょっと御相談をします、委員長、これはぜひこの際OPPの審議、判断を出します前に、このOPPについてこれだけ議論があるわけですから、先ほど申し上げましたように、消費者もこれは発がん性があるという学者の指摘その他で非常に問題にしていますし、日本の柑橘類の園芸業者というか生産者というか農民も強い反対を示しておる。私はよく知りませんが、自民党の方が中心でおつくりになっている果物関係の議員連盟の方々も反対していらつしやる。速記録も見ましたけれども、参議院で青井先生ですか、農林委員会やあるいは予算委員会その他で自民党の先生、また、この委員会でも公明党の先輩の鋭い御指摘がある。国会の中でもある意味では超党派で重大な疑義を投げかけておるのです。しかも著名な学者がこうして何人も、東大の高橋正氏にしても有力な批判を述べておられるわけであります。

こういう状況の中で、これはぜひこの際、一日も早く決めなければならぬというふうな状況にはないわけですか。OPPをレモンに塗って食わなければ日本人は一日もがんがでかぬというふうな状況にはない。そのことがよく分る、それだけではなく、困るのは特定の業者だけなんです。こういう状況でありますから、少なくともこれだけ有力な批判に対しては一定の解明を与えて、これだけ議論もし、疑問について検討もした、なおかつ、その上で結論を出すというならわかりますけれども、国会での指摘も中途半端、そしてこの学者先生の疑問に対しても解明がでないというふうな形でこれが無理やり何か決められていくというふうな状態は、厚生省のためにあるいは食品衛生法という法律の存在の前にも、これは大変恐ろしいことだと私は思うのです。

そこで、ぜひこの問題について先生方を参考人として委員会に早急にお招きして、そしてこれは一方的になつてはいけませんから、いまお話をあつた農業研の白須さんとか食品衛生調査会毒性

部会長の山本先生、それから同志社大の西岡先生、東京医科歯科大の外村晶先生、あるいは東大の高橋正先生、これらの諸先生方を、やはりぜひ参考人としてこの委員会に呼んでいただきたい。一定の解明をする機会をつくっていただきたいというのを、私は委員長にお願ひしたい。これは理事会でぜひ御検討いただくように委員長にお願ひしたいのです。

○橋本委員長 いまの御指摘の点は、確かにいろいろな問題を含んでいる点だと思ひますので、理事会で後日相談をさせていただきますと思ひます。

○沢沢委員 ぜひ理事会で御検討をいただきますようにお願いいたします。

そこで厚生大臣、いままでの局長との質疑応答を聞いていただいて、やはり日本人の多くの人が、しかも日本の国民の健康と安全ということだけを考へて、果物業者の方はまた特定な生活擁護という立場があるかもしれないけれども、消費者の方々の健康のことだけを考へて、そしてこれだけ強い指摘をしておられるし、学者の先生もこれだけ有力な批判を投げかけられておるのです。それを何か包んだかっこうで、これを避けて調査会が簡単に結論を出してしまう。それはもう当然、厚生省はそのつもりで実は出しているわけですから、待つてましたという形に常識的にはなるのでしようけれども、厚生省はアメリカの出店じゃないのだ。まさに日本国民の安全を守るための厚生大臣に、これはひとつ御判断を願つて——これは決めるなどとは言いません。諮問したもの、答申があつたものは結論を出さなさいかぬでしょう、いづれは。しかし、一日を争つて決める性質のものじゃない。まして委員会ではこれから御検討いただくということもありますので、少なくとも結論を出すことはぜひ他日に延ばしていただきたい。これは重大なことですよ。

いままでは、委員会ではいろいろな質疑をやりましても、大臣もときどきおっしゃるけれども、日本一流の学者でもつてつくつて調査会がお

やりになることです、素人のわれわれの言うことじゃありません、あちらに任せてありますからと、それで逃げちゃう。そして調査会が何か結論を出して、ひどいじゃないかと言つても、あれは専門家の一流の先生がお決めになったことで、専門的な知識でおやりになったことですから、われわれはかわり合ひありませんと言わなければいけません。このように逃げられる。国会の質疑はいつもそうです。これでは国会の権威なんてあったものじゃないですよ。速記録を見れば明らかなんだ。いつも遠いところのぞくようにしておかし、おかしいと言つていける程度なんだ。これはある意味では、サッカリンでもそうだけれども、厚生行政をゆがめている部分がある。役人のメモだけで判断をし、行動する大臣が多かったから、私はこういう弊風を改めることができなかったと思う。渡辺さんに期待するものはそうじゃない。そこを政治判断で、いまこでアメリカの政府に義理を果たすか、しばらく待つてもこは、なるほどこまで議論も尽くした、これだけ有名な一流の学者が指摘していることに対しての解明も検討もやつたという手続を踏んでから、調査会が判断をするというのが筋だと私は思う。そうさせるような判断が、ここが大臣の政治判断だと思ふのです。いかがでしょう。

○渡辺国務大臣 最終的には、もちろん私が判断をするわけですが、目下学者の意見を聞いておるところでありますから、その前に私がどうこうと予断を与えるようなことは申し上げたくないと存じます。

○沢沢委員 全く木で鼻をくくつたような答弁だ。まさにそうじゃありませんか。事の本質に答えてない。それであつたでしょう、あした常任委員会に結論を出すことはあなたの方の組んだスケジュールだ。部会は、もう合同部会で決めておるのだから、これはオーケーだ。それはそうだろう。外村先生をして言わしめれば、初歩的な間違いを犯した、自分でつくつた論文を自分で審査する合同部会の結論を、これはノーと言うわけがないで

しょう。いままでの慣例が全部そうなんだ。あしたの常任委員会はそれを決めるよというのだ。これを大臣がとかく言うものではないなどと言うのは、まさに官僚的な答弁、あなたも官僚の頂点に静かに立っていると言ふはかないじゃないですか。政治家としての気力も判断もないじゃないですか。

それでは聞きましよう。あしたの常任委員会は、これは公開にしない。毒性部会でも新聞記者に文句を言われて、もうとつくにやつて、一日の日に結論が出ておるのに、何を決めたか発表もしない、おかしいじゃないかと言われて、十四日の日にあつて、一応この記者会見で部長が――何でそんなに逃げ隠れをせねばいかぬのですか。国民の安全のためにはOPPは必要なんだ、結構なんだ、安全性についても心配はありませんよ、有用性についてもかくのごとくしたという議論をしてもらふのでしよう。傍聴席が騒がしいというなら、それは規制したらいのです。公開にすべきでしよう。いつも逃げている。傍聴させない。どうですか。

○松浦政府委員 調査会の審議は、あくまでも学問的な議論でございまして、冷静に学問的に議論をしていただくという意味合いにおきまして、これは非公開という形をとっておるわけでござい

ます。

○沢沢委員 国会議員の傍聴を認めますか。私が傍聴をしたいと言つたら拒みますか。その拒む根拠は何だ。

○松浦政府委員 これは、すべて調査会の内規でございまして、調査会がだめだということであれば、そのようにならうかと思ひます。

○沢沢委員 調査会の内規では、調査会の各種会議は一切非公開と決めているのですか。

○松浦政府委員 少なくとも現在では、そのような扱いになっております。

○沢沢委員 取り扱ひをやっているので、決めちゃいられないか。運用の面でそうやっているのだ。いいかげんなことを言つちいかぬ。しか

も四十名の調査会、法律で四十名つくれと言つている調査委員が、実際は毒性部会、添加物部会を合同会議でやつた二十人ぐらいいでしよう、いや足らずでしよう。第一、あしたやろうという常任委員会というのは十七人だ。つまり法律で四十人は委員が必要だ、これで決めなさいということ言つておるにもかかわらず、実際はあなた方は、サッカリンの場合なんか部会だけで、常任委員会にかけないで調査会の決定とした、答申を出した。そして今度は、またそれをやろうとしておる。それでしよう。少なくとも規則どおり四十人の構成が要るのだから、全体にかけてやりなさい。

○松浦政府委員 調査会にはいろいろ分野が分かれております。たとえば食中毒というふうなことを検討する場合には、これは細菌学者が中心になる研究でございまして、それから容器、包装ということになりますと、これはまたその道の専門家が、あるいは添加物は添加物というものの専門家、毒性は毒性の専門家、それぞれ別でございまして、そのために、それぞれ違う部会というものがつくられてまして、そういうふうなものを専門的に検討する、そのほか上部機構として、全般をチェックするということ意味合いで常任委員会というのがあるわけにございまして、その常任委員会には常任委員と各部会の部長が出席するという形で運営をしております。これははっきりと、調査会がこういうやり方でやるということを決めて、そういうやり方でやっておるわけでございまして。

○沢沢委員 速記録は最近の常任委員会とはとっておりませんか。

○松浦政府委員 とっておりません。

○沢沢委員 これは数年前からの委員会指摘があつて善処するということをやつた答弁をしておるが、善処する、検討する、これもやつていない。いま政府の閣議の審議会で速記の記録一つと

っていない、こういう諸問機関なんてはかにありませんよ。ところが伝統的にこれをやっておる。まず非公開、秘密主義。ここで議論してもしやう

がないので、きょうはこのまに隠れみのでしかない調査会の運営の問題についてはこの程度にして、改めてこれはこれだけでもやりますけれども、とにかく大事なところで平行線ですね。このままあしたお決めになる、こういう態度なんだ。これではいけない、大臣。

そこで、この問題について最後に、先ほどの外村教授の問題については、これはやはり明確にしておかなければならぬと思うのですが、この委員会で私は委員長に、外村先生を含めて参考人として呼んでお話をする機会をつくつてほしいということをお願いして、これは御検討いただくということになったが、そういう機会があれば先生も、こういう速記録にも残つてくる、マスコミの方もいらつしやる――いま局長から、外村先生の問題についてあのような重大な、少なくとも私の承知する限りにおいては、事実上反する説明がなされておる。これを委員会でも、外村先生においでいただいてお話を聞く機会でもあれば結構ですけれども、そうでない、これは私、大変問題を残すと思う。しかもこの先生が、OPPについて、あるいはこの農薬の実験についてこれだけ厳しい批判を持つていられるということにかかわつては、これに、これをいかに包み隠すということは大だと思ふのです。

委員長、私が先ほど言ひましたように、少なくともここのところという問題をやつた上で調査会の結論が出るようにするということではないか、これはこの国会でいろいろやる意味がないじゃないかという意味で、大臣にも調査会の結論を延ばすように迫つたわけですから、委員長、これはひとつ外村先生にもここの意見や事実をお述べいただく機会なども早くつくつて、その上で調査会、政府の態度が決められるように――大臣は、いずれ判断すると言ふけれども、諮問を投げかけて答申が返つてくれば、それは拒むことにはならないのです。それでしよう。委員長の御判断は、委員長はどうお考えでしよう。これはぜひ調査会を延ばすように理事会で検討するということになれ

ば、そういう話になっていかなければつじつまが合わないのです、ぜひこれは委員長に重ねて要望したいのです。これは委員会の問題です。どうでしょう。

○橋本委員長 これは私が意見を申し述べるのが適切かどうかわかりませんが、私自身も先ほどの御議論を伺っておりまして、確かに、外村教授がチェックをしたかしないかという点についての、これは環境衛生局長がそれを確認したというのではなく、調査会の席上、委員の方からそういう報告があった、それをそのままに取り次いで答弁をしている、一方では沢沢先生が御本人に会われてその点の確認をされた、その点では確かに私は問題のあることだと思います。ですから、これはむしろ私、環境衛生局長自身も当然その点の確認をもう一度とらなければいかぬなというところ、外村先生が果たしてチェックをされたかどうか、その部分についてそれが真実かどうかについての確認はとらなければならぬと思います。ただ、その調査会が、これは私にも覚えがあることですけれども、学者さんのお話というやつ、全員のスケジュールがそろわないというの、はなかなかに調整がむずかしいですから、その委員会の方でどうこうという、つまり社会労働委員会としてその調査会の審議日をずらすとか、そういうことができるかどうかという点については、私はちょっと責任を持ちかねる部分がございます。ただ、理事会として先ほどお話をいたしましたことは検討をしたい、その点だけは確認をいたします。

○橋本委員長 調査会で報告があったんですよ。○沢沢委員 いや、それは後でつけ加えておっしゃったのです、私がたまたまのだから。それはだれが言ったのだと言ったら、実は調査会で、こういう説明なんですね。

ですから、これは先ほどの発言を訂正されるか、あるいはこれは委員長をいろいろ煩わして恐縮であるけれども、私がこの委員会の場でただし、それに対して不愉快なものが残されようとする問題ですから、できれば局長と、そうおっしゃったという白須さんと外村先生と委員長が入って、一緒にひとつお会いいたして、やはり何らか外村先生の本当の意見が、立場が明らかになるような手だてをつくっていただくようにお願いをしておきたいと思うのです。

それで、局長にもう一回聞いておくが、先ほどの外村先生の、これはまさに基礎的な知識をすら持たない、間違いだ、間違ったデータだという指摘についてどう考えるかということ、それから外村先生について指摘をした部分について、先ほどの答弁をあなたは確認されるかどうか、あるいは訂正されるものがあるかどうか、いま一度伺っておきます。

○松浦政府委員 まず第一の外村先生の指摘された部分につきましては、これは先ほど申し上げましたが、三・五時間云々というような問題でございますが、これはすべて、ほかの実験も含めまして調査会におきましていろいろな専門家がまだほかにいろいろしるわけでございますから、そういう方々が御判断になるということになろうかと思っております。

それから、もう一つの問題でございますが、正確には調査会での実験を担当した方から、外村先生にも聞いてきた、こういうふうには聞いておる、こういうことでございます。

○沢沢委員 時間がかかると大変詰まっておりますので残念なんですけれども、私がいろいろな角度から指摘したにもかかわらず、大臣も局長も、この疑惑を本当に晴らして、そうして胸を張ってOPPの

処理について決めるという姿勢ではなしに、官僚的な事務的な答弁で事態を糊塗して、OPPについての間違った決定に道を閉こうとしておるよう思う。これは重大だと思っております。

私はぜひ最後に大臣に、あしたの常任委員会の決定に至る間に、きょうの質疑に出されている問題点についていまだ一度大臣自身もよくお考えいただいて、高度な政治判断をもってこの状況をとらえていただきたい、こういうことをお願いして、OPP問題は一応ここで打ち切って、サッカリンでちょっと幾つか聞かなければならぬことがありますから、サッカリン問題で、恐縮ですが、もうちょっといいですか。

○橋本委員長 時間としてはあと三分ぐらいあります。だから、社会党の持ち時間の中でですから、他の委員の方の御了解があれば結構です。

○沢沢委員 OPPで時間を食いましたが、大臣がもっと誠意ある答弁をすれば早かったのです。そこで、サッカリン問題は、やむを得ませんが、また改めて機会をいただくことにしますが、しかし、お呼びをしている方もあるので、幾つかの点だけは明らかにして、ただしておきたいと思うのです。

サッカリンは、言うまでもありませんが、四十八年の四月に、アメリカで発がん性云々というものが出て、日本政府は禁止の方針を出して、四十八年の十二月一時緩和、五十年の七月、二年後には大幅緩和をした。百八十度の転換をした。この二年間のサッカリンドラマの中で何が起ったかというところ、つまり百八十度のばかげた転換がなぜ起ったか、何が原動力であったかと言え、これはサッカリンを使用しなかったかと言え、これはサッカリンメーカーのまさしく運動が功を奏したということ以外の何物でもないことは、私の調査でも、また、かなり何年も各党の委員さんが指摘された事実の中でも明らかだ。しかも、それが先般カナダの実験によって発がん性ありといった形が出てきたわけです。重大な厚生省としては責任問題だ。もしあのときの禁止の方針をそのま

ま守ってきたら、さすがに厚生省、先見の明があった、アメリカでもカナダでも、いまこれからのうとしておる方針、しかも発がん性がなくなつたのじゃない、あるということがますます明らかになる方向に進んでおるわけですが、世界の実験は。そういう中でいち早く政府がこれを抑えたというところは、りっぱだということになるのだが、逆にそれを業者の運動にあおられて、そうして一時緩和から大幅緩和にわずか二年の間に変わっていったことの、つまり有毒なサッカリンを大量に国民に押しつけてきた責任の厳しく問われなければならぬときにきておることは言うまでもない。

そこで、時間がないので本当に残念だけれども、細かいことは省くが、業者がいかに厚生省や政界へのひどい働きかけをやってきたかということも、かなり具体的に明らかにした。ですから、ここでもうしても聞いておかなければならぬことは、この業者が明らかにサッカリンの増量運動、規制を緩和させるという目標で金集めをやった、政治団体をつくった、そして金も使った、そういう事実は明らかですね。この事実は明らかだということが一つ。

しかも、この全漬物連という政治団体は、サッカリンの大幅増量が認められたら、もうしり切れトンボで、政治団体としては本当は届け出なければならぬ時期にしないで、自然消滅している。ですから、この業界が金を集めるための団体であったという性格が明らかです。その全漬物連が中心になっていろいろな運動をやってきたことは御存じのとおりなんです。厚生省の食品衛生調査会を一つの舞台にするいろいろな操作の問題についてはすでに告発もあり、あるいは各党の委員からの長い指摘もあり、これは繰り返しません。それから池田実験報告などをめぐっての問題点も言いませんが、これだけははっきりしておかなければいけないことは、このことに関連をして政界に金がばらまかれた、こういう事実が指摘されて、しかも告発が行われておる。これは、いままでも私が調べた範囲でも、相当の金が特定の政治家に渡され

これは大変驚いたわけでありました。

ところで、警察庁の方にきょうは来ていただきたいと思うのですけれども、警視庁はこの告発は受理しなかった、こういふふうに新聞に報道されておるのです。警察庁の方来ていますか。――

こう新聞に報道されておる。これは大変意外なことでありまして、この告発というのは、犯罪事実を指摘してその訴追を求めるといふものであつて、いわば捜査の端緒を開くといふものではないでしようかね。だから、受理をしないということはないのじゃないかと思うんですよ。捜査したけ

石丸さんはきょうは見えてないな。当時の局長がいれば明らかなだけれども、当時、局長も次官も明らかに規制緩和、しかも十一月一日、そんなものは延期しなさい、こういう働きかけ。これ

れども嫌疑なしということはあるでしょうけれども、受理しないということは、たとえはその材料が少ないうちから受理しないということはないはずだ
と思うのです。

は私、事實を証拠を持って申し上げるが、十月三十日あたり、あしたいよいよ実施されるという時期に、次官や局長に対して国会議員が働きかけをやっているということもある。また一方では業界が

その点に限ってお尋ねするのですけれども、受理しなかったというのは事実か。もしそうだとすれば、いかなる理由で受理をしなかったのか、お尋ねしたい。

増量運動だといって金集めをやつて、献金をやっている事実もある。ともかくおかしなことは、わずかに二年間に禁止から一時緩和、大幅緩和と百八十度の転換は業者の運動のとおりだ。業者団体が、

○加藤説明員 お尋ねの件につきましては、昭和五十一年十一月六日に日本消費者連盟代表者竹内直一氏外一名が警視庁の捜査第二課に参りまして、いま申されたような内容の告発状というもので、

実はきょうは次官室でいろいろ打ち合わせをして、石丸局長からもこういう言質を得たとか、さらに先生方を動員してあれをしなければならぬというふうな報告をしている。その運動を一緒に推

を持参したわけでございます。そこで、この告発状につきまして持参人を含めまして係員が検討をいたしましたわけでございますけれども、その内容が明確でない点があるというようなことから、

進んでいる業界紙が、それを得々と報告をしているというようなこともあるわけけれども、まさに業者の運動のとおりに事態はきちんとして決まっていっているわけですね。

持参した方もこの件は告発ということではなくして、一応情報の提供ということで承知しておいてくださいということで、告発状の受理ということではない、告発状を受理しないということについて

これは非常に不思議なことなんだ。これは古い話じゃない。去年の十一月六日の日本の大きな新聞で、ここに持ってきておりますけれども、報道によると、一九二二年、札幌市に於て参議院議員が告

は納得されて帰られたということでございます。

なお、その際持参いたしました方は、将来新たな資料などを入手いたしましたときは、再び相談に参りこい、上、方あなことを申されて帰られた

されていくように、大友自身も労働者の参院選出馬を断念を受けたというような事態が起こっている。大きな記事でこれを紹介されている。もちろんこれだけ報道されておきますので、国民の間でも大きな

「さうでございますけれども、その後さういうこと
もなく現在に至つておるといふことでございま

で資料だということで帰ったというお話ですね。そういうことが事実であれば、私がここでとやかく言う筋合いのものでもないということになるわけです。

しかし、いま一つだけ、もうこれでやめますが、告発というのは、材料が不十分だから受理しないということも、相手が了解して下げたという場合は別ですよ。しかし、告発状というのは受理しな

○加藤説明員 先ほど先生の御指摘もございました。理由によつては受という性質のものではない。理由によつては受理を拒否するということがありますか。その根拠をおっしゃってください。

たように、犯罪事実を捜査機関に指摘して陳述するというところであろうかと思うわけでございますけれども、往々いけば犯罪事実の特定といえますけれども、そういうことに欠ける場合があるわけでござ

○**労災委員** 本人が了解して下げたかどうかは、
います。そうしますれば、有効な告発ということ
にもなりかねることがあるかという気がするわ
けでございます。

本人がいまの話を聞いて判断することでもありまして、しょうし、そのことはもう触れません。

最後に大臣、サッカリン問題については、言うまでもありませんが、カナダからの材料も入って

きているはずですよ。いま時間を用いてここで改めて責任を追及する時間もないのですけれども、やはり厚生省としては重大な責任の問題で、この責任のほうは、ナックリノの使用をここで抑える

任のとき大に、オーストリアの使用をここで扱ふことと、
 ことです。四十八年の段階に戻すということ、それが最大の責任のある処理だ。大体告発がこういうことで起こつてくるような状況をつくることと、

私は、一言サッカリンの使用禁止措置というものを大臣に求めて、最後の質問にいたします。

○渡辺国務大臣　あなた御承知のとおり、サッカ

リンは八十四年間も日本で使われておる、世界に
ゆう使つておる、そういうようなことで、どうい
うことでカナダが禁止をしたのか、砂糖との関係
がどうなのか、いろいろ検討もしなければなら

ぬ。私といたしましては、アメリカがどういうようにやるか、もちろん参考にいたします。向こうから材料もとってもらって、学者に研究もしてもらうつもりでございます。しかし、いまのところ、直ちに禁止をするとかどうするとかいうことは考えておりません。

○橋本委員長　この際、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後一時十分休憩

午後一時三十四分開議

○橋本委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。
国民年金法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続けます。田口一男君。

「委員長退席、戸井田委員長代理着席」

○田口委員 きよらは二つお尋ねをしたいのです
が、第一は、まず大臣と厚生省年金当局と共通の
認識に立ってちよつと議論をしたいと思ふのです

けれども、年金財政の問題、特に国民年金の財政問題を考えた場合に、政府の参考資料を見ましても、昭和五十二年度の予算予定額にはつきり出ておるのですが、呆換料収入が約六千四百六十一

億、それから一般会計よりの受け入れ二千四百三十九億、これは給付時の三分の一ですね、この保険料と一般会計からの受け入れを合計して約八千二百億。ところが、五十二年度中の手金給付費が

一兆三百五億、こうなつてまいりますと、単純に計算をただだけでも約一千四百億不足をする。この分を予算書では千六百八十九億積立金以外に取

こういう点については、これは同じ考えに立つ

ておるのですが、一言で言えば大変な状態にな
てきておる、こういう点について同じかどうか、
まず聞きたいと思います。

○木暮政府委員 いま田口先生のおっしゃるとお

りの状態というふうに私どもも理解をいたしてお
ります。

○田口委員 そういふ理解の上に立つて、年金と
言えば将来長い問題でありますから、ここで常識
的に考えられることは、いまの財政方式を続けて
いくものとして、この大変な状態を打開するには
二つの道しかないわけですね。一つは、一般会計
よりの受け入れ、いわゆる国庫負担というものを
ふやしていく、こういう方法をとるか、また保険
料を引き上げる、これ以外に手がありません。

そのほか方法があるかないか、いろいろと考
えてみるのですが、先般新聞にも発表された財政
計算結果の概要を一読いたしました。それ以外
の方法は見つからない。となると、いまから言
ったつてしようのない話であります。国民年金
制度が発足して僅々十五年か十六年で財政方式が
破綻をしたとこれは指摘をしても言い過ぎじゃな
い。もしこの「年金数理シリーズNo.6」のとおり
にいくとすれば、昭和六十五年には保険料四千三
百二十円、八十五年には八千七百九十円、こうい
った負担額になって、これはとてもじゃないが、
いまの金の値打ちからしても、多少所得水準が上
がるだろうと思うのですが、一人当たり四千円か
ら八千円というような負担を今後続けなければな
らぬというふうになれば、国民年金に対するメリ
ットといえますか魅力というものがますます薄れ
ていくのじゃないか。

ただ、ほかには方法がないということ、私もいま
すぐには見つかぬということとはわかるのです
が、こういう状態で果たして国民年金という制度
を維持していいのか、こういう点について基本
的な考えがあればお聞かせいただきたいと思いま
す。

○本署政府委員 先般、昨年の財政計算に基づき
ます数理レポートを出したわけでございますが、
それによりまして、いろいろの過程はあるわけ
でございますが、昭和五十二年から五十六年にか
けて年金額の改定を一〇%、五十七年から六十
一年にかけては八%、六十二年以降は六%と

いうような仮定を置いておるわけでございます。
それによりまして、ただいま御指摘のございまし
たように、昭和六十年では保険料は名目で八千七
百二十円というふうな形になるわけでございま
す。先ほど申し上げました仮定に基づくわけで
ございますから、その八千七百二十円というものを
デフレートさせてみますと、言いかえしますと、現
在価格に置きかえてみますと四千三百円というこ
とになるわけでございます。それにいたしまして
も、三倍強の保険料の引き上げをしなければ、現
行の方式でいく場合には収支が単年度赤字に転落
をするということになるわけでございます。

こういう現状になりました原因でございま
す。一方では五十年年金、十年年金等の充実をこ
のところ急激に図ったということが一つあるわけ
でございます。また一方では、保険料を数理保険
料からかなりかけ離れた価格で設定をしてき
たということが一つあるわけでございます。

ちなみに、現在の国民年金、昨年の段階で平準
保険料を見ますと五千円でございます。その五千
円に對しまして、昭和五十二年四月一日から二千
二百円になりますけれども、四割程度の保険料で
あるわけでございます。厚生年金も修正積立方式
をとっておりまして、平準保険料のとおりにとつ
てないわけでございまして、厚生年金の場合に
は、平準保険料が現在千分の百五十でございま
して、その六割の九・一%の保険料を取ってお
るわけでございまして、厚生年金と比較いたしま
して、その六割の九・一%の保険料を取ってお
るわけでございまして、現在のような財政状態
になってきておるわけでございます。

今後の問題といたしましては、保険料をな
るべく国民の理解を得まして引き上げていくとい
うことが、やはり残された道ではないかと思つた
わけでございます。国庫負担でございまして、国
庫負担につきましても、すでに三分の一の国庫負
担をいたしておるばかりでなく、経過年金につ
きましては、かさ上げ分の二分の一の国庫負担を
いたしております。加重平均をいたしますと、四割

が国庫負担で現状賄われておるといふような状
況でございまして、国庫負担の導入をこれ以上
にするとすることは、なかなかむずかしい現状
ではないかと思つたわけでございます。国民の理
解をいたして保険料を引き上げていくということ
が残された道であるかというふうに思つてお
るわけでございます。

○田口委員 いま局長がおっしゃったことは、国
民年金だけをいふと、その限りでは理解はでき
るのです。しかし、この被保険者の数を見た場合、
厚生年金はいまから昭和六十年を見越しても、こ
の資料に出ておりますように年々増加をしてい
く、いま二千四百万が三千万程度にふえること
は間違いないであらう。ところが一方、国民年金
の方はそう急激にふえるというところは予想され
ないわけですね、せいぜいふえても百万程度じゃ
ないかと思つたのです。

そうなつてくると、やはりこの資料に書いてあ
りますように、昭和五十一年度の場合には、被保
険者一〇〇にして年金受給者が一・六、それが
六十年になりますと約倍の二〇・五、七十年にな
りますと二三・二。ですから、この被保険者が年
金受給者をめんどろ見るといふ表現はおかしい
ですが、そういう言い方をすれば、だんだん少
ない人数でたくさん年金受給者のめんどろを見
なければならぬ、しかも負担力というものは限
度があります。

そうなつてくると、ここで残された道は、いま
金持ちも貧乏人もいいますか、一律に千四百円、
二千二百円ですが、やはりこの保険料の徴収の方
法について考えぬことには、ただ単一でいいの
だ、これだけでは財政的な問題も出てくるし、さ
らに国民の負担という面から見た場合に、これは
どうも一律であり、一律の年金額だ、これはお
かしいのじゃないか。したがって、よく言われてお
りますように、所得比例方式というものを、な
かなか所得の捕捉がむずかしいということも言わ
れるのですけれども、むずかしいのじゃないか、国民
健康保険なんかも所得比例をやつておるのです

から、この国民年金の保険料についても、所得比
例方式というものを、もう来年あたりから採用す
べきじゃないか、こう思ふのですが、そういうた
点について……。

○本署政府委員 国民年金の保険料は、ただいま
お話しのごさいますように、定額保険料になつ
ておるわけでございます。これは被保険者の方か
らの希望をいたしまして、もう少し保険料を払
つてもいいから老後が安泰になるような年金額に
してほしいという希望が現実にあるわけでござ
います。それからまた、財政上からも所得の高い方
からは保険料を充分に負担していただきたいとい
うことを、私どもとしても念願をしておるわけ
でございます。

そこで、国民年金に所得比例制を入れるとい
うことが一つの大きな課題であるわけでござい
ますが、私どもも実は研究はいたしておるわけで
ございますが、これもいま先生からお話しがござ
いますけれども、現在の事務機構は定額の保険料を
取るというところでやつてきておりますので、所
得の把握が非常にむずかしいというだけでなく、仮
にやる場合には、事務機構等もかなり思い切つて
整備をしなければならぬという点もあるわけで
ございます。

この問題は、国民年金の将来の大きな問題の一
つというところで真剣に研究を続けてまいりたいと
いうふうに思つておる次第でございます。

○田口委員 いろいろむずかしい問題はあ
るのですが、一番初めに、国民年金財政について
共通の認識に立つ、ここを強調したいのは、一兆
三千億程度の積立金があるのですから、ことし約
千五、六百億取り崩す、この調子でいくならば
四、五年はもつたろうというところで、取り崩
すということではいけません。しかし、その先一
体どうするか。保険料の引き上げといつても、
これは限度がありますから、そうたやすくありま
せん。国庫負担も、いま言ったような問題があ
る。そうなつてくると、被保険者の側からのそ
ういった要望を、多少出してもいいから年金額をと

いふ言ひ方を逆にとらえるのではないのですけれども、そういう機運が盛り上がりつつあるときに、所得比例方式といったものを大胆に打ち出していかないことには、国民年金財政というものは破綻を遂げてしまう。

同時に、この問題を一応念頭に置きながら、ちよつと横に置いて、さっきの午前中の論議とも絡むのですが、ひとつ大臣の御見解を承りたいと思ひますのは、御存じのように、いまわが国は年金制度が八つある、その八つの年金制度がてんでんばらばらと言つては何ですが、てんでんばらばら、そこところから厚生年金に比べて共済年金が高いとかいろいろ問題が出てきます。たとえば悪いのですが、目くそ鼻くそを笑うというふうなことになるわけですから、となると、いずれかの時期には年金制度の統合ということについて、これも踏み切つていかなければならぬだろう。もちろん、これには財政がついて回ります、従来の長い行きがかりがあるのですから。したがって、この八つの制度のそれぞれの行きがかり、由来、経過というものがあつて、一本にまとめようとすることは乱暴な意見だと思ひますが、少なくとも三つは統合に向かつて整備をしていかなければならぬ。

いま一番国民の間で問題になっているのは、その第一は、年金支給開始年齢、共済年金は五十五歳、厚生年金は六十歳、国民年金は六十五歳、何歳にするかというところはなかなか言いにくいにしても、やはり長年社会のために努めてきた方々に對する年金という面を考へれば、この支給開始年齢というものを一本にすべきじゃないか、これが一つ。それから制度を一遍にまとめることはむずかしいことはわかりますけれども、給付水準というものを、厚生年金も国民年金もそれから共済年金も同じであらば、そう高低のないという給付水準の均衡を保つ、こういう年齢、給付水準を決めておいて、そこで今度は、いま言った国民年金の問題に属するのですが、他の問題にも波及しますけれども、一体この掛金負担というものをどうするか、こういうやり方が考えられるのじゃないか。

したがって、大臣にまずお聞きしたいのですが、いま八つの制度をそのままいいのか、昭和何十年に統一するというふうなことはない無理にいたしても、早い機会に統合しなければならぬ、こういうお考えをお持ちかどうか、その点ひとつ。

〇渡辺国務大臣 あなたのおっしゃることは、一本当にございともな、年金問題の根本に触れる問題だと思ひます。

先ほども答弁をいたしましたように、国民年金はいまでもさへも収支同じぐらいのことになっていくわけですから、しかも成熟度はまだ非常に低いという状況でしょう。ですから、これがだんだん成熟度がふえていければ、国庫の負担だって實際から言つて四〇％近く持つていくことは大変なことですから、しかも金額も、掛金の期間が長くなりまして、給付額がふえてきますから、果たしていまの四〇％が持ち続けられるかどうか自体が、もうすでに大変な問題ではないのか。

そこで、やはり負担の問題は、これだけの給付をされるならこれぐらゐの負担をして国民年金に入りたいと言ふか、そんなに負担をするのなら、もう給付の方はそんなに上げてもらわなくてはいいと言ふか、そのときになってみないとかなかなかよくわからぬことだけれども、いずれにしても、負担の引き上げの問題というものは逃げられないというふうに私は思ひます。

しかし、負担を引き上げると言つたつて、いまのまま八つばらばらでもってそんなことはできない、まず中身を全部同じく統合したらいいじゃないか、これは一つの理屈だと思ひますが、なかなかそれは歴史もあるし、一遍に統合しても、理屈の上ではよくわかるのだけれども、現実の姿としてはよくわからない、なかなかむずかしい。総論は賛成だけれども、各論になつてくるとなかなか賛成し切れない。

そこで、とりあえず、それじゃ国の関係の、地方団体とか何かの関係の共済組合というふうなものにいままで以上のような金をなかなか出し切れなくなつてしまふというところになれば、しかし給付水準は下げられないから、したがって、年齢の問題で何か工夫しなければという議論は、当然これは出てくると思うのです。それには雇用政策の問題も絡んでくるわけですから、五十五で定年退職だ、それで六十五にならなければ年金は支給しないよでも、これもつじつまの合わない話なので、雇用政策の問題等と絡めて、支給開始年限という問題については、やはり一本化をするようにしていく必要がある。ただ、国民年金のように六十五のやつは、これをともかく六十八にしろとか七十にしろと言つたつて、もう期間がなくなつてしまふから、国民年金の支給開始をもつと延ばすということは、私は事実上できまいと思ひます。

したがって、なるべくその支給開始の問題、給付水準等も近寄せるようないろいろな工夫をしていかなければならぬ。それにはやはり国民の合意がなければとてもできるものじゃない。とにかく、政府だけで持てと言つてもとても持ち切れな話じゃない、したがって、これはやはり年金の基本問題に関する問題なので、皆さん方からも、いい知恵があつたらだんだん出してもらつて、そしてみんなで本當にこれしかないというものをくり上げていくしかないのじゃないか、かように考へておる次第でございます。

〇田口委員 確かにむずかしいですね。しかし、私が言つたことをもう一遍繰り返しますと、この年金局がつくつた「財政計算結果の概要」から見ても、強ひて言ふことは、さつきも言ひましたように負担増が避けられない。ところが負担増と本格年金、昭和六十一年になつて、まあ八％程度これから上がつていくでしょうけれども、いまの金の値打ちで言へば夫婦で六万五千円ですね。そういうことを頭において、負担ばかり上がる、ちよつと横を見ると、六十歳で幾らだ、五十五歳で幾らだという、これは人情でわかりますね。文句を

言いたくなる。だからこの際、いろいろな故事来歴があるので、すから一本にするのはむずかしいけれども、その八つの制度の、少なくとも一番いま国民が、しやくの種とまではいかないにしても、問題にしている支給開始年齢がばらばらだ、それを妥協なところであつて、そうなる場合、給付水準についてでも考へていく、そうなる場合に財政がこれだけかかりますよ、こういう言ひ方をすれば、その負担増ということが免れない現状の中で、納得のいくところもあるのです。そういう問題別にして、国民年金だけを、これはえらいことだ、えらいことだ、だから、上げなければならぬよんといふことになる、大臣が心配されるように、もうそれならやめておこうといふところが出てくると思ひます。

したがって、国民皆年金である以上は、少なくともまず二つの基盤がある程度を立てておける、その基盤をつくつた上で、金の方はこうなんだというこゝにあれば、また国民の受け取り方も違ふのではないか。

そういう点から私は申し上げておるのであります、これは理屈としては十分御理解をいただいておると思うのですが、来年五十三年は年金改定をやるといふ年なんです、来年にそういうことをやれといふことは無理かもしれせんけれども、ある程度近い時期にめどを置いて、そういうことをこゝではつきりした方がいいのではないかと。新聞、テレビで、この間八千円とか何千円とか、いろいろ出て、みんなびびりしてましたね。やはり国民のそういうびびりした状態の中で、いや、こういうことにするのですよといふことをいま打ち出す必要があるのではないかと、私はそう思ひます。

〇渡辺国務大臣 本當に一々私はごもっともだと思つて聞いているのです。国民年金で、あなたの持つておる表を見てもわかるように、ともかく昭和六十一年に名目で一人八千七百円に掛金を上げなければ維持できない。そうすると、仮に農家の場

言いたくなる。だからこの際、いろいろな故事来歴があるので、すから一本にするのはむずかしいけれども、その八つの制度の、少なくとも一番いま国民が、しやくの種とまではいかないにしても、問題にしている支給開始年齢がばらばらだ、それを妥協なところであつて、そうなる場合、給付水準についてでも考へていく、そうなる場合に財政がこれだけかかりますよ、こういう言ひ方をすれば、その負担増ということが免れない現状の中で、納得のいくところもあるのです。そういう問題別にして、国民年金だけを、これはえらいことだ、えらいことだ、だから、上げなければならぬよんといふことになる、大臣が心配されるように、もうそれならやめておこうといふところが出てくると思ひます。

したがって、国民皆年金である以上は、少なくともまず二つの基盤がある程度を立てておける、その基盤をつくつた上で、金の方はこうなんだというこゝにあれば、また国民の受け取り方も違ふのではないか。

合だと、二人とか三人とかなりますね、親子だと六十五歳前の人が三人、四人は普通です。そうすると、仮に一人の人がいま二千二百円のものがある、千円という四倍ですね。現実の問題としては、米の値段が八年間に四倍に上がるはずがない。インフレでうんとほかの物価も上がるのならそれでいいかもしれないけれども、インフレは抑えていかなければ年金はおかしくなってしまうわけですから、まして積み立てのやつは。そこでインフレは抑えるということになると、四倍の八千七百円に上げられるのか、給付の内容を改善するのはいいけれども、やはり大変なことであると私自身がそう感じているんですよ。

それでまた、年金に対する考え方というものは、財産を持った人と無財産の人と違うんですね。国民年金も最近関心は持ってきましたが、まだ、財産を持った人とサラリーマンで本当に財産のない人と違うんですよ。サラリーマンの方なんかは、お父さんが厚生年金に入っているけれども、亡くなったとき半分になっちゃうから、私もかく国民年金に入りたいという気持ちを持っていますね。ところが農家の方は、家屋敷もあるし財産もあるし、年金水準がよくなるから負担増三倍、四倍でもどうだということになると、勤労者で本当に家だけで財産は余り持っていない人と、実態論からするとかなり感覚が違うんですね。

だから、そこらのところも考えて、どういうふうにしたらいいか。それとも、農家の方もだんだん変ってきて、ともかく老後の問題というところになると、いまのうちに掛けておいた方が、将来息子の世話になるばかりでなくて、自分で年金をもらって楽に隠居できるといふような気持ちに変わってくるか、これはやはり大きな社会問題も含んだ仕事じゃないだろうか、こう私は思っているんです。

しかし、年金水準を維持してもっとよくしてということになる、こうならざるを得ない。そうになると、要するに増税するなら税制の不正を直

せという議論と同じ発想になってくるんですね。ともかく保険料をうんと上げるといふことになるならば、将来よくなることもいいが、もっと中でブルルしたらいじやないかということが、大きな議論として出てくるのじゃないかというふうに思うのです。

公務員の問題なんかそうならざるを得なくなってくるでしょう、これは人数が違うわけですから。片方は二十万、三十万が今受けている。片方は二百万、三百万、五百万という話ですから、それが仮に合併、合同というふうな問題になってきたとしても、とてもそれで国民年金の財源というか、現在の給付水準を維持し、なおよくするということはむずかしい。ですから、そのためにはどうしても負担を上げないではできない。結局、結論はそういうことだと私は思うのです。

ですから、そういう一つの絵をかくて、それでどういう反応があるか。やはり受ける人が反対だ反対だと言ったのじゃ成り立たないわけですから、それは国民全体の理解と協力が得られるような仕組みと宣伝、努力というものを、全部一緒にあわせてやっていく必要があるのではないだろうか、かように考えております。

私は、素人だからよくわからぬけれども、専門家の意見を十分に尊重してやっていきたい、こう思います。

○田口委員 あと十五分しかありませんから、財政の問題はこの程度にして、いまもおっしゃったように、国民も、年金というところについてこの数年前に比べれば比較にならぬほど関心が強まってきた。そういうところでいろいろのケースについて私のところにも相談があるのです。

これは、この二月に予算委員会でも、多賀谷先生から厚生大臣に質問があったこととよく似ておるのですが、一つ具体的なケースを言います。これは極端な例じゃないですよ。

御存じのように、いま妻の年金ということをお考えた場合に、おやじさんがサラリーマン、被用者で、その妻の場合には国民年金は任意加入です

ね。そして結婚して一緒にいるその期間は空期間として扱う。ところが、自営業者の妻の場合は、そういうことはないわけですね。私がいまから例として挙げるのは、自営業者の妻の場合なんです。が、こういうケースがあるのです。

昭和十年に生まれた方なんです、学校を卒業して昭和四十五年まで厚生年金の被保険者であつた。ちよつと足りませんけれども約十年。ところが、やめた際に脱退一時金をもらつた。すると、いままでのほんの二アですね。具体的な年度を挙げますと、昭和四十六年十一月から昭和四十八年七月まで約二年、まあ二十カ月ですが、厚生年金の被保険者になり、そこで自営業者の方と結婚をして会社をやめた。引き続いて、今度の強制です。国民年金の被保険者に入つたんですね。

そうすると、この方の場合に、いまの制度に乗って六十歳まで国民年金保険料をまじめにずっと掛けていっても、昭和四十六年十一月からの厚生年金と通算をしたにしても二十四年しかないのです。二十五年なければ年金はもらえませんか、掛け捨てになるのじゃないか。そういう表現で相談に来たのですが、確かに年齢年金という面から見れば掛け捨てですね。

これは、私が極端な例でないとお断りしておりますように、相当多いんですね。こういう問題について救済策があるのかどうか。いまの制度の中でございせんか。

○本暮政府委員 いまのお話のケースでございしますが、誤解をしておるかもしれませんけれども、結局、厚生年金の被保険者期間が約十年くらいあつたのだけれども、それが脱退手当金をもらつてしまつて、年金の資格期間に入らなくなつてしまつておる、そして現在、結婚をしまして、六十歳まで国民年金に入るわけにございしますが、その期間が、脱退手当金をもらわぬ厚生年金の期間が二十カ月くらいあるわけにございしますか、それと足しますと二十四年しかないということにございしますと、いまの制度では年金ができません、従来特例納付ということを二回やりまして、

無年金者の救済対策をやつたのでございしますが、それは国民年金の被保険者でありながら保険料を納めなかったという方の場合に適用になるわけにございまして、この方の場合には、いま伺つた範囲内では、国民年金の被保険者である期間の滞納はないわけにございしますので、従来二回やつてきました特例納付にも当たらない。結論的に申し上げますと、救済対策はいまの制度にはないということになるかと思ひます。

○田口委員 こういつたケースは、昭和十年代に生まれた女子に相当多いんですね。そこで、出先の社会保険事務所なんかに行つて相談をしたそうですが、いまの制度しか考えませんから、じゃ、あなたは六十歳になったときに、どこか電話番でもいいから厚生年金の被保険者を一年だけでもやりなさい、そうすればもらえます、筋から言へばそうでしょうが、六十歳になって年金をもらつために電話番でもさせてくれませんかなんていうことは、実際にはあり得ない。

そこで、私は二つ方法があると思うのです。こういうケースが多いものとしてひとつお考えを示していただきたいのですが、一つは、六十歳に二十四年しかない、だから、六十一歳から六十五歳で年金をもらうまでの間、厚生年金なんかにあるように、任意継続という形で保険料を払い込む、そのことによって二十五歳という期間を満たす、これが一つ考えられるのじゃないか。もう一つは、共済組合なんかでは、いまあるかどうかちょっと調べていないのですが、昔の制度で、雇から吏員になるときに一時金のようなものをもらう、一時退職金を。そしてずっと勤めてきて年金の期間がない、その雇の期間を空期間として見る。そうすると、これをいま私が申し上げた例に当てはめれば、昭和四十五年までの脱退一時金をもらった厚生年金被保険者期間、これを空期間として算入して、年金をもらう際に、もらった脱退一時金というものを年賦償還していく、技術的な細かいことを言えば、こういう方法も考えられるのじゃないか。

一人、二人の問題なら別として、相当数が多いのですから、いま言った第一の任意継続方式、第二番目の共済でやっておるように聞いておる空期間で年賦償還をさせる、こういうことは考えられませんか。

○本幕府委員 いまお話のありました中で、共済組合の關係でございしますが、実は私も余り正確には知らないでございしますが、厚生年金の脱退手当金と違ひまして、退職をいたしますときに、老齢年金の資格期間を満たしておりませんときには、通算の原資を留保してその余りを一時金として支給するというような措置をとっておるようでございます。

ただ、その厚生年金の脱退手当金の場合には、男子の場合には六十歳以上で通算老齢年金も出さう可能性がないという場合にだけ脱退一時金を出すというところになっておるわけでございます。女子につきましては、従来の経緯等もありまして、少し緩い条件で脱退手当金を出すことになっておりまして、それが先生のお話のような問題につながっていくわけでございます。

ただ、厚生年金の脱退手当金の場合には、年金の資格期間がなくなってもいいから脱退手当金をもらうか、脱退手当金をもらわないで期間を残すか、それを選択してもらうという方式になっておりますので、そういう意味では、共済組合と立て方が違ひますので、共済組合のやり方を厚生年金の中で考えるというのは、かなり無理があるのではないかと思います。

もう一つ、お話のございました、厚生年金にございします任意継続被保険者のような制度を考えると、いうことでございしますが、この点につきましまして、予算委員会等で無年金問題が大きく取り上げられて、その対策として、従来いろんな方法が言われておるわけでございますが、たとえば二十四年の方には二十四年の年金を出すというようなことにしたらどうかという案が一方あると同時に、いまお話のございましたように、六十一歳から六十四歳まで任意継続の方法を認めたらどうか

ということもあるわけでございます。いま先生のお話のございましたので、私もこの無年金対策の一つの方法としまして検討させていただきますかと思ひます。

○田口委員 重ねて申し上げますが、いま言ったケースが相当多いんですから、でき得れば来年、五十三年の改正の際には、こういう無年金になる、特に女子の場合に、いま申し上げたような例、そのほかの方法を考えて、ぜひともやっていただきたいと思ひます。

それに関連をして脱退手当金、来年六月で一応の期間が切れることになっておるのですが、この脱退手当金をこれからも一遍延長して続けていくのか。来年六月で一応の期限が切れるこの際に、脱退手当金制度というものをなしにしてしまふのか。年金ということをして考えれば、私も娘さんに聞いてみると、年金なんて将来の話だから、嫁入り資金の少々足しになればいいという人もあるのですが、いま言った例なんかは、そういうことでもらった、ところが、いま四十の声を聞いてみると、あのときも知らずにおけばなあという気がする、こういう迷ひはだれしも持つものだから、この際、思い切って来年六月でもうこれは再延長しない、こういうことにしたらどうですか、その辺……

○本幕府委員 昭和三十六年に国民年金ができて、通算制度が完備しておるわけでございますから、掛け捨てということも、もう事実上は起り得ないというところでございますので、脱退手当金の持つてゐる機能の大半は失われたのじゃないかというふうに思ふわけでございます。しかし、また一方では、女子の場合に、脱退手当金が欲しいという希望もあることは事実なのでございします。ここ数年の脱退手当金の支給状況を見ますと、やはり年金というものが非常に知られてまいりまして、件数が非常に下がつてきておるわけでございます。そこら辺を勘案いたしまして、五十三年の五月末に切れますときの措置をよく検討してみたいと思つております。

○田口委員 これで終わりますが、きょうは時間の關係で財政問題も、それから女子の年金についても、なお申し上げたいのですが、ひとつ大臣、さつき言った無年金の解消策、それから脱退手当金、これは両方の言い分がありますから、来年、五十三年の改正には、これらを主な議題にする、こういう点で結論を出してもらうように特に要望しておきたいのですが、御見解を聞いて質問を終わりたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 無年金の救済問題は、あなたの言つたようなケースもあるだろうし、それから年金制度そのものに反対だと言つて信念で入らなかつたというような人も中にはあるんですよ。そういうケースもあるし、いろいろなケースがあるわけですから、非常にお気の毒なようなケースについては、予算委員会等でも何回か多賀谷さんあたりからも御質問があつて、何か考えなければならぬな、こう思つておるのです。

ただ、いままで無年金になるべくしてなつた、掛金をかけないでなつておる者を、一律に全部拾ひますというふうなことを言つと、それじゃこれから心がけてかけないで、もう近くなつてからまとめて払えばいいじゃないかというふうな問題に発展しかねないむずかしい問題も実は含んでおる。正直者がばかを見るというふうな、そういうことだけはさしたくない。やはり正直者はばかを見なかつたという筋だけは通さないと、年金制度ががたがたになつちやうから、やっぱりそういう筋を通しながら、やむを得ざるものについては、何らかのことは考へていく必要があるのではないだろうか。しかし、これらはもう少し検討させていただきますか、こう考へております。

脱退手当金の問題等についても、あなたのおっしゃるのも本當にわかるのです。わかるのです、これもやはり制度上の問題でございしますから、今回検討するときに一緒にあわせて検討させていただきます、かように考へております。

○戸井田委員長代理 次に、村山富市君
○村山(富)委員 午前中から年金の議論が行われ

ておりますが、主として問題は八つある年金の保険料の問題とか、あるいは給付条件の問題とか、あるいは給付開始の年齢の問題とか、格差があり過ぎるじゃないかということが問題になっているわけですね。

同時に、いま問題になりましたのは、年金権を持たない層に対してどういう救済を考へるのかというところが問題になつたわけですが、五十一年の十一月に当時の田中厚生大臣が基礎年金構想というのを一遍出しましたね。これは恐らく大臣が思ひつきにぽつと言つたのではなくて、当時の新聞をひもといひみますと、次官を長にする何かの協議会をつくつて、検討しておるという指示も出しておる、こういう談話があるわけですね。

この基礎年金構想の是非については論じませんが、けれども、その後厚生省は、午前中から議論があつたような問題も含めて、いまの年金の一元化の問題というふうな問題について、こういうことが発表された後、何か具体的な検討なり、作業なりを進めておるのかどうか、その点について承りたいと思ひます。

○本幕府委員 ただいまお話のございましたように、田中厚生大臣が基礎年金構想というものを発表されたわけでございますが、その時点で、私も事務当局といたしまして、基礎年金構想につきましまして検討を進めておつた次第でございます。しかし、その検討をしてまいります過程におきまして、当然のことながら非常に大きな問題でございしますので、やはり年金問題の権威の方に必要がありたく、そこで議論をしていただく必要があるという判断をいたしまして、昨年の五月に年金制度基本構想懇談会を設置いたしました、年金問題の権威の先生方を煩わしまして、現在御検討をいただいておりますこととでございます。

○村山(富)委員 やはりこういう議論が集中して出てくるというのは、それだけ国民の関心も高いし、そういうところに目が注がれてゐるわけですね。これからますます問題になつてくるわけですね。したがって私は、單なる気休めというのか、そんな

ことじやなくて、もつと本気にこの年金の一元化の問題なりあるいは基礎年金構想の問題等々を、単に専門家に任して検討してもらつていますというのではなくて、厚生省自身もやはり何らかの機関をつくつて真剣に検討していく、そしてできるだけ早い機会に解決ができるような方向に進んでいく、こういう取り組みの姿勢がないとだめじゃないかと思うのですが、どうですか、その点は。

○渡辺国務大臣 全くそのとおりだと私は思います。ですから私は、厚生省が案を出して、そしてそれを懇談会できちんとやつてもらつたらどうだというのが、内部の話ですが、いろいろしてみたいのです。ところが実質的には、それと似たようなことをやつていられるが、形式的には、皆さんからいろいろ意見を出してもらつて、それで皆さんの意見がまとまつたところで厚生省が採用する、そういうふうなことをやつていられるらしいのです。ですから、それはやはり厚生省に当然主体性があつてしかるべき問題であります。したがつて、この基本構想懇談会等においても、いろいろ一長一短、みんな意見には必ずあるわけですから、現在の体制の中で、しかしどつちにも比重を置いたらいいかというところは当然これは考えられることなんです。ですから、おさなりでなくて、これは本物です、本当にことしの秋から暮れまでには一つの構想を固めて出発しよう。年金問題は、先ほど言つたように、非常にむずかしい問題もあります。調査その他も必要ですから、これは方向が固まつてから法改正までには二年や三年はかかるかもしれない。しかし、これは本気になつてタイムリミットをくつつけていましておるわけですから、その節は何とぞ御賛同のほどをいまのうちからお願ひを申し上げます。

○村山(富)委員 賛同するかせぬかは、出た案によるから何とも言へませんが、ただ、各党ともいろいろ構想を出しておるでしょう。それは非常に傾聴に値するいい内容もあると思うのです。ですから、そんなものも、それを総合的に吸い上げて、そしてやはり真剣に、これだけ問題になるわけですから、将来大きな問題になるわけですから、したがつて、もつと本気で真剣にこの問題について取り組んでいくという姿勢を強く要望しておきたいと思うのです。

それから、いま田口委員からお話がありましたけれども、私が東京都のやつを調べてみましたら、現に国民年金に加入しておつて、受給権に結びつかないものが六万八千九百九十四件あるというんですね。これは五十二年三月三十一日現在の資料ですが、あるというのです。都会と地方とは若干の違いはあると思いますが、恐らくまだ時効にかかつてなくて、保険料を納入すれば復権するということもあるかもしれませんし、それから、もう時効にかかつてだめだった人もこの数の中にはあるかもしれませんね、こういうものが全国的に大体どれくらいあるように想像されますか。

○本暮政府委員 年金問題の対策といつたしまして、御承知のとおり、過去二度特例納付制度を実施したわけですが、第一回の昭和四十五年七月から四十七年の六月までの二年間につきましては二百九十九万件、保険料にしまして百七十二億円の特例納付があつた次第でございます。第二回の四十九年一月から五十年十二月にかけましては二百八十八万件、保険料にしまして六百二十八億円の納入がございましたので、かなり無年金の方の多くが救済されたというふうに思つておるわけでございます。しかし、私どもの方の事務所にも、この種の相談がまだ絶えませんが、無年金者は残つておると思ひますけれども、二度の特例納付によりまして、かなりの方が救済されておるのではないかとこのように思つております。

○村山(富)委員 いまお話をいたしましたように、二回の特例措置で救済された層もこれだけあるわけですから、しかし、現に加入しておつて受給権に結びつかないというものもあるし、それから、さつきお話がありましたような問題もあるし、同時に、国民年金は任意加入ですから、被保険者の奥さんの場合で途中で離婚したというよう

な場合には受給権がないわけですからね。入つたつて、給付期間を満たさないということになれば、受給権は成立しないわけですからね。そういうものもある。これからのそういうものもろの年金にかかわりのない人が出てくるのではないかと想定されます。

ですから、先ほどの答弁もありましたけれども、やはりそういう実態をよくとらえて、どうすれば本当に国民皆年金のような姿になつていくのかという点も、来年度あたりをめどに十分検討して、何らかの措置を講ずるというふうにしなればならないと思うのですけれども、大臣、どうですか。

○渡辺国務大臣 先ほどお答えしたように、正直者がばかをみないという大原則のもとできめ細かな対策を講じていきたい、かように思います。十分検討いたします。

○村山(富)委員 正直者がばかをみないというのは、これはやり方いかんですからね。ですから、それはやり方をどうやらやり方ではいいのであつて、方法の問題ですから、十分ひとつ検討して、五十三年度の改正には何らかの結論を出すというふうな方向でひとつ御検討願ひたいと思うのです。

それから、毎回年金が審議をされた後で附帯決議についているのですけれども、年金積立金の民主的な管理運用、これは、たとえば共済なんかの場合には共済組合があつて、そして労働者代表も入つて一緒に管理運用しているわけですから、しかし、政府が管理する年金の積立金だけはその仕組みがないわけですね。これはいま申しましたように、毎回年金の法案が審議された後の附帯決議にはついておるわけですね。こうした問題については、厚生省は一体どういう検討を加えてきたか、お尋ねします。

○本暮政府委員 厚生年金と国民年金の積立金につきましては、非常に巨額にもなりますので、国家資金として一元的に運用をするということが、家ども、保険の立場からいいますと、非常に安

全、確実であると思ひますし、また国全体の経済計画の上からも有効であらう、こういう立場に立つて資金運用部に預託しておるわけでございます。資金運用部は資金運用部の審議会があるわけでございますけれども、昭和三十四年に国民年金ができましたときに、特に厚生省の方から要請をいたしましたので、学識経験者七人によりまして審議会形式に整備をしてもらひまして、その七人の委員の中には厚生年金、国民年金の立場をよく理解できる先生に入つていただくということにいたしました。

さらに、昭和四十九年にこの積立金の運用の万全を期するために、厚生省の中に大臣の私的諮問機関といつたしまして年金問題懇談会を設置いたしましたので、労使の代表の方にも参加していただいて、運用問題につきまして御意見を伺ひ、その意見を運用に反映をさしておるというふうな経過をたどつておるわけでございます。

その結果、昭和四十七年におきまして、積立金の還元融資を従来の率から三分の一に引き上げるとか、あるいはまた年金問題懇談会の御意見をいただきまして、個人住宅資金の貸し付けを初めとして、その枠も本年度では千五百億になるというふうな形で進展をしておるわけでございます。

○村山(富)委員 還元融資の枠を広げて、できるだけ積立金の趣旨に沿うような形で運用していかうという考え方はわかりやすい。しかし私は、それを言つておるのじやなくて、現実には積立金かどのように使われておるかということはともかくとして、たとえば共済なんかの場合には、共済組合があつて、組合代表も出て、実際にその共済の積立金の一切の管理運用をしておるわけですね。そういう民主的な機関といふものを何らかの形で考える必要があるのではないかと、これからさらに積立金もふえていくわけですから、特に年金財源の問題なんかも問題にならぬわけですからね。そういうものもはともかくとして、積立金の管理運用についてはもう少し民主的な、加入者が物が言

三井金屬鉱業經營の小さな療養所がございました。ここはスモンと全く関係がございません。またう一つかなり大きな町立病院がございました。それで別の二人の患者を担当いたしております。の患者はすでに第一次調査のときに県を通じて告をされております。

○村山(言)委員　まことしやかな答弁をしますけれども、実際に四十八年に二人の患者がキノホ

ムの投棄証明をもらいに行つた。ところが、一人には投棄証明を出して、一人には出さなかつたのです。よ。このことについては院長も、まことに申しわけない、弁解の余地はありません、こう言つて認めているわけですから、そういう事実が中にあるわけでしょう。だから、あなたがどんなにきれいごとの答弁をされても事實は事實です。こういう事実に基づいて判断をしますと、やはり調査が不徹底であつたのではないか。同時に、このよゝうな事例は単にこの病院だけではなくて、まだほかにもあるのではないかということが心配されるわけですよ。その点はどう思いますか。これ以後はないと断言できますか。

○佐分利政府委員　まず、証明書の問題でございますが、確かに鉾山病院担当の患者さんお二人から、キノホルムを飲んだ証明書を欲しいというお申し出が病院にごさいますして、病院の方はカルテをチェックした上で、副院長でございますけれども、一人には投薬証明をお出ししました。もう一人の方には投薬していないという証明書をお出ししていたわけでございます。

この点は重要な問題でございますので、私どもも先月この問題が起りましてすぐ調査をいたしました。私もカルテを見ております。これは結論から申しますと、副院長が過去のカルテを調べるときにミスをしたわけでございまして、特にスモンを隠そうとかキノホルムの内服を隠そうとかいうような故意によつてやつたものではございません。過失でございます。これははっきりいたしました。確かに、御案内のように日本では毎日いろいろな薬をたくさんやりますので、よく注意してみないと当時キノホルムを飲ましたかどうかというところを見落とす場合があり得るわけでございます。これにつきましてはそういうことがはつきりいたしましたので、その患者さんの御要望があればいつでも投与証明、内服証明を出すということになっております。

ほど申し上げました、現在名古屋大学の病院長であり、神経内科でも日本で屈指の祖父江教授がこの点を担当なさいましたので、この地区は特に精度の高い調査が行われております。そこではかの方はどうかという問題になるわけでございますけれども、その後の変動ということはいろいろ考えられるわけでございます。たとえば患者さんの移動がございます……。

○村山(言)委員 いや、ほかにこういう事例に關するやうなものがあるかないか。ないと断言できませんかと聞いているのだから、それだけ答えればいいのだ。説明は要らぬ。

○佐分利政府委員 ただいまも申し上げましたよ

うに、神岡町でも若干の潜在患者があったわけ
でございますから、全国で見ればやはり幾らかの患
者があるということは否定できないと思います。
○村山(富)委員　くどくどしい説明はいいから、
聞いたことだけに答えなさいよ。

いまだあなたの答弁の中にありましたね。同じく岐阜県の養老町の厚生連の病院ですか、養老中央病院では、厚生省が四十五年九月八日に薬務局長名で通達を出していますが、この通達が出てから後八カ月間にわたってキノホルムが投与されておるわけですよ。これは一体どういうところに問題があるのですか。

○上村政府委員　四十五年九月八日にキノホルム製剤の販売と使用中止の措置を講じまして、各都道府県、日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本製薬団体連合会等の関係団体に通知いたしました。したがって、医療関係者には周知徹底が図られたと思うわけでございます。いま御指摘のような問題があるという話は私どもも承知をしておりますけれども、その病院が、患者の診断の結果に従いましてそういう医薬品を投薬したというふうな判断せざるを得ないと思うわけでございます。

○村山(富)委員 何かわかったようなわからぬような答弁だけれども、この通達の中身を見ますと、「その使用を見合わせるよう広く一般に周知

をを図ること。」と書いてある。そこにありますか。この「見合わせる」という意味はどういう意味ですか。もう使っちゃいかぬという意味なのか、状況によつては使つてもいいという意味なのか。院長は、この通達の中身もきわめてあいまいでしたと言っていますよ。どうですか。

○上村政府委員 いま御指摘になりましたように、九月八日付で業務局長の名前で出しました通知というのは、「その使用を見合わせるよう広く一般に周知を図ること。」ということと、その次の項目で「腸性末端皮膚炎等医療上これらの医薬品を使用することが特にやむを得ない場合の措置については、おつて通知すること。」と書いてあるわけでございます。この「見合わせる」という表現をとりましたのは、四十五年八月に新潟大学の椿教授からキノホルムの服用とスモン発生との

関連性が指摘されたので、直ちに中央薬事審議会を開きましてこういう措置をとった。通常、一見「合わせる」という言葉は、そういった容疑が解消するまでは使わせないように指導するということで、俗語でも、雨が降っておるので外出を見合わせるというふうな使い方をするわけでございます。したがって、そういった容疑が解けるまでは使用を見合わせるようにということになるわけでございます。

それで、私どもも本件について岐阜県を通じて調べましたところ、その病院にはこの通達の趣旨が周知されておったというふうに判断するわけでございます。と申しますのは、この病院でキノホルム剤を最後に購入しましたのが九月五日でございます。この通達を出しましたのが九月八日でございます。九月五日に購入しましたものを九月九日に返品しておるといふ事実があるということをお聞きしておりますので、私はこの趣旨は周知されておったのじゃないかと思うわけでございます。

○村山(富)委員 周知されておればこういう事例は起ころぬと私は思うのです。それが八カ月間にわたって患者に使われておるわけです。そして現

に院長が言っておるじゃないですか。「使用することが特にやむを得ない場合」ということもあるし、「見合わせる」という言葉も使われておるし、絶対に使っちゃいかぬということじゃないように理解したのではないかと思われる節がありますね。ですからこの通達は誤りですよ。同時に、こういう通達を出したのなら、回収するとかなんとかいう措置を講ずればもっと徹底したかも知れませんよ。だから、このキノホルムに対する薬務局の判断が当時はまだあいまいだったんじゃないのか。本当に禁止すべきものなのかどうなのかという見解については疑念があったのではないのか。だからこういうなまぬい通達になったのではないかと思うのですよ。もしそうでなければ、回収させるとかいうような措置がとられたはずですよ。なぜ回収しなかったのですか。

○上村政府委員 さつき申し上げましたように、四十五年八月に樺教授からそういう疑いがあるという説が出されたわけでございます。研究協議会が結論を出しましたのはその翌年でございます。樺教授のそういう見解の表明がありましたので見合わせるような通達を出したわけでございますが、この通達を出すために中央葉事審議会に御相談をいたしました。そのときに、腸性末端皮膚炎等医療上使用することがやむを得ない場合もある

というふうに指摘されたので、キノホルム割を全面的に使用中止するというふうな決定をしたものではないわけでございます。

○村山(富)委員　だから、それはキノホルムを使つていい場合と使つてはならない場合、そういう指摘があるわけでしょう。特に疑いがあれば一遍中止して、研究して、その後の結論を待つ、これくらい慎重な態度をとらないとこういうことが起こり得るわけですよ。ですから、私はそういう意味で責任があると思うのです。

同時に、通達を出しましたら出しつ放しで、そ

の後その通達がどのように効果をあらわしているか、確認していますか。

○上村政府委員 さっき申し上げましたように、

ますか。病院の不注意ですか。

○上村政府委員　通達を出しましたのも事実でございますし、通達に従つて各県が病院に周知を図つたことも事実でございます。そして、この病院で患者に投与されたのも事実でございますが、私どもの通達では、医療上必要やむを得ない場合はやむを得ないというふうなことで、と申しますのは、こういった病氣にはこの薬しか効くものがないというふうな判断があるわけでございます。そこで、こう申してはなんでございますけれども、

それから、本件につきまして県を通じて調べてみたわけですが、この患者さんが大垣市民病院から養老中央病院に転院されてまいりました。

通達も遺漏なく出したつもりでございますし、それから投棄した医療機関の方にも誤りがあつたのではないというふうに思うわけでございます。

たのは四十四年八月でございます。四十四年八月に養老中央病院に参りましたときにすでに非特異性脊椎炎であった患者さん、すでにスモンであった患者さんでございます。そしてこの病院では四十五年三月からキノホルムを投与して、中止をする。それから四十五年からさつきお話しになりましたような期間にかけて断続的に投与したという

○村山(官)委員 それは手続だけの問題じゃないですよ。現にこの患者はスモンの患者として入院しているのですよ。しかもこれは両目も失明して、下半身がしびれて廃人同様になっているわけでしょう。それを単なる手続論で弁解してはいけませんよ、あなた。もう少し責任を感じなければ……。

事実があるわけですが、そのときにどう
いうふうな判断をしたのかということを県を通じ
て聞いてみますと、大腸炎を伴う腸性末端皮膚炎と
判断をしたのだというふうに言われておるわけ
でございます。この点が私どもが報道を通じて知
っておりますことと若干食い違いがあるわけでご
ざいます。県を通じて知りましたことは、このの

そこで、これだけで質問を終るわけじゃありませんから、次に移りますが、いま厚生省は、四十七年からスモン患者なんかを含む特定疾患に対して医療費を出していますね。公費負担をしていますね。スモン患者の中でこの特定疾患に入っていますね。医療費の補助を受けている人は何名ありますか。

○佐分利政府委員　五十年の実績で申し上げま

病院ではすでにこういう通知が出ておることを知っていた。したがって医薬品は返品をした。同時に、この患者についてはこの薬の投与はやむを得ないのじゃないかというふうに判断をした、こういうふうに理解するわけでございます。

○村山(富)委員　そうすると、これは病院側の不注意に責任があるのか、あるいは行政当局の不手

すと、患者さんの数にして二千四百九十一人でございます。スモンの患者さんにも重い方、軽い方ございまして、半年の治療で治つてしまふ、一年の治療で治療の必要がなくなるといふようなことがございまして、毎年出入りがございますが、いま申し上げましたのが昭和五十年度の実績でございます。

際に責任があるのかといったような問題が問われているわけですよ。これは事実とは間違いないのですからね。そうでしょう。どう弁解しようと、涌達が出た後キノホルムが服用された事実は間違いないのですから。これはどういうふうに判断され

○村山(富)委員 いずれ問題になりますのは、老人の場合には老人医療費を受けて治療を受けている。それから入院する場合に生活扶助による医療費補助を受けて入らないさい、そうでなければ入院できませんよと言ってそういう扱いを受けている

患者もあるわけです。これは将来、和解にしろ判決を求めるにしろ、結果がどうなるか知りませんけれども、そうしたものがやはり問題になってくるわけですよ。この種のものに対する公費負担の適用については、厚生省は一体どういう指導をしていますか。

感じたからとかなんとかいうのではなくて、いままでの経過からして余りにも気の毒だ、見るに忍びぬから何とか和解のテーブルに着こう、こういう気持ちになった、こういうふうに言われたのですけれども、もう一遍、和解のテーブルに着くことを決めた経緯とその考え方を承りたいと思うの

○佐分利政府委員　私どもといたしましては、これを特定疾患対策の一環として、難病の治療研究という制度で公費負担をしているわけでございますが、その制度の性格から、できるだけ対象者は私どもの治療費公費負担を受けていただくようにという指導をしております。しかし、いま先生がおっしゃいましたように、老人であれば老人医療

です。

○渡辺国務大臣 大体、ただいまあなたがおつしやったようなことであります。

○村山(金)委員 私は、ただ患者さんが気の毒だからという気持ちだけで済まされる問題かどうかということとはやはり考えてみる必要があると思うのですよ。私は現に患者の方からも話を聞いている。

の無料料がございまして、そちらに行ってしまうとか、また貧困者であればこれは当然生保の医療給付、扶助の方に参りますし、また、私どもの制度は、保険を優先させて、自己負担分の公費負担でございまして、被保険者本人は外れていくというごことになります。しかし、私どもはできるだけこのようにお願いをし、指導制度を活用していただくようお願いをし、指導

ますけれども、自分の体は犠牲になってもいい。だけれども二度とこんなことが起こらないようにしてもらいたい。そのためにはやはり事柄の所在をはっきりしないとならぬからやっているんです、こう言って叫びながら途中で死んだ方もありますよ。そういう人たちの気持ちを考えて場合、気の毒だから和解のテーブルに着くのだというよ

をいたしております。

○村山(富)委員　これはさっき申しましたように、スモン患者として特定疾患の補助対象に扱われているもの、単なる老人医療として扱われているもの、あるいは医療補助を受けて扱われているものと、これからのいろいろ問題になりますよ。ですからスモン患者については、それは症状にもよ

うな態度では私はやはり問題があるのではないかと
思うのです。

そこで、これからちょっと聞きますが、これは
法律的に厚生省に責任があるのかないのかといつ
たような問題については、いずれ判決が出れば裁
判で明確になるでしょう。しかし、やはり行政上
の責任というものはこれは私は免れないと思うの

りますけれども、特定疾患は特定疾患としての医療補助が与えられて間違ひのない立場をしつかり確認し合つておかないと、自今問題が起こりますから、そういう点は明確にしておいてもらいたいと思うのです。

そこで、時間もありませんから次に移ります。が、これは大臣にもう一遍お尋ねしたいと思うの

ですよ。どうですか、その点は。

○渡辺国務大臣　これは和解でございしますから、厚生省だけで裁判をやっているのじゃないですよ。これは、裁判の窓口は法務省がやっているわけですよ。厚生省の弁護士じゃないけれども、法務省が訟務局で裁判をやっているわけです。したがって、法律の解釈や何かについては、政府として

第二次勸告案が、地裁の可部裁判長から出されました。先般の質問の答弁にもございましたが、大臣は和解のテーブルに着く、こういう態度を決めた。その決めたのは、何も裁判で言われる責任を

は政府の統一見解をつくってやらなければならぬ。厚生省だけで裁判をやめましたというわけではないかのです、これは。ですから、そういうような法律問題になると、私は素人ですけれども、こちらには毎日裁判をやっている専門家が

るわけですから、そういう人たちの話は話でやばり理屈があるのですよ。それからまた一方、薬剤の、薬事法上の問題についてもいろいろ問題があるし、学問上の問題についてもいろいろあるかもしらぬ。しかし、やはり行政上の問題というか、政治的判斷というか——厚生省が全然これに関係ないのならば訴えられることもないのですし、何にも責任がないというのならば和解のテーブルに着く必要もないのですから。和解だから、そこらの点は明らかでなくとも、法律論争、学術論争ばかりやっておつたのではあと五年かかるものや十年かかるものやらわけがわからない、それでは重度の、重症の、もの五年も六年もたつておる患者に申しわけがないから、何とか患者の救済をする方法がないか。話し合いでできることならば、その問題はその問題として置いたらいいだろうというのが私の考えなんです。

それからもう一つは、内部でもいろいろあるのですよ。それじゃ渡辺厚生大臣、あなたは和解のテーブルに着くと言ふけれども、じゃ日本国じゅう全部和解できるのかね。あの中だつて絶対和解しないというのは三分の一のいるじゃないか。それはあなたはどうするのだ、裁判が続くんじやないかと私がやられていて、中で今度は。そういうようなことで、内部にはいろいろあったのだけれども、ともかくこの際は、和解なんだから、そんなはつきり白黒ついた和解なんてないのですから、もともと和解というのは話し合いですから、だから話し合いのテーブルへ着いて、向こうの言い分も聞けるものはほとんど聞いて、しかしこちの言い分も言うべきことはほとんど言つて、それで話をまとめていこうじゃないかということに納得してもらつたわけですよ。

○村山(富)委員 最終的な結論はもちろん厚生省だけじゃ出せぬでしょう。やはり法務省の見解もあるうし、大蔵省の金を出す立場もあるし、と思うのですよ。しかし、直接の担当は厚生省ですね。そうでしょう。そこで厚生省の見解もあつていいのですよ。ただ、私はここで、いまあなたが

言われていましたように、学術的な問題とかあるいは法律的な論争とか、そんなことをしたつてしようがないのではありませんよ。しかし、薬務行政に携わつておる厚生省としては行政上の責任はあつたのじゃないですか、こう聞いているわけですよ。

○渡辺国務大臣 これだつて、いろいろそういうことを言い出せば厚生省の中だつてなかなかまとまらないんだ。むずかしいのですよ。だけれども、全然関係が何もないのならば和解の席にも着かないのですよ。そこは和解ですから、それはあるような、ないような点もありますよ。全然責任がないというなら、これは和解の席にも着かないし、裁判でやるということになつてくるわけですよ。

○村山(富)委員 そんなことを言いますとまたいままでの経過の中から事実をいろいろ言わなければならぬことがある。先ほどあつた中央病院の、キノホルムの使用を見合わせるという通達を出した、その通達があいまいで、不徹底で、現に二名の患者は通達が出た後もキノホルムを服用されて失明をして、半身不随になつて、被害者が出ていんじゃないですか。これだつて局長に聞けば、病院にも不注意はない、行政にも不手際はない。一体そんな事実がどうして起こるのですか。それも一つの事例。

これは、こういうたくさん事例がありますよ。だけれども時間がありませんから申し上げませんが、こういうこともあるんじゃないですか。富山県一帯に発生したでしょう。これは四十四年八月で、そのときにこう書いてあるでしょう。これは確認書で認めているじゃないですか。結論だけ申しますと、「富山県事件に關しては、その後の小川定男氏らの文獻などの報告も読み、被害は上記報告より更に拡大したと、現在もなお、この事件の後遺症に苦しむスモンの被害者が存在する」という報告(「集団多発をみたキノホルム中毒症」と大阪大学医学部公衆衛生学教室小川定男)があつたことを承知しておりますし、今にして思えば、当時この事件を田辺製薬製造のエマホルム剤の

服用による副作用事件として、更に詳細に追試研究のうえ指導すべきであつた批判のあるのは同感です」と。このときの扱いというのは何もしてないでしょう、ただ報告を受けただけで、単なる急性中毒事件として扱つて、実際にこのスモンの特殊疾患としての扱いをしてないでしょう。だから現に、もつとそういう意味でこの問題を真剣に扱つておけばこんなことにならなかつたのではないのかということは同感ですと認めているじゃないですか。これはそれ以外にもたくさんありますよ、もう時間がないから申し上げませんけれども。

結論的に言えば、これはサリドマイド事件のとき、当時の園田厚生大臣が国会で答弁しているでしょう。このサリドマイドが鎮静剤、睡眠剤というものに使われたことに對して、許可したことについては厚生省は非常に責任があると思ひます。

一つは、先ほど来申しましたように、おかしな思つたら直ちに製造中止を命ずるとか販売中止を命ずるとか回収するとか、そういう措置をとらずに、大学に頼んで動物実験をやつて、その結果を待つて処置をする、こういうことがやはり誤りだつたという責任も感じます。手ばかりがあつた、こう言つては、やはり動物実験をやつて、人体実験をやつて、臨床実験もやる。万々間違ひのないような措置を許可をする前にとるべきであつた。こういうことについても責任を感じています、こう言つては、いけません。

このサリドマイドの事件とスモンの事件とは、扱いとしては全く同じような経緯をたどつていわけですから、だから裁判長が言つていわけじゃないですか、大臣がかわるごとに厚生省の方針も変わるのですかと。どうです、これは。

○上村政府委員 この一月十七日に裁判長が和解案提示について所見を出されました。その中で、サリドマイド事件の当時の園田厚生大臣の発言を引用されておるわけですが、これは私どもの理解では、あくまでもサリドマイドについての政治家としての見解を述べられたものであ

るといふふうに理解するわけでございます。サリドマイドは、御案内のようにサリドマイドと奇形との関係が疑われましてから、国としてもあるいはメーカーとしても回収するまでに一年間かつたという点が問題であつたわけでございます。それでキノホルムの場合には、いま申し上げましたように、スモン調査研究会の権教授が疑わしいと言われまして、すぐ翌月に販売の停止、それから使用を見合わせるように通知をしたわけでございますから、裁判長はこのサリドマイドとキノホルムというものの事件を並べてお考えになつておるわけでございますが、私どもは、これはやはり相当性格の違ひ問題じゃないかというふうに理解するわけでございます。

○村山(富)委員 これはここで論戦してもしょうがありません。私はくどくど申しませんけれども、やはり薬の扱いについては、それは行政上の責任を問われてもやむを得ない節がある、それぐらゐのやはり責任を感じて——それは責任があるとか法律的に決めつけることは別ですよ。だけれども、そういう責任を感じて和解のテーブルに着くなら着く、そして話もしよう、困つてい人をお救ひ、こういう気持ちになることがいまは大事じゃないかと思うのです。

特に、今後の問題として最後に承つておきたいと思うのですが、私はいつか指摘したこともあるのですけれども、やはり薬事法そのものにも改正を必要とする点があるのではないかと、同時に、行政のあり方についても、こういう問題が未然に防止できるような措置というものは十分検討し直す必要があるのではないかと、こういうふうに思ふのです。これはいつか大臣が言いましたように、ある意味からするとやはりもう刃の剣ですからね。この患者にこの薬を飲ませれば助かるかもしれぬ、しかし、まかり間違ふと副作用があるかもしれぬと思つたつて、やはり救うために使う場合もあるでしょう。ですから、厳しく何もかも禁止してしまうということはできませんけれども、少なくとも、そういう事例は別にして、一般的に

こんな事例が起こることのないように、やはり薬事法の見直しをする必要があり、あるいは薬事行政のあり方についての見直しをする必要があり、未然に防止する努力をする必要があるのではないかと、このように思います。

もう一遍最後に大臣に聞きますが、これは患者の方々は、いまだ判決と和解派に分かれていて、すれども、両方ともやはり共通して不安に思っているのは、厚生省は一体どういう態度で臨むのだろうか、いつごろまでに解決するのだろうかという意味では、不信もあるし、不満もあるし、不安もあるわけですよ。そういう患者の気持ちにこたえられるような大臣の答弁を期待したいと思うのですが。

○渡辺国務大臣 ここで簡単に明快な答弁がすぐできるくらいならば、長い間裁判はやってないのですよ、これは。しかし、あなたのおっしゃる通りに、厚生省としてはいろいろなことも考えて、政治的考え方からとか和解のテーブルに着いて、裁判官のせつかくの御提案もあることだし、のめもののはのんで話をきちとまとめたらどうだ。しかしこちらの言うべきものはちゃんと行って、それはだめですというものはだめだと言っているわけですから。そうして早く話をまとめるというところでテーブルに着いたのですから、やはりなるべくまとめた、こういうふうな気持ちには変わりはないと思います。

それから、薬事法の問題につきましては、それは一つの法律でも、これは一番よいと思つてこしらえても、時代がたつたり条件が変わつたりすれば、こういうところはすぐ変えたいといふところはあるでしょう。しかし、常にそういうことは見直しをしをしたり、適正に運用することを考えたり、そういう創意工夫は絶えずやらなければならぬ、こういう思つておられます。

○村山(富)委員 そういう一般論でなくて、こういう事例もたくさん起こっているのですよ。現に薬事法の不備も指摘されているのですよ。単なる行政指導だけではできない面があるわけですよ。

ですからそういう点も含めて、一般論でなくて、薬事法の見直しをする必要があるのではないかと、薬務行政の見直しをする必要があるのではないかと、このように思っているわけですよ。

○渡辺国務大臣 それは専門家の意見も十分に聞いてみたい、こういうように思つておられます。

○村山(富)委員 これはすぐ専門家、専門家という。大臣以上専門家はいい、私は思つています。大臣に聞いてみるわけだから、あなたは責任者だから、そういう専門家に逃げ道を求めるのじゃなくて、やはり責任ある態度をとらないとそれは患者も不安に思いますよ。ですから、その点はひとつ十分検討して、そして不備な点があれば見直しをして直ちに直していくということが必要です。そんなことは何も意地を張つてがんばる必要はないのです。同時に、先ほど来申し上げておりますように、全国で困っている患者さんはあなたの一挙手一投足を見詰めているわけですから、もう少し不安が解消するような態度を示して、積極的に判決に協力するなり、あるいは和解に協力するなりという姿勢をとってもらいたいということ、を最後に強く要望して、終わります。

○戸井田委員長代理 次に、国民年金法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続けます。平石磨作太郎君。

○平石委員 午前中から段々とお話がありまして、私も年金財政についてお聞きしたいということですが、もう聞くこととおつたことが皆聞かれてしまふ、もう言うことがなくなつたわけですが、先ほどの答弁その他をすつとお聞きしました、年金財政がだんだんと逼迫をしてきた、健康保険が、まさに馬が壁に乗り上げたというような状態が来る、これがもう目の先に見えておる、そういう中で検討中、検討中という答弁が返つておるわけですよ。

私は、これから八つの各年金について今後検討するの、まず公平の原則というものを貫き、さらにその中では費用の負担の公平であり、あるいは給付水準の公平でなければならぬ、こういった立場から考へていったときに、いまの国民年金その他の年金についてだんだんと財政情勢が悪くなつてきた。特にその中でも国民年金が悪くなつておる。その間の厚生省の発表にわたつた再計算においてもそのことがわかれるわけですが、今後検討する内容について、先ほど社会党からもお聞きしておりましたが、田中厚生大臣当時基礎年金という構想のもとに研究をするというようになつて現在検討が行われておるのか、ひとつお聞かせをいただきたいと思うわけですよ。

○木暮政府委員 ただいまお話ししましたように、田中厚生大臣当時、基礎年金構想というのを公にされたのでございます。当時、私どもも田中大臣の意を受けまして、年金制度の将来の改正の方向といたしまして基礎年金というものを検討いたしておたわけでございます。検討を進めてまいりました過程におきまして、当然のことながら非常に大きな問題でございまして、事務当局だけで検討をしておるということでは国民の理解を得られる案というものは必ずしもできないのではないかと、広く年金問題の権威の先生方にお集まりをいただきまして、年金の将来のあるべき姿につきまして方向を出していただこうではないかとということになりました。昨年の五月に年金制度基本構想懇談会をつくりまして、ただいま基礎年金構想も含めて御検討いただいております次第でございます。

○平石委員 検討ということだけしか返つてきませんが、それならいまの国民年金についてですが、この間の再計算でも、ちょっと見せていただきましたが、将来、八十五年では八千六百五十円も負担がかかるというふうなことが出ておりました。こういうことではとても負担がむずかしいじゃないか。こういうふうな状態にまで追い込まれてくるということについては、再計算のたびに平準保険料がだんだん上がつてきておる。それな

ら現在、平準保険料並みに取つておるかという、拠出保険料はぐつと下で抑えられておる。そこに大きな悩みがあると思うのですが、こういう経過を見ていきますと、だんだんと方式そのものの、いまの積立方式というものが、好むと好まざるとにかかわらず方式を変えねばならぬような状態に入りつつあるのじゃないかというふうな気もするわけですが、その点、どうですか。

○木暮政府委員 国民年金の財政状況は、ただいまお話しをいたしましたようにかなり窮迫をしてきておるわけでございます。

〔戸井田委員長代理退席、村山(富)委員長代理着席〕

その原因でございすけれども、一つは、給付面で五年年金、十年年金の思い切つたかさ上げをいたしました、それが給付金の増にはね返つておるわけでございます。一方、収入の方につきましては、平準保険料のかなり低いものを取つてきたということがあつたわけでございます。厚生年金の場合には平準保険料の六割程度の料率でございすけれども、国民年金の場合には、この四月から二千二百円になりましたけれども、二千二百円の保険料は平準保険料に對しまして四割程度でございまして、また従来平準保険料を遠く離れたところの保険料を取つておつたことが、お話しのようにさらに平準保険料を高めるといふような結果になつておるわけでございます。収支両面の事情から、大体その年の保険料でその年の支出が賄えぬという状態に陥つておるのが現状でございます。

今後の問題といたしましては、来年の四月からの保険料は昨年の国会でお決めたいただきました、二千五百円に昭和五十二年度の保険給付アップ率を掛けたものを取るということになつておるわけでございますが、その後の保険料は決まっております。それをめどにしまして私も国民年金の将来計画を立てていかなければならぬのでございすけれども、当面は、財政リポートにもございすように、国民の御理解を得ながら保険料を順次引き上げていくことを考えてお

る次第でございます。

○平石委員 いまお話を聞きますと、順次引き上げていくというふうですが、十年年金、五十年年金というものの支給が始まった。だが本格的な二十五年年金というのはこれから十年先なんだ。そういう本格年金の給付が始まらぬ先にもうすでにこうなった。そうすると、これから十年先で本格年金が始まったときにどのような状態になるかというところが非常に心配されておるわけだ。

ところで、今年あたりもすでに千六百九十億程度を勘定へ繰り入れねばならぬというふうな形で、一兆三千億というこの積立金がだんだんと取り崩されていく。一方で物価が毎年大体八%あるいは九%といったような形で上がると見なければならぬし、そうなるにつれて、積み立てておるお金そのものにだんだんと目減りが来ておる。そういうふうな物価が上昇してくれば当然給付額の引き上げということも一方では考えていかねばいかぬ。こうなつてまいりますと逆に作用してき始める。そして保険料については、平準保険料をはるかに下回つてしまふ国民に負担が願えないというふうな状態になつてまいりますと、これはいまの積立方式をそのまま存続していくということがだんだんと不可能になつてくるのではなからうか、こういうふうに考えられるわけだ。

これは一つの提言でございますけれども、そうなりまると、当然ここで方式を変えて、ひとつ公平な方法をとつていかねばいかぬということが考えられるわけだ。そういう意味で、私は田中厚生大臣が発表されておつた基礎年金構想というものについて非常に期待も、これの実現方について当局自身がどのように取り組んでおるかということをお聞きしたかったわけですが、その御返事をいただかせんけれども、やはり将来はそのように行くのがこれからのあり方ではなからうか、こう思ふわけだ。

それは、やはり一方に無拠出年金というもので、現在老齢福祉年金が約四百万程度のお年寄り

に渡されております。これは公平な面から考えた

ときに、生活保障的なものか、あるいは長い間社会に貢献して御苦労さんというお金のなか、これも性格はわかりません。性格はわかりませんが、いまの実情から考えたときには、こういった方々の生活保障的な年金というものを繰り込んでおねばならぬ。そのことを一緒に繰り込んで、一つの基礎年金構想というものでまずプールしていく。いまの各種年金の中のいわゆる積立金というものをそういった基礎年金にひとつ積み込んで、それらのものを取り入れて、その上に比例方式という現在あるそれぞれの年金を存続させて、だんだんと統一していく、公平を図っていくということとを順次やっていくべきだと私は考えるのです、どうですか。

○木暮政府委員 基礎年金という考え方でござい

ますけれども、これは現行制度を改変いたしました基礎的な部分を統合するという案でござい

ます。したがって、そういう意味からは一つの国民年金のこの入れにもなる面もござい

しましては国際的になつておりますので、これと

の調整というの想像以上にむづかしい点がござ

いまして、同じお答えになつて恐縮でござい

ます。そこら辺は基本構想懇談会で十分御検討いた

だいておるところでござい

老齢福祉年金の受給については現在七十歳から

ということですが、拠出制の老齢年金では六十五

歳からというように、支給開始年齢が違つてお

わけです。しかも、拠出制の老齢年金の場合は六

十歳まで掛けてそれから五年間据え置く、こうい

うして生活するか。中には、個人経営の零細な二、三人のところの事業場では厚生年金に入らずに、国民年金を掛けながら働いておるといったような者も本場に零細なところには現実にあるわけです。そういう方が六十歳が来てやめたというような場合にも五年間据え置きた。やはりこの点について、一般の被用者年金、厚生年金の支給開始時期の六十歳というところへ持っていくべきではなからうかと思うわけですが、もう一回ひとつ。

○本署政府委員 国民年金の場合には、対象者があろうかと思ひます。しかし、国民年金の場合にはただいま申し上げたような方法をとっておるわけですが、六十歳ではかき収入がなくなつてしまふという場合も考えられるわけでありまふ。そこで現行制度では、六十歳以上になりまふときには繰り上げて年金をもらへるという制度ができておるわけですが、繰り上げて支給を受けまふ場合には減額率がかかるということになっておるわけですが、私どもの立場から言ひますと、減額年金を差し上げるよりも、やはり雇用状態の改善とか、そういうことで就業実態を延ばしていくという方が正しい行き方ではないかと思ひますけれども、一応六十歳から支給できる道が開かれておるわけですが。

○平石委員 六十歳から支給されてもお金は非常に低いわけですね。だから私は、そういう形で支給はされておりますが、制度の上ではある程度の救済措置がなされた、これはたてまえだけであつて、実効的にはこれは全くしてないのだというのと同じような状態ではないかというように考えられるわけですので、この点についてもやはり今後の検討の中で考えていただきたい、こう思うわけですが。

次に、老齢福祉年金でございますが、今回の改正案によりまふと、一万三千五百円から一万五千円に引き上げられております。このお金は、先ほどもちよつと触れましたけれども、御苦勞さんと

いうお金なのか、生活がある程度保障していこうというふうな考え方のお金なのか、その点非常にあいまいなものですが、大体どういうふうなお考えですか、その点を伺ひたい。

○本署政府委員 老齢福祉年金の性格でございますが、当初、制度発足のときには千円でスタートをしたわけでございます。敬老年金というふうなことが言われまふけれども、国民の敬老の気持ちを表現するというような性格が強かつたと思ひます。その後、特に四十八年以降、福祉年金の増額に努めまして、かなり生活保障的な色彩を強めてきたというふうな考えまふけれども、それだけで生活を保障するというような額にはなつていないと思ひます。現在のところはかなり生活の支えに役に立つ年金まで来たというところではないかというふうな思つております。

○平石委員 この件については、私の方の大橋氏が五十年の二月、衆議院の予算委員会において田中厚生大臣から、五十一年度には二万円年金というところで実施するといふ答弁をいただいておりますが、結果的にはそれがなされなくて、五十二年度でまだ一万五千円だ、こういう状態なんです。これは予算委員会でも質問をし、政府がそれに答へたといふことから考へてみまふと、生活に役に立つだけのものにはなつたとおしやつてもまだまだ十分ではないというふうな気がするわけですが、二万円年金がどうして実現できなかったのか、その点もひとつ伺ひしておきたいのです。

○本署政府委員 一昨年の予算委員会等の席上で福祉年金の充実の問題が議論になりました。当時の田中厚生大臣も、現在の方式ではなかなかむずかしいけれども、いい方法を考へてさらに福祉年金の充実を図りたい、こういうことを言われたわけでございます。その当座、有料老人ホームの入所費の二万円というふうなことが具体的なめどとして議論に上がったようでございます。その後いろいろ検討をいたしたわけでございますけれども、

も、四十八年度以降の老齢福祉年金の充実の結果、先ほども議論が出まふたのですけれども、五十年年金とはとんだ差がなくなるところまで改善ができたわけでございます。したがひまして、今後さらに老齢福祉年金を引き上げていく場合には、財源の問題もとりでございませうけれども、五十年年金との関連をどうするか、さらには十年年金との関連をどうするか、そういう年金制度全体の体系的な問題にまでどうしても波及するという結果になりまして、そこら辺の検討といふ必要がございまして、老齢福祉年金の充実がそういう大きな問題にぶち当たりまして、本年で申し上げまふと物価の上昇率を上回る一・一％の引き上げといふことにはいたしておる次第でございます。

○平石委員 老齢福祉年金を引き上げるといふことについて、全体の問題にかかつてくるというお話が出まふた。これはさつき私が財政のところでも申し上げておつたような、老齢福祉年金対象者を国民年金の中に、いわゆる拠出制の中に繰り入れた形でこれらのものを処理していくというところまでの議論に波及するわけですか。どうですか。

○本署政府委員 老齢福祉年金の問題は、ただいまお話のございましたように、大きく考えまふとそこまで影響の出でくる問題だといふふうに理解をいたしております。

○平石委員 はい、わかりました。そういうことで検討されておるのなら仕方がありませんけれども、現実にはこういうお年寄りは、山村なんかに参りますと一人で細々と生活しておるといふ実態等から考へたときに、この一万五千円というのはまだまだ十分なものではないと思ひます。したがひまして、今後の引き上げ方について特に要望をしておきたいと思ひます。

それと、もう一つこの点について議論をしてみたいと思ふことは、このお年寄りについて所得制限があるといふこと。今回の所得制限の据え置きによつて、大体七千人ぐらゐが切り捨てられたといふことが言われるわけですが、この所得制限を

つけておるといふことは、生活保障といふような観点から所得制限というものがこれについておるのかどうか。私も初めて国会へ来たもので十分わかりませんが、所得制限をこれにつけたといふのはどういふ理由か、ひとつお知らせをいただきたいのです。

○本署政府委員 国民年金が昭和三十六年にできまして、その際すでに一定の年齢以上に達しておられる方は、国民年金に入つて掛金をするといふ時間的な余裕がないといふことがございまして、そういう年齢階層の方々には七十歳になると同時に無拠出の老齢福祉年金を差し上げる、こういう制度をつくつたわけでございます。無拠出でございますから全額一般会計から出ておるわけでございます。やはり特に高額の方、あるいは扶養義務者に収入が相当ある方には遠慮をいたしたくことが妥当ではないかという考へ方に基づきまして、制度発足以来一定の所得制限をかけてきておるわけでございます。

○平石委員 無拠出であるから、全部国庫負担であるから一応制限をつけた、こういうお答えですが、現実にはお年寄りは、扶養義務者に所得があつたとしても、嫁さんにもつたりとか子供にもつたりとかいふことは非常に多いに思ひます。こういうお年寄りが多いわけですが、だから、制限を付するといふことは一方財源の面から考へたときには妥当性があるようにも考へられるのですが、現実にお年寄りの生活の実態、一人で山村におる、息子はよそへ出ておる、扶養はしておるというふうな場合に、一々息子に言へない、あるいは同居しておつても一々言へないというふうな実態があるといふこと。それと、人口問題調査会等が家族計画の世論調査をしておるようですが、これなんかを見てみまふと、扶養義務者に頼らない、もう息子には頼れぬ、言ひにくい、息子からもらつてない、こういうふうな考へ方のお年寄りが非常にふえて五六％もある。それから、扶養義務者に頼るのだと云うて扶養義務者につたり頼つておるといふものが大体五五％から三〇％以下に

落ち込んできている。こういうようにお年寄りの意識そのものも変化をしております。

そういう実態等も踏まえた段階では、今年のうちに所得制限の据え置きというようなことはこれはどうかと思うのです。やはりそれだけのものを引き上げるなら引き上げて、七千人のお年寄りが切り捨てられるというのではないような処置はとっていかねばならないか、私はこう思うわけですが、据え置きをしたために七千人というお年寄りが切り捨てられた、この点についてはどういうお考えですか、一言お聞きしておきたいと思ひます。

○本暮政府委員 所得制限につきましても制度策足後いろいろ経過があるわけですが、特に昭和四十八年の改正のときに思い切つて所得制限を緩和したわけでございます。現在据え置きをしたけれども、扶養義務者の所得が八百七十六万円までは制限から外れるというように非常に高い線を引いておるわけでございます。そういう意味で、支給停止にかつた方も余り多くないと思ひます。いまの所得制限はかなり妥当な線ではないかというふうに思つておる次第でございます。

○平石委員 次に、先ほど質問に出ておりましたが、被用者年金の妻です。この奥さんは、被用者年金の夫が亡くなった場合は遺族年金がもらえる。これは二分の一も入るといふことになっております。ところで、こういう奥さんはいわゆる任意加入という形で国民年金に加入ができるということになっておりますが、だんなさんが勤めておられるからということに入らずにそのまゝおる奥さんがたくさんおられるわけですね。そういう奥さんが、年がいったから離婚をせられた、こういう場合はもう全く遺族年金ももらえない、それから国民年金にも入ってなかつたというふうな状態になるわけですね。

私はこの間事例を聞いたわけですが、これも、全国的にはそういう離婚がだんだんふえておるといふような状態も踏まえれば、こういう奥さんが相

当数あるのじゃないかということも考えられるのですが、こういう奥さんに対してどういふような形で老後を保障できるか、少なくとも公的年金という立場で。これは強制加入なんですから、この妻の取り扱いはいわゆる任意加入という形になっておる。だから、昔年金、そして公的強制という立場から考えたときには、この妻の座というものが任意で取り扱われている、それなら強制にするかといつても、またそこにも問題があるかと思ひますが、こういった妻は将来どのように救済されたいのか、ひとつ所信をお伺ひしておきたいのです。

○本暮政府委員 サラリーマンの妻の方の場合、結婚前にたとへばOLとして就職をしておられたり、あるいは国民年金に入っておる。あるいは離婚がわりあい早い時期でございましてまたそこから国民年金に入るとか、あるいは厚生年金の被保険者になるということができるといふわけでございます。その際には、いまお話のございましたように、サラリーマンの妻の間は資格計算の基礎になりますので年金がでるといふ形にはなつておるわけでございますが、結婚前にOLとして被保険者になつておつたというふうなこともなく、六十歳を超えて離婚をするというふうなケースも間々あるわけでございますけれども、その際には国民年金に加入する方法もございまして、年金が全くつかないというふうになるわけでございます。この問題は、妻の年金権の問題として非常に大きな問題でございます。先ほど来申し上げております年金制度基本構想懇談会のテーマの一つでございますので、十分研究をいたしてみたいというふうにして思つております。

○平石委員 それから、生活保護を受けておるお年寄りの福祉年金と収入認定の問題です。これも手続的にはなかなかむずかしい問題だと思ひますが、現実にはこの収入認定を受けることによつてこれらのお年寄りが福祉年金がもらえない、あるいは十分もらえないということが出てくるわけですが、この点についてはどのように処理したい

のか、当局のお考えをお聞きしたいのです。

○會根田政府委員 福祉年金と生活保護の関係でございますが、実は昭和三十四年に福祉年金の制度がスタートしました際に、生活保護のたてまえからいたしますと、福祉年金もこれは当然生活保護上の収入でございまして収入とみなさざるを得ない。ところが、そうしますと、せっかく福祉年金制度をつくつてすべてのお年寄りをこの恩恵に浴させたいというねらいが、生活保護を受けておる人には及ばないではないか、そういう御議論がございまして、そこで老齢加算という制度を生

活保護の中につくりまして、七十歳以上のお年寄りに福祉年金相当額をそれで対応するというところで処理してまいつたのでございまして、その後福祉年金の額がだんだん上がつてまいりまして、特に昭和五十年には、先生御案内のように、それまでの七千五百円というのが六割増しの一万二千円というふうな非常に大幅に福祉年金の額が上がつてまいりまして、今度は逆に、生活保護の中で七十歳以上のお年寄りと七十歳未満のお年寄りの最低生活費にそれだけ格差があるわけですから、これはやはり問題ではないかということで、五十年以降、老齢加算の仕組みを変えまして、生活保護の一定割合というところで改めて現在に至つております。

○平石委員 生活保護法の一定割合ということはどういうことですか。

○會根田政府委員 具体的に申し上げますと、福祉年金相当額ではなくて生活扶助基準の一種経費、これは個人単位の経費でございまして、一類経費のおおむね二分の一相当額ということで、五十年以降、いわば生活保護のルールをつくつて現在に至つております。

○平石委員 そうすると、一類の基準額というのは七十歳で幾らぐらひになりますか。

○會根田政府委員 約二万円程度でございまして。

○平石委員 約二万円程度。そうすると、その二分の一ということになると一万円は老齢加算がつくということですね。

○會根田政府委員 本年四月から月額九千七百円の加算でございます。

○平石委員 そういう形で老齢加算も引き上げられてはおるようですね。現実にはそれだけ差し引かれたものがお年寄りに渡るといふ形になるわけですね。そういったことのないように、当初老人加算が同額でなされておつたというふうなことから考へて、やはり年金額が引き上げられた額と同じようにできれば取り扱つてほしい、こう思うわけですね。その点はどうですか。

○會根田政府委員 老齢加算の考え方を改めた理由は先ほど申し上げたとおりでございますので、私どもは昔の福祉年金相当額に戻すという考えは現在持っておりません。要は、今後生活保護基準を大幅に上げればその二分の一相当額というものがおのずから引き上げられるわけでございますから、あくまで生活保護基準の引き上げそのものに重点を置いて考えるということに対処したいと思つております。

○平石委員 時間がなくなりましたので、もう一点お聞きしておきます。

父子年金ということが近ごろやかましく言われ出しました。母子世帯についてはそういう制度があるわけですが、父が現実に、奥さんが亡くなったという中でお父さんが子供を育てていくという中では並み大抵なことではありませんが、仕事も十分なことになる、育児、こういった状態で非常に困つておる父子がおられるわけですが、父子年金というものの創設の意思があるかどうか、この点、お伺ひをしてみたいと思ひます。

○本暮政府委員 年金制度におきましては死亡とか障害、そういう事故によりまして所得がなくなつておるわけですね。それで、父親を亡くしてあとに母子が残るといふ場合には、父親の死亡によりまして所得の直接的な中断が生ずるわけですね。これは保険事故としてど

うしても見ていかなければならない問題だと思
うわけでございます。逆に、お母さんが亡くなりま
してあとに父親と子供が残されたという場合に
は、父親の所得というものは引き続きあるわけ
でございます。所得の中断というような事項がござ
いませんで、年金の体系で考えていくという筋
合いの問題ではないのかというふうに考
えております。

○平石委員 年金体系ではいまお話があったよう
にちょっと困難な点が出てくると思うのですが、
他にそういった処遇の方法が考えられますか。

○石野政府委員 御存じのとおり、現在児童扶養
手当という制度がございまして、これはその原因
が死亡だけではございまして、離婚とかいうよ
うなことで母子の状態になったものについて手
当を出していただくわけでありまして、これも、いま年金
局長が申し上げたと同じでございまして、御主人
がなくなつたという場合ですと確かに所得能力の
中断という形で大きなショックがあるわけでござ
いますけれども、一般的にお母さんがいなくなつて
お父さんだけ残つたという場合でございまして、
そういうことはないわけでございまして、実際困
りますのは、保育の問題でございまして、実際の
問題は子供が小さい場合に乳児院に預けなければ
ならぬとか、あるいは大きくなつても養護施設の方
に入らなければならぬ、そういうような問題がござ
います。そういう問題につきましまして、現在でも
かなりの数の乳児院なり保育所なり、あるいは養
護施設に入つていらっしゃるわけでございまして、
それ以外の方法でこれに対処するということとは
なかなかむずかしいのではないかと気がいたし
ます。

○平石委員 いろいろ困難な問題があるかと思
います、そういうような父子で非常に困つてお
るというふうな父親もおられるので、何らかの
方法でこれに手当てができるようなことを考
えていただきたい、こう思うわけです。
それでは時間がありませんので打ち切ら
してまいります。ありがとうございます。

○村山(富)委員長代理 次に、大橋敏雄君。

○大橋委員 老齢化社会に急激な突入、あるいは
インフレ、不況という板ばさみの不安定な経済情
勢の中にありまして、老後の生活の安定に対して
国民は国民年金に対して大変な関心を寄せている
わけでございまして、きょうは国民年金の法案審
議に当たりまして、朝から野党の各委員からそ
れぞれ真剣な質疑が行われております。国民年金
のみならず、いわゆる厚生年金あるいは共済年金
等、八種類にわたるわが国の年金制度が、各制度
間に大きな格差がある、あるいは矛盾がある、欠
陥がある、質疑を通じて改めてその深刻さに
私も気づいたわけでございまして、厚生大臣とい
つても非常に決意でこの改革に当たるとい
うような御答弁があったように伺うわけでござい
ますが、八種類のこの年金制度を、いわゆるどん
ぶり勘定的に統合すると言ひましても、これは過去
における経過、つまり歴史的な経過あるいは期
待権、既得権等々がありまして、これは私は実際
的ではないと思ひます。しかし、少なくとも共通
できる部分を、先ほどからもお話がありましたよ
うにミニマムを採り当てる、そこで制度の統合を
考えていくということは当然の方向であろう、か
ように思うわけでございまして、私はきょうは時
間の関係もありまして、国民年金の問題にしぼ
りましてお尋ねをしてみたいと思ひます。

御承知のように、国民年金が発足いたしまし
て、いわゆる国民皆年金体制が確立したと言われ
ております。もうすでに十六年間たったわけで、
その制度の普及あるいはPR等に対する政府、地
方自治体の皆様の努力は私も大きく評価するわけ
でございまして、それにいたしましてもいまだに
多くの適用漏れの方がいるということございま
す。午前中からいままでの質疑の中でも、その
適用漏れの問題がずいぶん議論されていたわけ
でございまして、私はきょうは具体的な実態調査
に基づきまして、さらに厚生大臣の考え方を確認
しておきたいと思ひます。

調査がなされたものでございまして、朝日新聞の
政治部記者の橋本司郎という方が「年金あなたの
老後」という題で論文的に発表なされた中にある
内容でございまして、一秋田県で、国民健康保険の
被保険者のうち、二〇歳以上で国民年金にはい
ていない人を洗い出したところ、二万二〇〇〇人
もいた。この中から五〇〇〇人を抽出して実態調査
をした結果を、昭和五〇年三月にまとめて「発表
された」ということですが、「国民健康保険の被保
険者から洗い出したのは、国保の加入者と国民
年金の加入者は、ほぼ重なるからだ」というのは、
農林漁業団体職員共済組合を除くすべての共
済組合は、年金と健康保険を同時に扱っている
し、厚生年金の加入者は、ほとんどが組合管掌、
政府管掌の健康保険の被保険者だからだ。とこ
ろで、この調査の対象になった五〇〇〇人のうちで
回答のとれたのは四六八人だった。すでに他の年
金を受けているなど、国民年金にはいらなくても
よい人もいたが、回答した人の八三・八パーセン
ト、これが問題ですね、「に当たる三九二人は、
国民年金の強制加入の対象者で、国民年金にはい
らなければ、無年金になる人たちだった。この三
九二人のうち、」しかも「国民年金が強制加入で
あることを知らなかったという人が一四七人、三
七・五パーセントいた」。

私はこれを見まして大変なことだと驚いたわ
けでございまして。かなりその普及に努力なさつた
と思ひますが、いまの秋田県の五十年三月の実態
調査を見ますと、国民年金が強制加入であること
すらも知らない方が三七・五％もあった、こうい
うわけですね。こういう姿を見られまして厚生省
はどのようにお考えになつておるか、まずお尋ね
してみたいと思ひます。

○大和田政府委員 私ども、国民年金のPRにつ
きましては、実は制度発足当初から一生懸命やっ
てまいつたわけでございまして。ただいまお話の調
査は、昭和四十九年十月一日から四十九年十月三
十一日まで、ちょうど第二回目の特例納付中の期
間でございまして。そのときにこのような結果が出
てきた。特に強制加入を知らなかったというの
は、国民年金はどうも任意加入じゃないか、生命
保険のようなものではないかというふうな考え方
が、この特例納付の期間を通じて、私どももか
なり積極的、これは個々に未適用者あるいは未
納者に対して具体的な文書等で勧誘をしており
ます。あなたはいま保険料を払わなければ年金
に結びつきませんというのをかなり積極的にPR
を果してしております。その結果かなりの人た
ちに御理解願えたというふうな考へておられるわ
けでございまして、なおお入りにならなかった方
もまだございまして。

そういうお入りにならなかった方々につきまし
て、どういう人たちだろうかというふうな私ども
第一線の責任者等からお聞きをしておるわけで
ございまして、そういう人たちは、つまり特
例納付の呼びかけを非常に積極的にしたにもか
かわらず呼びかけに応じてこなかったというよう
な人たちがまだおる、どういう人であらうかとい
うことで聞いてみますと、まず、年金は必要であ
るというふうな人たちがおるようでございまして。
その中には、たとえば子供の世話になるというよ
うなこと、したがって国の年金は要らぬ、あるい
は貯金がある、したがって国の年金は要らないとい
うような人たちがかなりおる。あるいはこういう方
もおるわけでございまして、病弱である、し
たがつて私自身そんなに長く生きるつもりはない
から年金には入りぬでよろしいというようなこと
を言う人もあるということをお聞きします。それか
ら第二番目は納付困難、かなりの期間保険料をた
め方でございまして、一遍に万という額の保険料
を納めなければならぬ、とてもそんな保険料は
納められませんという人がかなり多かつたよう
でございまして。こういう人たちがたまたま、そ
ういふ保険料を納めるよりも子供の世話になるから
というふうなことで結びついていくという方もあ
つたようでございまして。それから残つております
は、年金制度に不賛成あるいは反対、こういう人

たちが残っている。それから、これは技術的なことでございますけれども、お手紙を出したけれども住所不明などなかなか連絡がつかなかったというようにあるわけでございます。そういうような人たちがどうして残ってしまったかというのを第一線の行政責任者から聞いておるわけでございます。

○大橋委員 いろいろ理由をつけていらっしゃるようですが、個々の実態調査をやった内容について論評なさっているいまの方の内容を後でじっくり読んでいただきたいと思います。そういうことだけではございません。

時間がございませんで私は率直にお尋ねしますが、六十五歳になりましたもお年を暮らさなれないという人がまだまだ続出している。一体適用漏れは何人くらいいるのでしょうか。それからまた、六十五歳になったお年を暮らさなれない人は一体何人くらいいるのか。厚生省では何かんでいらっしゃいますか。

○大和田政府委員 実はいくつかの何人という数が出ないわけでございます。と申しますのは、先ほど先生もおっしゃいましたように、国保の被保険者台帳と国民年金の被保険者というものを突き合わせれば出るではないかというようにお話があるわけでございますが、ただその中で、学生であるとかその他の公的年金の問題は、現在国民年金に適用漏れであっても過去に公的年金に入っておったという人もございします。あるいは今後厚生年金等に入るといふようなことによつて年金権に結びつくという人も実はあるわけでございます。したがって、年金に結びつかないかという人は何人かということは実は私も把握できないわけでございます。御了承いただきたいと思ひます。

○大橋委員 それでは、いま強制適用だと気づいてすぐ加入手続をとろうとしましても、六十歳までの加入期間では資格期間が満たされない、こういう人もすでに相当数いると思うのですけれども、これはつかんでいらっしゃいますか。

○大和田政府委員 その数はつかんでございませう。

○大橋委員 それでは、すでに四十七年、五十年、二度にわたつて特例納付でかなり救済できたと思われているようでございますが、これでほとんど終わりのような感覚ですか。それとも、まだかなりいるんだけれども無用だというお考えですか。

○大和田政府委員 この二回の特例納付、第一回は延べ件数にして二百二十万件、第二回は件数で二百八十二万件という人たちが特例納付を行ったわけでございます。相当数の方がお入りになったということは私も言えると思ひます。ただし、これで全部無年金者を救済した、あるいはほとんど救済したというふうには考えられるかといひますと、そうは言えない。私、先ほど申しましたように、まだ加入されない方あるいは納入されぬ方の中にはいろいろな実態があるというところを実は申し上げたわけでございますが、まだそういう方々が残つておるといふふうに申し上げざるを得ないわけでございます。

○大橋委員 大臣、いわゆる適用漏れの問題が大変議論になっているわけでございます。本人の意思もかなりまちまちでありまして、その強制適用であるというところから知らない方がまだかなりいたという事実です。こういうことですから、過去二回にわたつてそうした特例納付で救済措置がとられたわけでございますが、私はもう一度、それと同じようなやり方ではなくとも、国民皆保険というたてまえの上から何らかの姿で救済していくべきではないか、こう考えるのです。というのは、まだまだ百万人以上の適用漏れの方がいるのではないかと、何かの姿で救済しようという人たちが救済していくという考えは必要じゃないかと思うのです。いかがでしょうか。

○渡辺国務大臣 あなたの持つてゐる資料、これで見ると、三十代、二十代というのが半分以上、六割ぐらゐ入つてない。こういう加入してない人

は、これはいまでも入るわけですから、そういうふうに入らなかつた三十五前だった普通の形で入るのですから、P Rや何かをして、極力個別に勧誘をして、入つてもらふように勧める、これが一つだと思ひます。それからもう一つは、よく年金についての理解がないんじゃないかと思ひます。いまから何十年も掛つて本当にもらえるのかどうかというふうな、よく理解が足りないのですから、そういう理解をもつと持つてもらふ。一方において、私は入りたくない、入りたくない、三十五とか四十とか、もつと年をとつちやつて入りたくないから、ともかく反対してきて入らなかつた人を、今度は入りたくないからといって大量にそのまゝぞろつと入れるということをして定期的にする、そういうことを私も私が言へば、この二十代、三十代のうちに幾らかP Rして、保険庁で入つた方が得ですよ、いまからお入りなさい、あなたは三年以内に入らなさいと入れなくならぬと云つても、隣の人は四十五で幾らでも政府でまゐめて入れてくれたじゃないかということになつて、大混乱が起きますのです。

ですから原則的には、万やむを得ないような人を救うようなことを何か考える。入りたくても入れなかつた。外国から、中国から引き揚げてきたとか、あるいは特殊な事情でどうしても保険料を滞納しちゃつたとか、何か特別な事情のあるような人を拾うというならわかるけれども、一方で二十代、三十代で入らない人がたくさんおるときに、もつと年寄りの人を大量に定期的に入れるようなことはなかなかむづかしいのです。だけれども、弊害のないようなことで、どうしても入りたいというふうなことがあれば、ペナルティーをかけるとか何か方法を講じながらそれは検討はさせていただきたいと思つておられます。しかし、いまの段階で、まゐめて入れますなというところはちよつと云えない、こういうことであります。

○大橋委員 会社や役所の方々は厚年あるいは共済組合等で、これは給料から天引きされますので、うかつになんということはまずないのです

が、国年の場合、これは自分で保険料を納めに行くわけですね。そうしますと、うっかりするとあつという間に二年間もたつていたなというところになつて資格がなくなつたり、あるいは強制加入であることを知らない人は、だれかに教わるか、そういうチャンスがない限りは保険料を納めに行くことをしないわけですね。そうならないと、年をとつてしまつて、もう気がついたときには間に合なかつた、実際にこういう現実があるわけですね。

具体的に尋ねますが、保険料というものは国民年金の被保険者として納付義務が国年法の八十八条で規定されております。また一方においては、保険料は国税徴収の例によつて徴収することになつております。これは九十五条。督促及び滞納処分なども細かく規定されておると思ひます。これは九十六条あるいは九十八条。ですから、保険料の滞納の場合にはこの規定によつて督促をしなければ、先ほど言つた二年間の時刻にかかつて保険料が払えなくなつてしまふ。ついに年金権も失うということになるわけですが、実際に督促をなさつておられるのでしょうか。それはどうですか。

○大和田政府委員 お答えいたします。私どもの国民年金の趣旨は、制度発足当初は実は自主納付というたてまえでまゐつてきたことは御承知のとおりでございます。当初から自主的に保険料を納付するという形で納めてきたということでございます。したがつて、法律上の滞納処分あるいは法律上の督促といったようなことは行つておりませんが、しかし、市町村から文書でもつていわれる納入督促、これを出してあります。さらにそれでも納めなかつたという場合には、社会保険事務所から同じように納入督促を文書でやつておるといふようなことで、かなり繰り返して個人に対して文書によります通知、督促といふものをやつております。これは法律上の督促とあるいは法律上の滞納処分ではございません。そういうようなことでやつてきております。

○大橋委員 保険料は六十歳までしか払えないわけですね。六十歳を過ぎますともう保険料を納めたくとも納められない。ですから、何らかの關係で保険料を滞納した、それが二年の時効にかかって納められなくて、その結果老齢年金の資格期間が満たされない、年金がもらえない、こういう人もずいぶんいるわけですが、このように人について、六十歳を過ぎても本人の希望によって保険料を納付できるような措置は考えられないものだろうか。これはどうでしょう。

○木暮政府委員 先ほど大臣からお答え申し上げましたように、国民年金の適正円滑な運営というものが阻害されないような無年金者の救済対策を考えなければならぬと思いますが、ただいま御提案の方法も方法の一つとして検討させていただきます。

○大橋委員 これはやはりぜひ実現してもらいたいと思います。

いまの問題とちよつと内容は変わるのですが、実は身体障害者になつての方々からの要請です。これはすでに福岡県の直方市から元厚生大臣、早川大臣あてに陳情書が五十二年十二月十四日に出されているはずなんです。心身障害者で保険料納付要件を満たしていないため、障害年金の受給権がない者の救済措置について「こういうものなんです。これは内容をちよつと読んでみますと、「国民年金法第三十条第一項本文の規定に該当（一級、二級の廃疾状態にある者）している者で、同条第一項第一号イ、ロ、ハの受給要件（納付要件）を満たしていないため、障害年金の受給権がない者」かなりあり救済措置を申し出ています。その後ずつと具体的に要請がなされているわけですが、お手元にこれは届いていると思ひます。この陳情に対して厚生省はどう理解され、対処されようとなさったか、お尋ねしたいと思ひます。

○木暮政府委員 国民年金も保険というたてまえをとっておりまして、その保険の制約というものがあつたわけでございます。身体障害者の場合につ

きましては、まず、国民年金に加入中の被保険者が障害になりました場合には、五つばかりの保険料納付要件がございいますけれども、その条件に当てはまれば障害年金を受けることができるということになっておるわけでございます。その条件も非常にいろいろあるケースを考えておりますので、これから漏れるというところはまずないのではないかと、制度脱退後、国民年金をやめた後身体障害になった場合でございますが、その方が国民年金の老齢年金の資格期間を満たしておる場合には、障害年金を支給するということになっておるわけでございます。もう一つの問題といたしましては、国民年金に入ります前に、特に二十歳前に障害になった場合でございますけれども、これはもう保険に加入前の保険事故でございます。現在こういう方には障害福祉年金を差し上げます。こういうことでございまして、このいずれかの方法によりまして障害年金ないし障害福祉年金が受けられる。これを漏れるケースは余りないのではないかとと思ひますと同時に、保険のたてまえをとっている以上、そういうまれな場合につきましては手は及ばないというふうに考えておる次第でございます。

○大橋委員 これは老齢年金受給資格、いわゆる納付要件を取得した者が一級、二級の廃疾状態にあるときは、六十五歳未満であっても老齢年金を支給することにしていただきたいものだ、こういう内容になつておるのです。これは私も考えてみたのですが、老齢年金の受給資格、いわゆる納付要件を満たさずらい人であるならば、当然、障害になれば障害年金をもらつたであらうと思ひます。これは私も不思議に思つたのです。しかし、この方々には要するに障害になるまでは国民年金が強制適用であつたことを知らなかつたのではない。入つてなかつたのではない。障害によつて初めて国民年金があることを知り、そこから、障害年金をもらへたのという気持ちで起つて、しかしもう加入前に障害になつた者は障害

年金をもらえない。したがって、少なくとも二十年間の納付期間を何とか縮めてもらえないだろうか。つまり、共済年金だとかあるいは厚生年金がとつておるうちに、たとえば厚生年金には四十歳からの加入者に対しては十五年の短縮措置がございいますね、そのような措置は受けられないかという要望だと思つたのです。それがどうしても無理ならば、要件は満たすのだから、大体六十五歳だけでも、六十歳からいわれる減額しない額でひとつ支給をしてくれないか、こういう要望なんです。これはどうなんですか。

○木暮政府委員 必ずしもケースをはつきり理解できておられないかもしれませんけれども、いまのお話のように、国民年金に入れる方で、被保険者期間に本当はなつておるのだけれども保険料を納めていない、そのために、事故が発生して障害になつたので年金がもらえないということだと思ひます。そういういたしますと、先ほどちよつと申し上げましたように、国民年金に加入中に障害になりました場合の条件というのは五つございまして、まず、納付の基準日前に一か年間の保険料納付があればその人は障害年金をもらえる。その条件を満たさない場合でも、前三年間に納付期間と免除期間を満たされておるという条件がまた一つあるわけでございます。それからまた、十五年間の納付期間があれば障害になつた当時の保険料納付状況を問わないという条件も一つ加えられておるわけでございます。またさらに、その三つを満たさない場合でも、納付済みの期間が五年以上あり、なおかつ保険料を納むべき期間の三分の二以上に当たつておるといふような場合にも障害年金を出します。そういうふうないろいろなケースを考えて条件をこしらえておりますので、それでもなおかつ障害年金がもらえない方は、保険のたてまえからいひましてちよつと無理かというふうに思ひます。

○大橋委員 私はいま障害年金をくださいという要請ではないということを言つておるわけですが、障害になつて初めて国民年金があつたことに

気づいて、いまだ加入しますよ、そして保険料を納めます、しかし年齢の關係で、二十五年間納めなければ老齢年金は受給できないという要件ですから、少なくともその短縮措置をとつていただけないか。それは障害者というハンディがありましてからこれは助けられませんかということなんです。これは大臣、やはり検討の余地があるかと思ひます。

○木暮政府委員 障害になつたこと自体、非常にお気の毒なことだと思ひますけれども、保険に入る前の障害ということになりますと、先ほど来お話のございいますように、保険料を納めるのを忘れておつて、納めようと思つたときにはもうすでに二十四年しか期間が残つていないという方々と同じ問題になるかと思ひます。先ほど大臣お話しもございましたように、その辺、年金の運営に障害のないような方法を考えるというふうにお答えございましたけれども、その一環として検討させていただきます。

○大橋委員 これはいま言つたような短縮措置、ないしは減額措置の内容をそれと連動させる方法で実際には減額しないで支給していただきたいという要望になつておるわけですが、それで、いろいろとそうした適用漏れの方々、先ほど秋田県の実態も申し上げましたように、実際に悪意でなく知らなかつたという人々もかなりいたわけですから、そういう中に、障害になつて初めて年金制度のあることに気づいて、いま加入します、こういうことであるわけですから、いま言つた内容を十分理解してもらつた上で、温かい措置を何としてもとつていただきたい。これはやはり大臣にお願ひする以外にならうかと思ひます。

○渡辺国務大臣 先ほどから私繰返し申し上げておるのですが、本当にお気の毒な方はできることなら拾ひたいのです。しかし、これを悪用されたら保険制度はめちやめちやになつてしまふのです。御承知のとおり、二十年も払わずにおいで、あと五年しかない、もう五十五年になつてしまつた、ではまとめて払うか、そうすればもうもら

えるんだからという人だつて出てこないというこ
とは言えないわけですから、どこに線を引く張
か。もしそんなのを認めたら、まじめに役場へ持
つていって金を払って二十五年もきた人は頭に来
て怒りますからね、実際の話が。だから、そうい
うようなことでするく立ち回った人が得をしたと
いうことだけは絶対にないように。したらもう制
度は壊れてしまうのです。だから、どういふとこ
ろで線を引いて、しかも本当にお気の毒な人を助
けることができるか、よくひとつ検討してみたい
い、こう思っております。

○大橋委員 大臣の御配慮を強く要望しておきま
す。

時間があつたかきかきいませんで、最後
に一言。

どうしても私は理解できないことがあるわけ
ですが、今度の五十二年度の予算の審議がありまし
たね。そのときにわが党からいろいろ厚生省に
資料要求をしたわけですよ。その要求した資料と
いうのはこれだけそろっているわけなんですけれ
ども、このときに国民年金に対する収支の将来見
通しも要求したのです。ところがそのときに出
された資料というものは非常にざっぱな資料しか
出ていないんですね。この五年間の内容だけの見
通しのものであつたわけですよ。御承知だと思いま
すが、実際なぜこういふざっぱな資料を出したの
か。これがさうですよ。わかるでしょう。わか
りますね。保険料だけは毎年三百円ずつと引き
上げていくという内容ですが、給付の方はそのま
ま、もういゆる改定なし、すなわち物価の上昇
等も一切やらないこの資料が出てきているわけ
です。ところが、つい三月の初めですか、国民年
金の昭和八十五年までの資料に基づいた発表をな
されました。それで、それは間違
ないですね。ちゃんと確認しておきます。

○本暮政府委員 厚生年金と国民年金の数理レポ
ートを確かに四月六日にクラブの方に説明をいた
しました。

○大橋委員 それじゃ、なぜ予算審議のときにわ

れわれが要求した場合、その資料を出さないの
ですか。そのときあつたのでしょうか。

○本暮政府委員 たしかこういふことではないか
と思ひますけれども、お手元に差し上げた資料は
五十一年の改正のときの国会資料だろつと思ひま
す。レポートは改正後の時点で取りまとめたもの
でございまして、その食い違いがあるのではな
いかと思ひます。

○大橋委員 私は最近手に入れたのですけれど
も、五十一年の十一月に厚生省の資料があるじや
ないですか。

○本暮政府委員 それはさういふことでございま
す。国民年金と厚生年金の数理レポートを出した
わけがございまして、厚生年金の方の数理レポー
トが早くまとまつたわけがございまして。国民年金
の数理レポートは実は年を越して最近になつてで
きまして、そこに十一月と書いてあるものでござ
いますけれども、実際にできたのは最近なのでござ
います。それで、非常に形式的なことでも申しわけ
ないのをごさいますけれども、私も、国民年金
と厚生年金を並べますときに、常に国民年金を先
にし、厚生年金を後にするので、数理レポートの
ナンバーも国民年金のナンバーの若いのを取つて
おいたわけがございまして。そういう関係から、そ
の年月日自体は十一月ということであつたしまし
て、実はクラブのレクるときにもそこを釈明した
というふうな経過なのでございまして。

○大橋委員 厚生年金の方は八十五年までです
年金改定を物価上昇等も含めて親切な資料が出て
おりました。ところが国民年金の方は、先ほど言
つたようなきわめてざっぱな内容の資料しか出て
なかつた。こういうことを見たときに、実際にそ
れだけの資料がなかつたのかと言へば、いま五十
一年十一月にもうできていふことなんです。し
かしいま話を聞いたら、本当はさういふことはまだ
これはなかつたというのですが、なかつたのです
か。

○本暮政府委員 ただいま申し上げました事情で
ございまして、その十一月というのは、厚生年金

のレポートが先にできてまして、それに合わせた
いうこととございまして、できたのは十一月では
ないわけがございまして。

○大橋委員 厚生大臣、これは日にちを云々とい
う問題だけではなくて、厚生省が出すさういふ大
事な資料が実際と違ふなんつということは、今後審
議をするときに非常に不安を感じます。さういふ
ことはやはり改めさしてくださればいい。

○本暮政府委員 年金を国民に御理解いただい
て進めなければならぬというふうな時期に来てお
るわけがございまして、資料はできるだけ公表し
ましていろいろ御批判を仰ぎたい、こう思つてお
るわけがございまして、その問題につきましまして
先ほど来申し上げましたような事情もございま
す。大変恐縮でございまして。

○大橋委員 私は、大臣じゃないけれども、本
当にいまの年金制度の行き詰まりを心配している一
人なんです。何とかしなければいかぬ、何とか
しなければいかぬと思つて、私は私なりに一生懸
命計算して、勉強して皆様にお教をしようと思
つていた。そうしたらばつと三月の初めに発表な
された。内容を聞いたら十一月だつたから、何
だ、あつたのだつたらなぞ教えてくれなかつたの
だらうか、こんな苦勞をしなくてよかつたのだ
というくらいに本当に腹立たしい思ひだつたのだ
ですよ。それでいま言つたように皆様の資料に疑義が
出てきたら本氣になつて審議できませんよ。きよ
うの午前中の与野党質問の中にも、いゆる官民の
格差あるいはその矛盾等が指摘されたわけが
が、共済年金等の資料が厚生省に提出されてい
なかつたことが問題になつたのです。さういふこ
とでは今後制度を抜本的に改善していこうとい
うときに本氣になつて審議ができない、さういふ
持ちになります。

大臣、最後に一言、さういふでたらめな日付の
打ち方は、それが本当ならばやはり改めさせてい
ただきたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 いま年金局長が言つたのが実情
でございまして。別に他意はなかつたと存じます。

資料等については、大橋先生は非常に熱心で、御
自分でも計算されたのを私は見ました。これから
年金問題は負担増の法案にどうなるのか通ります
ら、皆さんの知恵をかりなければならぬなかつた
せんので、できるだけ資料を提供して今後とも御
協力願うようにしたい、かように考えておりま
す。

○大橋委員 時間があつたという間にちまして半
分もできなかったわけですが、年金問題はこれか
らが本番だと思ひます。委員会の上での審議だけ
ではなくて、年金を具体的に抜本的に改善してい
く、国民のコンセンサスを得られるような内容で
の制度づくりに全力を挙げていきたいと思ひま
すので、その衝に当たつていらつしやる厚生省とい
たしましても、それこそ第一線に立つてこの年金
問題に取り組んでいただきたいことを強く要望し
て、終わります。

○村山(富)委員長代理 次に、和田耕作君。

○和田(耕)委員 最近、年金問題について国民が
かなり異常な関心を持つてゐることは事実だと思
ひます。これは、やはり低成長の中での雇用不安
という問題が出てくる、さて勤勞者の将来はどう
なるのかといふことを改めて考へて、高度成長の
ときには考へもしなかつた状態が出てきておると
いふ背景があると思ひます。

さういふことで、先ほど問題になりました、中
山さんが会長をやつておられる社会経済国民会
議、あの提案も、長年の懸案で関係者が十分審議
した結論のようなものを出してゐるのです。焦点
の一つは、ナショナル・ニムム、つまり基礎年金
といふところ、最後にいゆる財形的な年金とい
うアイデア、この二つがあの社会経済国民会議の
委員会の柱になつてゐる考へ方だ。これはもう長
年言われてまいりましたけれども、ナショナル・
ニムムといふ考へ方は、厚生省としても具体的に
検討しなければならぬ時期に来ておる、もう検
討しておられると思ひます。昨年でしたか、
田中さんがそれと同じようなアイデアを出された
こともありました。この問題はいままで検討さ

れておるのか。されておるとすればいまだのよう
な経過になっておるのか、そのことを伺いた
い。

○本幕府委員 ただいまお話しした社会経済国民
会議の案は、現在各政党あるいは各団体が貴重な
案を発表していただいております。この案につきま
しても、その一つとして、この案に一つは、年金
というものを国民の資産形成という観点から
とらえろという一つの新しい提言である
と同時に、ナショナルミニマムを各制度に共通し
て持つたかどうかというのを提案されておるわ
けでございます。先ほど来お話がありましたよう
に、現在厚生省では年金制度基本構想懇談会で議
論をしていただいております。当然こういふような手法につきましても御議
論をしていただける予定になっておるわけござ
います。

○和田耕委員 先ほど、老齢福祉年金の額上げ
の問題が質問者から出されました。現在一万三千
五百円、それを今度一万五千円にする、これをも
つと上げたらどうだという質問者の意見に対し
て、これは国民年金の五年年金、十年年金とは
んど変わらなくなる、そこが問題だとい
う発言がお答えの中にございました。これは、
厚生省も非常に苦勞なさっているという感じを私
受けたのですけれども、大事な問題点の一つだ
と思うのです。これは過渡的には老齢福祉年金に
一つの段階をつけるということもあると思
います。いま七十五歳の人には五年年金の人と同じ
であつておかしくないのです。福祉年金をもち
つた八十歳の人には十年年金の人と同じであつ
ておかしくないのです。ただ、これからはもう七
十歳の人の年金は過渡的には少し差をつけるとい
う形は考えられると思うのですけれども、とにか
く国民年金の五年、十年年金と福祉年金を合わせ
ていくという考え方は過渡的に必要だ。私、先ほ
ど考えていたからという考えが出てきたの
だけれども、これは見当違いかどうか、ちよつと

お伺いしたい。

○本幕府委員 福祉年金の位置づけにつしまし
てはいろいろ議論がございまして、たとえば五年
年金と額を合わせても、福祉年金がもたらえるのは
七十歳からで、五年年金は六十五歳からもう
その五年間のハンディキャップがあるから額は同
じでもないじゃないかという議論もあるわけござ
います。ただ、私どもの考え方としては、年
金制度の健全な運営のために、あるいは将来
来育て上げていくためには、やはり国民の協力、
保険料の積極的な納付ということが条件になる
と思つておるわけでございます。そのためには、
掛金に應じた年金というものがどうしても必要
ではないかと思つておるわけでございます。また、被
保険者の感情からいいますと、努力して掛金を
したのが年金額で報いられたというのを希望し
ておられるのではないかと考えておると思つて、
やはり掛金比例というものは、度合いはあると思
ひますけれども、今後とも守つていく原則の一つで
ないかと考えております。

○和田耕委員 それはもう大分前から厚生省が
お答えになつておる。二、三年前から同じお答
えですけれども、私はいま、七十歳から七十五歳
の人は五年間同じものをもらつてきておる、これは
五年間国民年金の掛金をした人と同じにして
おるわけだ。福祉年金の七十歳になった人はいま
一万五千円なら一万五千円、七十五歳の人は二万
円、八十歳の人は十年年金と同じく二万の
にしていく。これは、それがいいということじゃ
なくて、将来、ナショナルミニマムが四万円なら
四万円——中山さんのあれは四万二千円ぐらい
なりましかね、全国勤労者の平均賃金の三割とい
うのは、大体四万円前後です。その四万円前後
へ近づけていく過程で、いま局長さんがお答えに
なつておるうちに、これは無拠出のもの、拠出の
ものと混同するやうなことがあるから困つて
いるのだというお答えが出るから、それならいま私
が言つたやうに、無拠出の中の七十歳以上の人も

差をつけてもいいじゃないか。これはあくまでも
経過的な措置として、理屈を合はすために、七十
歳でもらつた人は五年たてば五年年金の人と同じ
ぐらゐ、十年たつた人は十年年金の人と同じぐら
ゐ、こういう説明だつて私は理屈としては成り立
つと思ふのです。そういうふうな何とかなる線に
ついて、早くナショナルミニマムと言われる線に
まの低い年金しかもらつていない人を近づけてい
くという考え方をぜひとも検討してもらいたい
と思ふのです。これは拠出しておる人と無拠出とを
一緒にするわけにいかないということでもござ
まつております。結局、最近この問題を真剣に
考えている人たちの一つの共通のなめになつて
いるのがいまのナショナルミニマムという考え方
ですが、これを基準にしていろいろ年金の調整
を図るという考え方でどうしても行かないわけ
です。よ、拠出、無拠出ということにこだわつて
は、それで、そういうふうなことも一つの案で
はないかというふうには私は思ふのですけれども、
これはどうしてもそういう考えは検討できないと
お考えになるのですか。

○渡辺国務大臣 それは裏返しに言つて、どう
こまで来たんだからいまさら入つたつて仕方
がない、あと少し待つていければ福祉年金をもら
える、福祉年金をもらえば二万円なら二万円、五
年金と同じくもらえらる、掛金なんか掛けない
でおつた時期が来れば、長生きするんだから、
七十五か八十になつたときは十年掛けた人と
同じくもらえらるということ、年金に漏れた人
を入れてくれという運動が片方にありながら、そ
れを余り認めたら、それじゃ年金に入らなくて
いいということ、ともかく冷房と暖房を一緒に
かけたやうな話になつてしまふのじゃないかとい
ふ気もするのです。よく調べてみなければわか
らぬが、検討はしますが、そんなふうな気がする
な。

○和田耕委員 いまの大臣の考え方、そう
いふやうな感じも出てくると思ふ。しかしそれは、
今後十年も二十年もそういうやうな制度を主張し

ておるというふうには御理解なさるからそうなる
で、私の頭には、できるだけ早くナショナルミニ
マムまで持つていくということが目標にあるわけ
です。仮にそれを五年間に持つていくとします
と、わずかに五年間の経過的な措置です。大臣が
心配するやうに四十の人のそんなことを心配
するのは無用のことなんで、五年間の経過措置
として、五年間済めば新しい設定された、いまの
段階で四万円なら四万円、ナショナルミニマムの
線に、つまり一番の最低生活保障としてそま
で持つていくという前提があつて初めて議論な
す。しかもそれは五年ぐらゐでぜひとも持つて
いかなければならぬと私は思ふけれども、そう
議論だから、大臣がいまおっしゃるやうな心配
必要ではないと言いませんけれども、大変重
要な感じではあるけれども、その心配はなさ
らぬで、私は私は思ふのです。ただ、理屈を合は
せることが大事なんです。拠出と無拠出のた
てまえがあるから、理屈を合はせるという一つの
方法として、いま私が申し上げたやうなことも
ないかというのであつて、結局、大事なところ
は、四万円なら四万円というところに五年間の
経過措置で持つていく、そのための一つの措置
としてそのやうなことが考えられないかとい
うことを申し上げておるわけだ。

お答えはわかりました。大臣、それはひとつ御
理解いただいて、目標を立てるということが一つ
の重点ですから。これは理屈を言いますとい
う矛盾がたゞさんあります。あるけれども、経過
措置としてそのやうなことも御参考にして考
えていただきたいというふうには思ふのです。
それで、先ほどの社会経済国民会議の案、つ
まりナショナルミニマム、基準年金として勤労者
の全国賃金平均の二〇〇という考え方がある。こ
れはその当時の新聞を見ても、朝日新聞でもど
こでも、これはちよつと低過ぎるのじゃないか
つまり、生活保障というものを考えた場合に、果
たしてそれはナショナルミニマムになるかどう
か、そういう疑問点を提起しておるところが、こ

これはマスコミだけでなく、かなり学者にもあるのです。これはもつともな意見だと思ふけれども、この提案の一つのポイントには、いまの余りにも低過ぎるものを早くあれに持つていく。例の最低賃金の考え方と同じなんです。そういうふうなものとして考えればかなり合理的な根拠を持つたものだと思うのです。これはぜひ厚生省でも、田中前厚生大臣もそのようなことをみずから進んで発言されたのですから、渡辺厚生大臣はもと新進気鋭の人ですから、ぜひとも渡辺さん——これは冗談じゃないので、新しいナショナルミニマムというものを考えながら、早くその最低基準をそこまで持つていくことをぜひとも御検討いただきたいと思うのです。御決意だけで結構ですからお答えいただきたい。

○渡辺国務大臣 これは先ほども申し上げたのですが、負担の問題も絡んでいる問題ですから、どの程度のもを最低限にするのか、そういうような負担の問題なんかも含めて、国家財政のこととも考へて十分に検討させていただきたいと思つております。

○和田(耕)委員 日本の年金の制度全体の問題は、大臣も前におっしゃったとおり、制度としてはかなり先進国並みのりっぱな水準まで来ている。私もそう思いますけれども、やはり経済的には一番の問題はこの老齢福祉年金の問題ですから、これを何とか早く解決していくということが必要だと私は思うのです。

そこで第二の問題として、扶養義務者の所得制限という問題がございました。今年も当初から大蔵省がえらくがんばつたらしいので厚生大臣も非常に御苦勞なされて、現状、八百七十六万円という線を維持されたという非常に問題になったことですが、率直に申し上げて、大臣、扶養義務者の所得制限を設けるということについて、これは絶対必要だというふうにお考えになるのか。これは余り必要でない、たとえば農家の主婦の問題を考えた場合に、これは余り必要ないのじゃないかというふうな考え方を言われる人もおるのです。

すけれども、根本的な問題として、この所得制限の問題は大臣としてどういうふうにお考えになるのですか。

○渡辺国務大臣 予算は有限でございますから、幾らでも必要なだけ、欲しいだけよすというわけじゃない。そうすると枠が決まってしまうわけですよ。その中でどういうふうな有効に使うかという話になると、所得制限がなくて青天井ということになれば、極端な言い方かも知れぬけれども、松下幸之助さんにもそれでは一万五千円差し上げましょうという話ですね。別にもらつて怒る人はないでしょうけれども、社会保障というように納税で差し上げるわけですから、そういう必要はないのじゃないか。やはりどこかで線を引かざるを得ないのではないだろうかという気もするのです。

そして、午前中にもお話があつたけれども、同じ年金の中でも公的年金は併給しないという原則が一つあるわけですよ。いまでもかなり所得制限は高いのです。家族だつたら八百七十六万円なんという、東京あたりでも農家の方なんというのはほとんど該当しないのじゃないですか。農家の所得として八百七十六万円というのは余りないです。それから、また預貯金を持つておつても分離課税というのがありますから、私は八百七十六万円以上貯金の利子がありますなんて言わなければわからないことだし、別に脱税になつていないことでもないし、そういうふうな点も一つあります。片方は、どこかに勤めておる方が、国家公務員でも何でもいいですが、やめて百万円主人がもらつておつた、去年死んだら半分で五十万円になつた。ところが、五十万円と細々と暮らすというとき、年金をもらつておるのだからそれは老齢福祉年金をやりませんとするのじゃないかというのですね。私もついぶんこれはうるさく言ひまして、こゝろは二十八万から三十三万まで、五万円だけ併給限度額を引き上げたんですよ。引き上げたのですが、国の方としては恩給だとか何かの関係もある

りますからそれは金がかかるらしいのです。それから、同じ金を使うとすれば、そういうふうな八百万とか何百万という人よりも、本当に年金だけで暮らしている、財産もないというふうな人に四十万円ももらつたら福祉年金をやらぬというこの方が少し酷なんじゃないかと思ふので、同じ金を使うのだったら、むしろ、国の税金でそういうところ、未亡人にももう少し温かくしてやつた方が、社会保障という福祉というか、そういうものに向くのではないだろうか。

〔村山(富)委員長代理退席、大橋委員長代理着席〕

私は地元でも陳情をよく受けるのです。学校の先生の奥さんやなんか、ぶうぶう怒つておるんですよ。自家用車を取り回しているおばちゃんや老齢福祉年金をもらつて、私らみたいな未亡人で、本当に聞借りしているような人が福祉年金をもらえない、こんなばかんなことが厚生大臣ありますから、よくはこの間も申しられたばかりなんです。だから、有限な金の中でどういうふうな資金を使うかということですから、それを考えるとやはり無拠出の老齢福祉年金にある程度の所得制限がつけられるということは、私は当然じゃないかという気もするのです。

○和田(耕)委員 私もそう思います。これは所得制限は当然あつていい問題だと思ひます。ただ、一万円とか一万三千五百円とかいう、敬老金とか何かからぬようなお小遣い的な面もある。そういう段階からこういう議論が起るの、たとえば四万円なら四万円、お年寄りの困つた人をこれでもって生活できるようにしてあげるのだという目標があります。片一方で八百七十六万円と言へば、月給に直してどれくらいになりますか、七十万円近くになる、六十何万円くらいになるでしょう、六十何万円ぐらゐの所得がある人がお年寄りを、しかも扶養義務のあるお年寄りを扶養するという意思の通じた人なんです。当然こういう人は勤弁してもらふ。そのかわりその金で四万円なら四万円のナショナルミニマムをつく

つた、この制度を実現するからという目標があれば、当然私は説得できると思ふのです。そういう考え方をこの際にも持ち込んでいく必要があるのじゃないか。

したがつて、必要なことを実現する場合に、やはり正しい前向きな目標設定が必要なんだ。そうすれば、この所得制限という考え方はこれは当然あり得ることだし、目的税だつて私はいいと思ふのです。そういう四万円のナショナルミニマムを実現するために、とにかく余裕のある人は特別の税金として、所得の再編成というふうな意味でもつてこの特別税に應じてもらいたいという立法をすることだつて国会がやつていいことだと私は思ふのです。ただ、いまはそういう国民を説得する目標がない。それは国民だつて、一応の生活をしてゐる人は、お互いの同胞の中に食うや食わずで、しかも大事なお年寄りが情けない生活をする、それを何とか救つてあげたいと思つてゐるので、そういう目標を設定して、そうしていきまの所得制限等の問題は当然適当なところで設定をしていく。私は、そういう目標があればこれはもつと低くたつていいと思ふ。大蔵省は七百万円の説を出したそうだけれども、新しいそういう大義名分のような目標があれば七百万円だつて十分議論になる。要するに、ナショナルミニマムと言われる線を国民の共通の目標として早く実現しようという意思を明らかにすることが大事だ、そういうふうな考えのですね。そうなれば、いろいろ細かい議論をして、ああでもない、こうでもないと、強く反対する意思もないのにえらい反対したいなことをもう言わなくなる、そういう感じがするのですけれどもいかがでしょうか。

○渡辺国務大臣 それは非常に貴重な御意見だと思ひます。やはり基本的な問題でございます。先生のような御意見の人もおられます。ですから、そういうものも含めてやはり一遍検討し直すということが必要だろう、さう感じております。

○和田(耕)委員 この福祉年金の問題はその程度にいたしまして、きょう、国民年金の財政見直し

○和田(耕)委員 あとは若干、一般質問でお伺い
をしたいのです。

それは、年金問題で、番の問題になるのが老齢無拠出年金の扱い方ですね。老齢福祉年金等の問題ですね。これと並んで医療制度の中でやはり問題になるのは、たとえば救急医療だとか、あるいは差額ベッドだとか、あるいは付添看護の問題とか、こういうつまり臨時的な問題ですね。しかも非常に国民の生活を圧迫している、不安を起しておる問題について、これを大臣、何とか緊急の措置でもって解決していく目安を国民に与えるということが大事だと思うのです。先ほどの国民年金におけるナショナルミニマム、どういう目標をどのくらいの計画で実現するかという目標設定と、同じように、いまの三つの問題についても、これはいつまでもこのままはつたらかしておいてはいけない、何とかしてこれを解決しようではないか、そのために負担をしてもらう、国民は負担をしてくださいという形でこの問題は解決していく必要があると思うのです。

そういうような意味で若干お伺いするのですけれども、いまの差額ベッドの問題がよく言われておるのですけれども、この実情について、大づかかみで結構ですが御報告をいただきたいと思ひます。

○八木政府委員　差額ベッドの問題でございますが、私ども、差額ベッドにつきましては、患者のニーズがある以上一定限度の差額ベッドというのにはこれは必要じゃないか。しかし、患者が希望しないで差額ベッドがある、そのために必要な医療

が受けられないということがあつては問題であるといふようなことから、四十九年に私どもは差額ベッドにつきましての指導通達を出しまして、差額ベッドを行うという場合には一定の要件が必要であるといふことで、特別室につきましては大部屋はだめで個室あるいは二人部屋に限る、あるいは患者の希望があつた場合に限る。さらに、差額ベッドの占めます割合につきましても、一般的には二〇%、特に国立については一〇%というような指導をしている状況でございます。なかなか現実問題といたしまして一挙に解決できないといふ面もございますけれども、逐年その内容は改善されていくわけでございます。

最近三か年の実績について申し上げたいと思ひますけれども、昭和四十九年六月一日現在におきましては、私どもが調査いたした一日の対象に對しまして差額ベッドの占める割合が一九・二%でございます。それから五十年七月一日現在におきましては一八・三%、五十一年七月一日現在におきましては一八%ということで、なかなか一挙にはいかない面もございますけれども、逐年改善されているということで、さらにこの問題につきまして指導の万全を期してまいりたいというふうに考へておる次第でございます。

○和田耕委員 国立は一〇％内外の差額ベッドは仕方がない、その他一般でも平均して二〇％ぐらいいやむを得ないだろうというようなお考えのようですけれども、これは何か基準がありますか。

○八木政府委員　国立については一〇%、民間については二〇%という一応の基準を出しておりま
すけれども、これはこうでなければならぬとい
う確たる理論的な考え方で出したわけではござい
ませんで、患者のニード、さらに従来からの実態
等を見まして、この程度の比率ということが改善
されればある程度目的が達せられるのではないかと
いう一つの指導基準ということで、民間病院につ
いて二〇%、国立について一〇%という比率を
示したわけでございます。

○八木政府委員 これは全国的な数字でございますので、特に都都市部におきましてこの問題についていろいろ御意見等も多いという面から申します

と、先生御指摘のように都市部においての問題が非常に大きいというふうに考えております。ただ、全国的に見ましてもやはり大病院等は県庁所在地等にあるわけですから、必ずしも大都市だけではないわけでございます。

○和田(耕)委員　これは各県を通じて調べた数字ですね。とすれば、都市だけの数字は厚生省で持つておられませんか。

○八木政府委員　特に都市部だけというふうにま

とめてはございません。ただ、一般的には先生御指摘のような傾向があるというふうに思うわけでございます。

さらに補足して御説明させていただきたいと思
います。先生お持ちの資料でもおわかりのよう
に、問題が多いのは、個人関係の病院が二一・〇
％、その他の法人が二七・八％ということで、特
に高いのは私立大学の付属病院が一番大きな問題
になっているということです。

○和田(耕)委員 大臣、これは動向を見るのに必要ですから、六大都市に限ってもいいのですが、この差額ベッドの実情をひとつお調べになっていただきたい。これは各県に言えばできるでしょう。したがって、その調べた結果をぜひともいただくと思うのです。そうでないと、全国平均

でもってやると差額ベッドの重要性というものが非常にあいまいになってくるということがありますので、ぜひともその資料をお出しただきたい。これは委員長にぜひお願いいたします。

いまおっしゃるとおり、私立医大にすいぶんずば抜けてこの差額ベッドが多いようですね。でも、これはやはり経営、財政問題ですか。

○八木政府委員 先生お話しのように、私立大学の経営問題ということが中心になっておるわけでございます。私も、実は私立大学の関係者の方ともいろいろお話をしているわけでございまして、私立大学の経営問題、特に私立大学の付属病院長の場合には教育的な面がかなり経費の中にかかっているというような面から、さらに私立大学の一般的な経営問題等を含めまして非常に私立大学にこの問題が多いわけでございますけれども、やはり皆保険下でございますし、患者の方にできるだけ負担の少ないようにする、しかも患者の方で希望されない方々について差額ベッド代を持たなければ入院の機会がないということがあっては大きな問題でございますので、私も、私立大学の関係者の方にもお話をいたしまして、なかなか一挙にはむずかしいと思えますけれども、少しでも改善していただくようにということではいろいろお話し合いを進めているところでございます。

○和田(耕)委員　これは特に私この資料をいたがいて感ずるのですけれども、私立医大の問題は、大臣、これは特にマークして考えなければならぬと思いますね。と申しますのは、この前も他の機会で私申し上げた、また大問題の一つになっております裏口入学の問題だって、私立大学の約七割ぐらゐの入学者が裏口の多額の金を出してやつてゐるということなんです。これはまた公的な資料からいっても約三〇％の差額ベッドを持っている。しかも大きな金を出している。このままで放置しますと、私立医大というのは全くお金持ちのための医大だ、そういうことになってしまふおそれがあると思ひます。私はこの資料よりものと実情はひどいんじゃないかという懸念を持

のですけれども、どういう経営の理由からこういうことをやっておるのか。また、これは私立大学の方に傾向としてだんだん多くなつていきますね。それをひとつ特にチェックして検討していただきたいと思うのです。いま裏口入学の問題は盛んにやっておられるようですけれども、それと並行してこの問題をぜひとも検討していただきたいと思うのです。そうでないと、これは金持ちのための病院みたいなことになって、もつとひどくなるとこれは大変な問題になってくる。もう医学部は私立大学から全部取り上げろなんということになるかも知れないし、ぜひともひとつお願いしたいと思うのです。

この差額ベッドの問題も、これは患者によってぜひともそれを希望する人がおるし、そうしてある社会的な活動をしている人は特に希望する患者もおるでしょうから、やはり全部これをなくするということは現実的でないと思います。厚生省としても、国立一〇〇％、そして私立は二〇〇％という指導のラインがあるとすれば、この線を最高にして、とにかく早くこれが実現できるように指導していただきたいと思います。その意味から各都市の、大都市の、この数字には出てきていないケースが重要だと私は思うのです。ぜひともそれをひとつお願いいたします。

それから、もう時間もございませんで大急ぎで参りますけれども、付添看護婦の問題です。これも、今度の健康保険法の一部改正の法律でもいま初診料を引き上げるとか入院料を引き上げるとかいうことがありますが、差額ベッドと同じようにこの問題をばつたらして、見て見ぬふりをしているようなことをやってもナンセンスだという感じが国民としてはあると思うのです。これは非常にむずかしい問題だけれども、何とかこれを解決していくために努力をしてほしいと私は思うのです。

そこで、付添看護婦の一番問題点と思われる点は、厚生省から見てどういふ点にあるのでしょうか。

○八木政府委員 保険外負担の問題でよく言われる問題として、ただいま先生御指摘の付添看護の問題があるわけでございしますけれども、いまだものの考え方としては二つの考え方がございます。

一つは、基準看護病院として指定を受けた病院につきましては必要な看護が十分行われるというたてまえでございします。基準看護病院の指定等につきましては十分考えてまいりたいというふうに考えておるわけでございします。四十九年診療報酬の改定の際に、従来の基準看護病院につきまして二・五対一という特二類というような制度もつくったわけでございします。実は昨年の診療報酬の改定の際にもこの付添看護の問題が問題になったわけでございします。特三類という御議論もいろいろあつたわけでございしますけれども、やはり看護体制あるいは看護婦の絶対数の問題等人的な面の問題もあるわけでございします。で、医務局等とも十分御相談いたしまして、一つは、今後の看護力全体との関連でどういふふうに考えていくかという問題として取り組んでまいりたいというふうに思っているのが基準看護病院の問題でございします。

それから基準看護病院以外の病院につきましては、必要な場合には保険で看護料というものを支払うということになっておるわけでございします。ただ、現実の実態から見ました場合に、民間の看護料金等につきまして保険で見えております額というものととの差があるというようなことで、昨年の診療報酬の改定の際には、療養費払いの看護料につきましてかなりの引き上げを行ったわけでございしますけれども、現実的に見ますとまだ実態には差があるというようなことから、近くこの看護料の改定も行いたいというふうに考えておる次第でございします。

○和田(耕)委員 いま二つの問題を指摘されたのですけれども、この基準看護病院というのは、現在病院の中で大体三〇〇ぐらいのウェートを占めておりますか。

○八木政府委員 保険医療機関の中で基準看護の承認を受けております機関につきましては三三・七％でございしますけれども、病床数から見ますと約六割が対象になっているというふうに思われます。

○和田(耕)委員 これをもつともつとふやしていくということが基本的には大切だと思うのですけれども、ふやすために厚生省では何かやっていますか、特別の奨励する政策を。

○八木政府委員 基準看護病院につきましては特別の加算という形で、加算点数を診療報酬の改定の際に実施しておるわけでございまして、そういう意味で、点数の面では特別の加算があるということでもございします。ただ、先ほど申し上げましたように看護力全体との関係ということもございします。で、そういう看護体制あるいは看護力という面も十分考えていかなければならないというふうに考えておる次第でございします。

○和田(耕)委員 この問題を推進していく立場からすれば相当数の看護婦が必要なわけですね。その看護婦が必要だという見通しに立った場合に、いまの正看護婦、准看護婦等の問題について厚生省はどういうふうにお考えになつておるのか。これを余りやかましく言う看護婦の絶対数が充足できないというふうなお考えが片一方にあるかどうか、ひとつ率直なところをお伺いしたい。

○石丸政府委員 ただいま先生御指摘の、看護婦制度の中において准看護婦をどういふふうにお今後やたらいいかということ、医療全体の問題として非常に重要な問題だというふうにおわれれ認識いたしておるわけでございまして、現段階におきまして、看護婦問題の方向としては二つの大きな方向があるのではないかと。一つは、ただいま先生御指摘のよう量の確保の問題。もう一つは、やはり医療がだんだん高度化してまいりまして、そういう高度化した医療に対応するための質の向上。この二つが大きな問題ではなからうかと考えております。われわれは、この二つをバランスをとりながら今後必要な看護力を確保していくと

いうことを考えざるを得ないわけでございまして、そういう意味からは、准看護婦を看護婦の方に順次切りかえるというのを現在実施いたしておるところでございしますが、いま直ちに切りかえるということとは現時点における看護力の不足という点に結びつくわけでございまして、そういう点、両者をならみ合わせながら計画的に今後質の向上も図つてまいりたいと考えておるところでございします。

○和田(耕)委員 それは非常に専門的なことで、素人がいろいろ言うのは間違いで、余りいろいろなことは申し上げませんけれども、大体われわれの感じとして、確かに医療は高度化しているけれども、片一方いろいろな技術的な設備に依存する面も多くなつてきている。その点から言えば、看護婦の技量としてはいままでと違つてもっと単純な仕事にもなり得るということであつて、単に補助看護婦を正看護婦にするということだけでは、これは悪くとりますと看護婦さんが昔のギルドみたいな、自分の職場のなわ張りを守りたいというふうなこともなりかねないので、もっと気持ちを広くして、日本の医療制度をよくするためにいまの付添看護婦なんというものをなくするために、正規の基準看護病院にほとんど全部するという正しい目標に立つて、もつとフェアな考え方指導するというのが私は必要じゃないかと思うのです。

たとえば老人医療制度が大きなウェートを占めてくる。老人に対する対策というのは大体決まり切つたことでしょう。手術を要して大変なことになるなら別だけれども、老人の介護とかあるいは身体障害者の介護というのは、そう高度な知識を持つてゐる人ということよりは、気持ちよく病人に寄せて、その病人のめんどろを一生懸命見てあげるといふ人の方がもつと役に立つわけですね。そういうふうなこともあるので、ひとつ目標を大きく設定して、そして現在起こっているいろいろな矛盾に対して、その大きな目標を達成するためにこういうことをやるうまいかというふうな説

得していくことが必要だと思ふのです。また、看護婦の賃上げの問題を考えたとしても、これは前から私申し上げておるのですけれども、やはり医者に準ずる一つの資格が必要だと思ふ。看護婦さんでも十年か十五年もたつた人は、そこらあたりの裏口入学してきた医者よりは、ずっと上等ですよ。そういう人に医者に準ずる資格をつくって、医者がいなくてもこの程度のこと看護婦さんがやれるというふうな、そういう意味のりっぱな質の高い看護婦さんをつくっていくという考え方も必要じゃないかと思ふのです。

この新しい情勢に対して、しかも非常に悪名の高い付添看護婦等の問題を解決するためにも、大臣、新しい視野で正しい目標を設定して、それに対して接近していくという姿勢でないと、なかなかこの付添看護婦の問題は解決できないのじゃないかと思ふ。

いまお話があったとおり、この付添看護婦というものは、いま保険給付では七千円でしたか、たしか七千円ぐらい出しておりました。病院の申告によつて後から払う。これを上げるとまた今度は付き添いさんの方も上げていくという、こんなことはばかげたことですよ。そんなことはもうやめて、とにかく、いま私が申し上げたことが当たっているかどうかわかりませんが、感じとして、そういうふうな大きな目標を設定して、その大義名分を実現するために看護婦さんはこのようにならなければならないかというふうな説得の仕方では指導していただきたいと思ふ。

要するに、年金の問題、いまの老齢福祉年金等の無拠出の年金を早急に解決していく目標を設定すること、また救急病院、これは今年にはかなりやっているように思ふけれども、救急病院と、そして差額ベッドと、付添看護婦の問題は、何か大きな目標を設定して、そして、矛盾だらけの問題ですから、これを解決していくようにぜひともひとつ努力をしていただきたいと思ふ。最後に大臣の御所見を承りまして、私の質問を終わりたいと思ふ。

○渡辺国務大臣 年金の問題以上に医療の問題、差し迫つた問題がたくさんござりますので、これはどうせ健保の審議のときなどは皆さんからもいろいろの御意見が出るだらうと思ふ。そういうような御意見を踏まえまして、根本的に一遍見直しをする、こういう考えでおります。その節、ただいまお話があったようなことも含めて検討させていただきたい、かように考えます。

○和田(耕)委員 終わります。

○大橋委員長代理 国民年金法等の一部を改正する法律案の質疑を続けます。浦井洋君。

○浦井委員 国民年金法等の一部改正案に関連をして質問をしたいわけですが、大臣に聞いておいていただきたいのです。

ことしの二月十八日の朝日新聞の「声」欄に、鎌倉市の六十歳の方であります、初めて老齢年金をもらつてこれが税の対象になると聞かされて驚き入つた。老人の救済を叫ぶ一方でその片足を引く張るとは当局はどういう考えなのか。こういう投書が出ておるわけですが、この年金に課税をされるという問題についてまず最初にお伺いしたいわけですが。

まず、社会保険庁であらうと思ふのですが、厚生年金の老齢年金の部分について受給者から源泉徴収を行つた、いわゆる課税対象者が四十九年から五十二年度まで一体どれくらいおられるのか、数を聞きたいと思ふ。

○大和田政府委員 お答えいたします。四十九年におきまして源泉徴収の対象になりました人数でございますが、三千六百八十二人でござります。五十年、これは二千四百十人、五十二年一万八千五百六十四人、それから五十二年は二月までの分でございますが、これが九万六千五百七人、かような数字になっております。

○浦井委員 大臣、そういう数字を聞かれて、五十一年度もかなり、一万八千五百六十四人ということですが、五十二年度は二段階であり、

ますが九万六千五百七人と、飛躍的にふえておるわけですが、これは、それだけの方が税金を払わなければならぬ立場に立つておられるわけなんです。これについて先ほどの投書のように、受給者のうちの課税対象者から非常に大きな不満が寄せられておるわけなんです。特に年金収入だけで生活をしておられる方にとっては、投書にもちよつと書いてありますが、不満というよりも生活をこわされる非常に残酷な仕打ちだというふうに、そういう声が強々出ておるわけなんです。

そこで、大蔵省はきょうはお呼びしておりませんので、厚生省として、こういう年金を所得税法で給与とみなすということについて、これはやはり非課税にすべきではないかと私は思うわけなんです。その見解をひとつ局長から聞いておきたいと思ふ。

○大橋委員長 年金に対する課税の問題でございますが、現在、遺族年金と障害年金は非課税になっておるわけでございます。老齢年金につきましては、いまお話のございましたように給与所得という取り扱いを受けて課税対象になるわけでございます。ただ、給与所得という取り扱いでございますので、給与所得にござりますので、給与所得にござりますので、課税は認められるわけでございます。

そこで六十五歳未満の受給者について申し上げますと、夫婦の場合には給与所得の控除が五十万円、それから基礎控除は二十九万円、配偶者控除は二十九万円、百八万円までは税金がかららないということになっておるわけでございます。それから六十五歳以上の夫婦で申し上げますと、給与所得控除の五十万円、基礎控除の二十九万円、配偶者控除の二十九万円、それに老齢者控除の二十万円、それから特に税制の特別措置といたしまして、老年者年金特別控除というのが七十八万円認められておまして、二百九万円までは非課税になるわけでございます。

それで、先ほど部長から申し上げましたように若干課税を受ける人がふえましたのは、一つには五十一年度の大改正で年金の水準が上がつたとい

うことでございますが、もう一つには所得減税というものがこのところ行われておりませんで、老年者年金特別控除の七十八万円が据え置きになつたというふうなことがあるわけでございます。これにつきましても今後とも控除額の引き上げ等について努力をいたしてまいりたいと思ふ。

○浦井委員 老年者年金特別控除の引き上げは必要だと思ふので、局長言われたわけですが、やはり六十歳から六十五歳未満のところでは、大臣にひとつこの点が言はれていただきたいと思ふのですが、六十歳から六十四歳の方、戦後がばつて子供を育てて、それから社会に尽くしてこられたわけですが、ところが、年をとつて年金をもらうと、年金から所得税を差し引かれるというふうなことで、非常に不満もあるし、また現実に残酷な事象もあるだらうというふうに考へておるわけなんです。ひとつ改めて大臣の見解を聞いておきたいと思ふ。

○渡辺国務大臣 六十歳から六十五歳の方をお聞きのようにござりますが、この人は年金をもらう以前に所得税を払っていないんじゃないかと思ふ。収入も減つたけれども税金も少なくなつたというんじゃないかと思ふ。六十五歳以上の人は、これはもう七十八万円というのがあるのですから、がさつと収入も減つたけれども税金も極端減つた、そういう感じでしょう。ですから、年金というものが給与の後払いだというふうな説もありまして、先ほど言つたように障害年金とか、たとえば軍人増加恩給のようなものとか、そういうような社会福祉の上から特別見なければならぬというふうなものは非課税にしておりますが、一般の健康な人の場合は、六十歳から六十五歳というのには特別どういふふうな理屈をくつつけて税金を特別に安くするか、六十五歳以上の七十八万円をそれじや半分だけ六十から六十四まで入れろというふうな話でもするとか、ひとつ検討はしてみたい

と思っております。

○浦井委員 確かに大臣言われたように、六十五歳以上の方は現在特別控除七十八万円ですが、これから、減税措置がはかされておられるのである程度所得税の課税対象になるかもしれぬけれどもという話です。やはりほとんどが、大臣がいま言われたような六十歳から六十四歳までの方だろうと思うのです。大臣は、いままです所得税を払っていたんだから、なだらかに、少しずつ減らして、六十五歳以上になれば税金がかからないようにすればよいではないかという趣旨のことを言われたわけですが、六十一歳というのには還暦であつて、赤いちゃんちゃんこを着て、昔と感覚は違つても一つの転機であるわけなんです。そういう意味で、厚生年金の受給資格は六十歳であるわけですから、いま局長の言われた老齢者年金特別控除、これの年齢を、現在六十五歳であるのを六十歳に引き下げる、こういうような方向で努力をするというのがまともなやり方ではないかと思うのですが、これもひとつ大臣に御意見を聞いておきたい。

○渡辺国務大臣 それは下げられれば一番いいのですが、国民年金の支給開始が六十五歳からです。厚生年金は六十歳からもらえるから国民年金よりも先にもらえるわけですよ。それだけだつて差があるところへもつてきて、片方はまだもらわぬうちに片方は五年も前からもらつて減税の恩典まで浴してということになるとさらに格差拡大というようなこともあつて、そこらのところをどういうふうにするか。支給開始年を一つにそろえるという問題とも絡んでくる話なので、なかなかむずかしいと思ひます。

○浦井委員 少し観点を変えます。先ほど社会保険庁の方から言われた五十二年度の課税対象者九万六千五百七人、ざつとでよろしいのですが、この人たちが納める税額というのは大体どれくらいになるものなんですか。

○大和田政府委員 お答え申し上げますが、五十二年二月分の税額、総額でよろしゅうございます

か。――総額は七億四千九百九十万ということになっております。

○浦井委員 大臣、いま聞かれたと思うのですが、七億ぐらい、と言うと語弊がありますけれども、国の財政規模から見れば決定的とは言えない額であるわけなんです。だから何年年金生活者などから七億円ぐらいの税金を取る必要はなからうではないか。大臣の決断さえあれば、ひとつ大蔵省と強力に折衝をしてこういうことをやめるといふことはそうむずかしいことではなからうと私は思ふわけですが、現に厚生省の方としても四、五年、年金に課税するなということで大蔵省に要求をしておられるわけなんです。ところが事態は、課税対象者が急激にふくれ上がつて社会的な問題になりつつあるわけですし、また年金で生活をしていくというのですか、厚生省がたてまゑとしておられる六〇〇の水準を維持するとか、あるいは実質価値を維持するとかいうような、そういうたてまゑさえもこの問題をきつかけにして崩れるかもしれないような危惧も私もあるわけなんです。やはり解決は急を要するわけですが、ひとつ、勇気があり決断力があると言われている大臣の、んばりといひますか、決意、こういうものを、私、改めて大臣に聞いておきたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 税金の全体の額の話ばかりしてよく実態がわからぬと思うのです。これは先ほど局長が言つたように、源泉徴収された件数がふえたというのは、一つは、所得といひますか、年金の額がばつと上がつたため、したがつて一人当たりの年金額といふのが五十年からがばつとふえたわけですよ。ふえたのかかわらず一人当たりの税金額といふのはそんなにふえていないわけですよ。五十二年のものはどれくらいになるかわかりませんが、ですから、そういう実情だといふと、所得がうんとふえて税金だけとかかゼロにしてしまふといふのは、国民年金との関係等もあるから六十歳からといふことは非常にむずかしいと思ひますが、努力はしたいと思ひます。(浦井委員「強力に」と呼ぶ)だから、そこ

のところで、強力にできるかどうか、これは理屈の問題がありますから。税金のことは公平の問題といふのがくつついてきますからね。六十くらいで勤めている人もたくさんおられるわけですよ。ですからその公平の問題もございまして、そういう点等も考へてみて、これはいけるといふときにはそれはがんばりますから……。

○浦井委員 いけるといふときにがんばるといふことでありますが、この点は直接大臣の責任、担当でありますから、これはひとつ期待をしておきたいと思ひます。

それから、次はこのスライド実施時期の問題であります。これは一兆円減税ということと与野党合意をして、かなりいろいろと成果が出たわけでありまして、その一環としてスライド実施時期が当初の、厚生年金、船員保険が八月から六月に、国民年金が九月から七月に、二カ月繰り上がったわけでありまして、スライド実施時期の問題で、やはり各種年金についてそれがばらばらである。ところが一方では、共済であるとか恩給はことしから四月から実施をされるということでありまして、だから、制度が違ふからということと改定時期がばらばらであるということとは、これはやはり国民にとつて不公平ではないかというふうに思うので、社会保障制度審議会の指摘もこれあることであり、やはりこの機会にすべての年金のスライド実施時期を四月にそろえる、こういうふうなことをひとつやっていただきたい、これが第一点であります。

それからもう一つは、この間も大臣にこれに關連して申し上げたのですが、来年度以降についても、今回の繰り上げ実施時期であるところの厚生年金六月、国民年金七月のこれを、また逆戻りさせる、おくらせるといふようなことのないようにしていただきたい。それが第二点であります。それから第三点は、福祉年金を改定する場合でも、ことしせつかく繰り上げがらうておるわけでありまして、実施時期をおくらせないように、この三点についてひとつお答えを承つておきたいと思ひます。

○木暮政府委員 年金額のスライドの問題でございますが、これはいまお話もございましたが、制度によりまして立て方が大分違つておるわけでございます。厚生年金と国民年金につきましては、前年度の消費者物価がその前年度に比較したしまして五割以上上がりましたときには自動スライドをするということと、その実施時期は法律上、厚生年金で申し上げますと十一月になつておるわけでございます。政府原案では本年も九・四割の物価上昇を見込まれましたので、八月を予定しておつたのでございまして、与野党の御議論で六月になつたわけでございます。

そこで今後の問題でございまして、まず四月に合わせられないかということとございまして、いま申し上げましたように、物価指数が確定をしますのが、例年、年度を越えまして五月に入るといふことでございまして、そういう点で、四月に厚生年金や国民年金のスライドを実施するといふことは事務的にできないという問題が一つあるわけでございます。

それから、六月、八月というふうな今度の与野党の折衝の結果でも違つてございまして、これは厚生年金、国民年金等につきましては三カ月分ずつまとめて差し上げるということになつておりまして、郵便局の窓口等の関係もございましてその支給月がずれておるわけでございます。そういう技術的な問題がありまして、全部合わせるということとはなかなかむずかしいわけでございます。

それからさらに、ことし与野党の折衝の結果繰り上げました実施月は少なくともおくらせないようにというお話がございましたけれども、今回の六月、八月の実施は今度の国会の特別の御措置というふうな考へておるわけでございます。来年度の問題につきましてはいろいろな条件を考へまして検討したいというふうな思つておる次第でございます。

○浦井委員 大臣、私当然のことを言っているの

ですが、ひとつ大臣からも政治家として御答弁を願いたいと思います。

○渡辺国務大臣 私も政治家としてはできるだけそういうふうになりたいと思っておりますが、厚生大臣ということになりますと、これはやはり財政の問題もかかってくることでございますので、実際に来年実施できるかできないかまだ見通しも立たないというときに来年度からいたしますと言ふことはなかなか、これは放言になりますから申し上げられないのでございます。しかし、長い歴史を見れば、十一月が十月になったり九月になったり八月になったり、だんだん改善されてきておるわけですから、国の財政状況等とも絡めて、極力御趣旨に沿うように、時間が多少かかるかもしれませんが、努力は続けてまいりたい、かように考えております。

○浦井委員 六時までということなので少し飛ばしますが、国民年金審議会の問題ですが、これは現在学識経験者だけで構成されておる。他の社会保険制度の審議会では被保険者の代表が入っているのが大體通例であるわけです。国民年金の方では、加入者といいますが、被保険者にはかなり日雇い労働者なんかもおられるわけですし、あるいは零細企業者、それに勤めておられる方もおられる。だからそういう意味で、ひとつ国年審にも被保険者の代表を加えるという方向で努力をされるおつもりがあるかどうか、ひとつ聞いておきたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 これは先ほども質問がございましたが、厚生年金とか共済組合とかというのは比較的代表的を選びやすいのです。共済組合なんかだつて組合でやっているわけですから、総評から一人とか同盟から一人とかということができますけれども、国民年金の場合は、御承知のとおり自営業者あるいはいろいろな階層の人が入っております。代表を選ぶといつたって、農協の代表でも入れるのか何かよくわかりませんけれども、非常にはかのもとの比べて代表そのものを選びにくいという問題があるわけです。したがって、これ

はやはりそういうような自営者や農家や、いろいろなところに理解のある適当な標準的な人を選んでおけばそれで十分に代表たり得るのじゃないか。正式な資格を持った代表を選ぶといつたって、弁護士会の代表も入れるのか、税理士会の代表も入れるのか、農民の代表も入れるのか、商店の代表も入れるのか。種々雑多ですから、非常にそういうふうな技術的にもむずかしい問題があるというところは御承知願ひたい。しかし、言わんとする趣旨はよくわかりますから、代表といふふな正式な資格でなくとも、実質上それらの人のよき理解者であり協力者であるような人を選んておけばそれでいいのではないのだろうか、こう考えるわけです。

○浦井委員 局長、何か……

○木暮政府委員 ございません。

○浦井委員 大工、左官さんなんかも入っておられるわけですし、そういうところで労働組合なんかも組織をされておる、そういう代表なども適当だろうと思ひし、あるいは日雇い労働者の組織の方から選ぶのも一つの方法だろうし、前向きで考えれば方法はいろいろあるだろうと思うので、ひとつこの点はぜひ努力をしていただきたい、こういうふうに思ひます。

それから、最後の問題であります、先ほど申し上げたように、スライド実施時期の繰り上げであるとか、それから革新共同の田中実智子議員がこの間予算委員会でも端数処理の問題を取り上げたわけでありまして、社会保険庁の業務課の方ではそういうことダブルパンチで、大変なやんややんやの状態だといふふう聞いておるわけです。八月まではいまからまだ数カ月あるけれども、不眠不休で仕事をやらなければいかぬ、もうノイローゼになりそうだといふようなことも聞いておるわけです。やはり業務課の仕事というのは国民にとって必要な不可欠の仕事であるので、私要望したいのは、やはりこの際、そのダブルパンチを円滑に遂行していくために予算上の措置が必要だろうといふふうに思ひます。その点について

ひとつ、直接の上司である社会保険庁の方からお答えをお願いしたいと思います。

○大和田政府委員 ただいま先生おっしゃいましたように、非常に事務量がいま加算されておりました。業務課の職員が一致団結ということでは一生懸命やっております。ただ、年金繰り上げあるいは端数処理の問題は、一番大事なのは例のプログラマーの仕事でございます。これはいわゆる人海戦術というわけにはいかない。したがって、二十数名おられますところのプログラマーが非常な努力をしてお仕事を進めておるわけでございます。

〔大橋委員長代理退席、中山(正)委員長代理着席〕

もちろんそれが終わりますれば電子計算機関係の仕事等に従事しております職員もかなり仕事があるわけでございますが、その点、たとえばオーバertime、超過勤務手当あるいは庁費等が必要な手当てはしてまいり、かように考えております。

○浦井委員 ひとつ大臣の方も、省のすみずみまで目を配って、いやくも大臣の指揮下でそういう病人であるとかいろいろな不測の事故の起らぬように努力をするということ一言御答弁を願つて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 十分配慮してまいりたいと思ひます。

○中山(正)委員長代理 次に、工藤晃君。

○工藤(晃)委員(新自) 質問いたす前に、いつも私は最後になります。大変早朝から長い時間、大臣、御苦労さまでございます。できるだけ私も簡潔にお聞きいたしますので、それについてできるだけ要点をお答えいただいで、できるだけ早く問題の解決をいたしたいと思ひます。

国民年金法等の一部を改正する法律案につきまして質問をさせていただきます。

昭和三十六年、国民年金制度が発足し、国民皆年金体制が整備されましたから十五年になります。わが国の各年金制度の間には、その給付水準

と負担に格段の差が見られます。また一方では老人人口が急に増しつづつあります。それに伴つて年金受給者が急激に増加する傾向が予測されております。逆に、それを支えていく被保険者数は将来とも余り伸びないといふふうな予測されております。すなわち、それが比例していかないということでありまして、このような構造上から来る財政の圧迫、それから低成長に伴います高齢者の再雇用問題あるいは核家族化的風潮、それに輪をかけて先進国に比較しまして大変日本の住宅事情も悪い、こういうことが将来の年金財政を急速に圧迫するのではないかと。このまゝいままとそういう状態になつていくのじゃないかということが心配されております。福祉政策の重要な柱であります年金制度に對しまして、現実的な論議をもとに、給付と負担の関連を重視しながら、応能の原則に従つて制度の改善を真剣に考えていかなければならないといふふうな考えをしておりますが、その点について政府の基本的なお考えをお答え願ひたいと思ひます。

○木暮政府委員 ただいまお話のございましたように、年金財政は、人口の老齢化に伴ひましてかなりむづかしい局面を迎えていくのではないかと。いふふうな予測をいたしております。国民年金について申し上げますと、被保険者は現在二千四百万程度でございます。その二千四百万程度の被保険者が老齢年金受給者二百九十万人ぐらゐを担いでおるといふ状態でございます。八・五人で一人の受給者を見るとき、国民年金の場合には大體いまだ水増ししては、昭和八十五年ごろにまいりまして二千五百八十八万程度の被保険者ではないかといふふうな思つておるわけでございます。それに対して老齢年金の受給者は六百四十万程度になります。現在八・五人で一人の受給者を見るという形が、四人で一人の老人のお世話をするといふようなところになつていくわけでございます。それに比例をいたしまして当然給付費もふえていくわけでございますし、保険料も国民の御理

任意だから掛ける人が少なくなる場合だつてあるわけですね。後になって任意に掛ける人が少なくなつたときには大変な保険負担、財政負担になつてしまふ。だから任意ではちよつとぐあいが悪いのじゃないですかというふうな話なんです。そう言われるとそれともなごとなので、もう少し何かうまい工夫を研究してみたらどうだということ、これは少し研究してみよう、こう思つております。

○工藤(見)委員(新自) 民間の生保の制度など、いろいろとまた参考に研究されたいといふのはいい方法が生まれてくるかもしれないので、そういう点もひとつお願いして、一応前向きに、そういう任意制度をできるだけ提供していくというふうな考え方でひとつ御検討いただきたい。この問題についてはそう思います。

それから、厚生年金と国民年金とのアンバランスというものをやはり何とかしなければいけないのじゃないかというの、これは一つの世論だと思ふのですが、そういう厚生年金の所得比例部分を除いたものと国民年金をできるだけスライドさす、一致させるというふうな考え方が、そういうものを基礎年金というふうな考え方に持つていくと考えはございませんか。

○本暮政府委員 現在、厚生年金は定額部分と報酬比例部分があるわけでございます。一方、国民年金は定額年金でございまして、厚生年金の定額部分と国民年金の年金額とのバランスをとつていけば、いわゆる基礎年金構想というものの一つのアプローチとして考えられるのではないかと御提案は幾つあるわけでございます。この問題につきましまして、将来の年金制度の大きな問題でございますので、先ほど来申し上げておりますように、昨年の五月からやつております年金制度基本構想懇談会で検討をしていただいておりますところでございます。

○工藤(見)委員(新自) その懇談会の結論というのは大体いつごろ出る予定でございすか。
○本暮政府委員 非常に広範な問題でございすし

て、幾ら時間をかけてもかけ過ぎることはないという性格のものだと思ひますけれども、私ども事務局といたしましては、この秋に一応の意見の取りまとめをしていただきたいというふうにお願いをいたしておる次第でございます。

○工藤(見)委員(新自) 次に、被用者の妻の問題について伺ひたいと思いますが、被用者の妻は国民年金に任意加入することができるといふふうになつております。その加入者は大体どれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○本暮政府委員 六百万人に達したところでございます。
○工藤(見)委員(新自) 被用者の妻がなぜ任意加入として国民年金の方に導入されているかという、その内容というか、どういう形でそういうものが国民年金の方に導入されたのか、その意味を伺ひたいと思ひます。

○本暮政府委員 年金制度の立て方といたしまして、個人単位に年金制度を考へていくという行き方が一つございす。それからもう一方には、世帯単位に年金制度を立てていくという行き方があるわけでございす。日本の場合には、厚生年金とか各種共済組合は世帯単位に年金制度を考へておりまして、たとえば老齢年金でも、被用者が年金をもらひまして、被用者の奥さんはその夫の年金で生活をする、こういうような設計になつておるわけでございす。一方、国民年金の場合には、一人一人の個人をとらえて年金制度を立てておるわけでございまして、夫婦の場合にもそれぞれ被保険者になり、それぞれ保険料を納める、こういう形になつておるわけでございす。

厚生年金が発足をいたしました、その後から国民年金ができたわけでございす。一方は世帯単位、一方は個人単位ということで発足をしておりますので、いろいろの間に橋渡しの必要があるわけでございまして、希望のある場合には被用者の妻も任意加入ができるというふうな措置をとつたということでございます。

○工藤(見)委員(新自) 現に、先ほど申しました

ように任意加入制度がこういう形で実現しているわけでございす。厚生年金の方から妻だけが国民年金の方に二重に加入できる、そういうこともあります。初めての任意加入制度というものの導入は、初めは、そういうものも現にできてゐるのですが、しかし、その任意加入でできるということは大変結構なことなんですけれども、それが国民年金の財政を将来非常に圧迫するだろうというふうな予測はされるわけですね。そういうふうな制度の中へ任意的なものが導入されてくる、そしてその被用者の妻は将来受給者の側に回つてくるというふうな場合に、国民年金財政を非常に圧迫してくるのじゃないかという考え方があつて、ですから、そういう中途半端な、国民年金に任意に入れていくというのじゃなくて、もしそういう可能性があるとすれば、逆に独自のそういう妻に対する任意加入の年金制度を考へたらどうかというふうなことも一つ考へられるわけで、何とその妻だけに限らず、任意加入制度というものが、こういう問題が逆に今度は国民年金の方の財源を非常に圧迫していくことを踏まえて、何かそういうものの調整とか、将来どうすればそういうものがすべて円滑に行われるかというところを真剣に考へていただきたい、こういうふうに思つてございす。

○本暮政府委員 任意加入の方が六百万を超えるということは大きな事実だと思つてございす。任意加入というところで済まされておるということでございますけれども、給付の面から一つ見ましても、最近厚生年金の給付が非常に充実してきた、国民年金も充実してきたというところになりまして、厚生年金から夫婦が生活できる年金が出る、それに妻の任意加入で国民年金の方からも給付が受けられるということになりまして、非常に高い水準の給付になりまして、国の経済力とかそういうものから考へまして、将来そういう面でも一つの大きな問題になると思ひます。それからまた国民年金のサイドから見ましても、現在は保険料を納める方に回つておるわけでございす。確かに

かに御指摘のように将来は受給者に回つていく。将来とも被用者の奥さんがみんな任意加入をしていくということであればまた一つの考え方もできると思ひますけれども、任意加入でございすから、将来は被用者の奥さんが入らないということも考へられます。そうしますと、先ほどの問題と同じように非常に不安定な状況になると思ひわけでございます。それで、年金制度基本構想懇談会をつくりましたのも、一つ一つの制度だけではないで、八つある年金制度を横断的に物事を考へないで処理できない事態ができてきているではないかというのが懇談会設置の一つの趣旨でございす。御指摘の点は懇談会でも一番大きな問題の一つにならうかというふうな思つておるわけでございす。

○工藤(見)委員(新自) それからもう一つ、このように急激に老齢化してくる社会が日本の社会でございす。そうすると当然のことには受給者がふえてまいります。そうすると、現在プールされておるような財源でも急激に減つていくというふうなことが推定されます。またとんだ年金の額を上げてもらひたいという要求も当然だろうと思ひます。サンドイッチになつて、そういうものを支えていく後の世代にそういう給付のツケを回されてくるということになつてまいらうかと思ひますが、そういう場合に国民の合意をどうやって得ていくかというところは重大な問題だろうと思ひます。私のはいやだ、受給者はもう方がいいというふうなことの要求が逆にギャップとして生まれてまいります。そうするとどうしても円滑な運営というものは困難だ。特に年金の場合には、既得権として得たものを失うということには途中であり得ないと思ひます。また持つてこれた方もその要求を当然されると思ひますので、そういう面でも財政が硬直する、あるいはまた逆に赤字に転落していくというところで、大変大きな政治課題になつてまいります。そういう状態になつてから、さあどうしようというところではなかなか困難だろうと思ひますので、いまの段階において将

来に非常に大きな展望を持たなければいけないの
じやないか。同時に、後の世代の方々に十分な認
識、そういうことに対する理解を得る努力もいま
からしておかなければいけない問題じやないかと
いうふうに考えますが、その点、いかがでござい
ますか。

○本署政府委員 ほかの社会保障制度も負担の問
題が非常に大きな問題でございしますが、年金の場
合には特に世代間の負担のバランスを見なければ
ならないというのが非常に大きな特色でございま
して、その点、御指摘のとおりだと思つてござい
ます。現在八、九人で一人ぐらゐの老人をめ
んどどう見ていけばいいというのが、将来は三、四
人で一人ということになっていくわけでございま
すから、どうしても後の世代の人に負担をしても
らう部分が多くなるといふことは避けられないと
思つてございしますが、それにしまして、制度
を合理的なものにいたしまして、この負担がお
れたちに回つてくるのであればやむを得ないとい
うような理解を得られるような制度の充実に申し
ますか、合理化と申しますか、そういうことをし
ていかなければならないといふふうに考えておる
わけでございします。

○工藤(見)委員(新自) それでは、もとの発言にま
た戻るわけでございしますけれども、家族制度とい
うか、現在、社会の風潮というのは核家族になつて
まいつております。子供が親のめんどどうを見ない
風潮というのは非常に強くなつてきています。現実
においてめんどどうを見れないといふこともありま
しょうけれども、また昔に比べれば、やはり家族
制度といふものが変わつてまいりました。それで
ございしますか、親のめんどどうを年とつてから見て
いこうという責任感といふものもあるいは薄れてき
てくるのじやないかといふふうに感じます。しか
し、もともと、お年寄りが最も幸せな条件といふ
のは、ヨーロッパでも言われておりますように、
スーパの冷めなところにいることが年寄りの一
番幸せな環境なんだといふふうに言われておりま
すが、そういう意味においては、単に年金のサイ

ドだけからこの問題を考えるよりも、やはり年金
の額を将来ふやしていきつてくれといふことは当然
の要求でございしますし、またその年金によつて生
活していこうという層がふえればふえるほど大変
大きな財政圧迫になつていく、だからそれより
も、まず子供が親のめんどどうを見るというたてま
えに立つて、その上に小遣い程度のものがたとえ
ば与えられてくるといふことであればそれほど大
きな財政的な圧迫にもならないし、またお年寄り
もその小遣い程度のものがあれば、すべての生活
をそれによつて保障しなくても済んでくるといふ
ふうな一挙兩得の解決方法と同時に、親子の幸せ
な精神的な結びつきもそこから生まれてくると思
えるわけで、そういう意味においては、戦後急激
に核家族化した社会的風潮といふものに対して
も、一遍親子関係といふものを改めて考えてみる、
そういうこともあるいは将来、年金の大きな必要
な条件になつてくるのじやないかといふふうに側
面的には考えるわけでございします。

同時に、では一体どうすれば親子関係がうまく
いくだらうかといふことを考えますと、やはり一
番大きな問題は住宅の問題だと思つてゐます。親子
が一緒に住みたたくても住めないような、そういう
環境の中では親子関係を円満にやるといふてもむ
ずかしい。日本の住宅事情は先進国に比べて大変
悪いといふことは定評でございしますので、やはり
住宅政策の中に、この核家族化に対してもう一遍
親子関係を円滑に行い得るような社会環境をつ
つてあげるための住宅政策といふものを再検討し
なければ、年金問題は将来大変大きな財政の硬直
状態をもたらすだらうといふふうに憂へますの
で、より積極的にならうといふ問題が解決さ
れるために、そういう住宅政策について政府委員
の方から、そういうものを踏まえた住宅政策、今
後どういふふうを持つていけばいいの、ひとつ
所見をお伺いしたいと思ひます。

○国吉説明員 老人にとりまして住宅の問題とい
うものは、老後の生活の安定あるいは福祉とい
う面から非常に重要な問題だと考えております。今

後、高齢化社会に向かうといふことでございま
す。まず第一に老人を含む世帯、そういう世帯
が、それから現在老人二人だけの世帯あるいは単
身者の世帯、いろいろケースがございします。それ
ぞれのケースに応じてきめ細かい対策が必要
だ、そういうふうな考えております。従来は公営
住宅で老人向けの公営住宅、あるいは老人同居向
けの公営住宅、そういうものを建設してまいり
ました。それから公庫融資の場合ですが、老人の
割り増し貸し付け、そういう制度をやつてまい
りました。今後いろいろな制度でやつてまい
りまして、今後はいろいろな制度を十分
拡大していきたい、できるだけ老人の同居向けの
公営住宅等を積極的に建設していきたい、そうい
うふうに考えております。

○工藤(見)委員(新自) これは単なる発想でござ
いますけれども、そういう住宅の将来のビジョン
と年金のこゝろをどう考へ方といふものがうまくス
ライドしていかなければならぬか実行はむずかしい
と思ひますし、それからまた、住宅政策と年金の
問題を絡み合わせて国民がよりそういうところに
目を向けるような、何かそういう制度を別に考へ
る。たとえば年金つき住宅とか、そういう
ふうな形で、親子が一緒に住んでいくことがい
んだといふふうな社会風潮をつくり上げるような
何かシステムでも考へていただきたいと思ひま
す。これは将来、年金だけじゃなくて社会環境を
明るくしていくためにも大変必要だらう、こうい
うふうに考えます。今後住宅政策をお考へになる
ときにぜひこういう日本の家族制度そのものを
う一遍洗い直しながら住宅政策といふものを考へ
ていただかないと、常に現時点の世相だけをなが
めて考へられるとそういう将来の展望といふもの
がなかなかうまくいかなければいけません。そう
いう意味におきましては、大臣にもお願いしてお
きたいのですが、そういう関係のところとか、ある
いはまた労働省の雇用促進の関係とか、そういう
方々と一緒に、将来年金制度をどういふふう
に運用していけばより効果的な結果が出るかとい
う、前向きな各省間の話し合いもあわせて今後と

ただけですようにお願いしておきたいと思ひま
す。
最後にそういうことについての総括的な大臣の
御所感をちょうだいして、私の質問を終わります。

○渡辺国務大臣 まことにございともな、一つの
りっぱな御意見だと思ひます。私も厚生大臣にな
りましてから、ただ物質やお金だけでは福祉とい
うものはうまくいかなければ、福祉の心を忘れて物質
だけではだめなんだといふことで、福祉の心とい
うものをうたい上げておるわけでございしますが、
やはりそれは総合的に考えまして、厚生年金の還
元融資といふようなもので個人の住宅の資金等も
貸すのですから、そういうときにはあなたのような
な発想も大事だと思つて、貸し付けの際に、老
人と一緒に住めるような家をつくる人にはよけい
に貸すとか、何か特別なメリットがつくようにす
るとか、考へてみましょう。それはわれわれのと
ころはできるのですから。それと同時に、労働省
や建設省等ともよく連絡をとつて、御趣旨に沿
うように私は努力いたします。

○工藤(見)委員(新自) ぜひそれを具体化してい
ただけですようにお願いいたします、私の質問
を終わります。

○中山(正)委員長代理 次回は、明二十一日木曜
日午前九時五十分理事会、十時委員会を開会する
こととし、本日は、これにて散会いたします。
午後六時三十三分散会

